金沢城史料叢書39
金沢城普請作事史料6

文化五年　御造営方一件留帳

御造営方一件留帳　全５冊

御造営方一件留帳（三）文化５年５月８日条

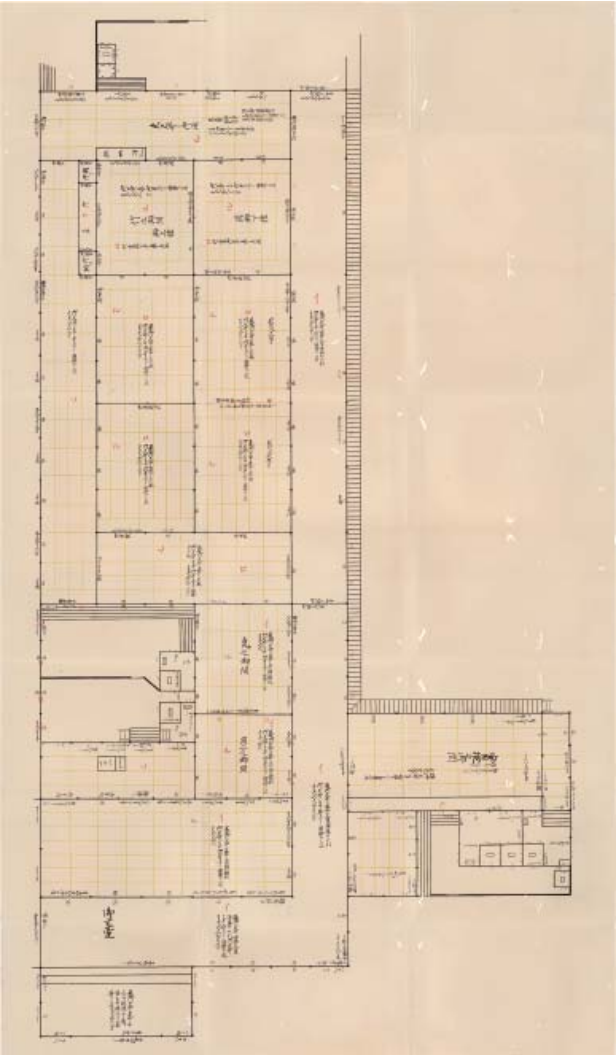

二之丸御殿建物指図①

御（表）式台・竹之御間・実検之御間等辺り　　金沢市立玉川図書館蔵

※文化の火災後、二ノ丸御殿再建後に作成された指図。宝暦の火災後に進められた再建事業では、竹の間・矢天井の間付近が再建されないまま、文化5年（1808）の火災で二ノ丸御殿は再び焼失した。本史料からはこれらの間の再建が当初から計画されていたことがうかがえる。

序

金沢城の総合的な調査研究事業を始めたのは二〇〇二年のことで、はや一九年の年月を重ねました。これまでの研究成果は「金沢城史料叢書」と副題を付し、これまでおよそ四〇冊の調査報告書・史料集等のかたちで公にしてきました。これらは、県民はじめ全国の歴史愛好家や研究者の要望にこたえるべく、県の行政情報サービスセンターにて有償頒布を行っており、中には完売し品切れになったものもあります。

これもひとえに調査先の関係機関や個人の方々から賜ったご厚情・ご助力の賜物であり、また金沢城調査研究委員会ならびに同専門委員会のご指導のお陰であると感謝しております。

振り返ると「金沢城史料叢書」の第一冊目は、二〇〇四年に刊行した、『御造営方日並記』上巻でした。当時の教育長、山岸勇（故人）の序文をかかげ「金沢城史料叢書」はスタートしました。「御造営方日並記」とは、文化度に再建された二ノ丸御殿の普請・作事を一手に管轄した「造営方」という特任部署のトップをつとめた加賀藩士高畠厚定の政務日記であります。これを三年がかりで公刊した結果、金沢城二ノ丸御殿の造営組織や動員された大工・石工について、また障壁画の様相について研究の進展をみました。

同書の上巻・下巻二冊が刊行されたことを契機に、金沢城二ノ丸御殿絵図の史料収集や調査研究もすすみ、御殿空間の変遷過程も明確になってきました。このように『御造営方日並記』公刊は二ノ丸御殿の調査研究に多大な貢献をしてきたものと思っております。

今回刊行できました「文化五年　御造営方一件留帳」は、既刊の『御造営方日並記』と密接な関連をもつ造営方主附高畠厚定の日記です。同一著者による文化五年の政務日記で『御造営方日並記』上・下巻の欠失部を補うものであることは、本書の解題に記す通りです。

『御造営方日並記』につづき、本書が公刊され、文化五年の二ノ丸御殿焼失直後の実情、また、御造営方役所の設置経緯が鮮明になったことは、まことに喜ばしい限りであります。本年より始まった二ノ丸御殿跡地での埋蔵文化財確認調査でも、『御造営方日並記』と八〇点余に及ぶ二ノ丸御殿関係絵図は大きな役割を果たしていますが、今回本書が加わり、二ノ丸御殿の調査・研究ひいては復元整備に有益な情報を提供するものと確信しております。

県民・市民におかれましては、関心のおもむくまま、こうした史料集などを手に取り、金沢城二ノ丸御殿の造営に関わった人々の動向や御殿建築の建設過程の実際に直接ふれていただくことも期待しております。

金沢城調査研究所では、こうした基礎的文献史料などをふまえ、わかりやすい御殿再建に関する情報発信にもつとめております。どうぞ、こちらのほうもご期待下さい。

二〇二一年三月

石川県金沢城調査研究所所長
木越隆三

凡例

一、本書は、文化五年（一八〇八）から同七年（一八一〇）にかけて進められた二ノ丸御殿再建事業において造営方主附を勤めた高畠厚定（一七五三～一八一〇）によって書かれた日記「御造営方一件留帳」（全五冊、金沢市立玉川図書館蔵）を翻刻するものである。なお、本書のタイトルは便宜的に「文化五年　御造営方一件留帳」とした。

一、翻刻にあたり、原文を尊重したが、わかりやすい表記に統一するため、趣旨を損なわない範囲において、次のような原則で表記を改めた。

（1）字体は常用漢字を原則としたが、「躰」・「扣」・「广」・「祢」など一部の文字は原文通りに表記した。

（2）変体仮名は仮名に改めた。ただし「茂」・「而」・「者」・「江」・「与」などは漢字表記した。また、旧仮名の「ゑ」、合わせ字の𪜈（より）、〆（しめ）についてもそのまま表記した。

（3）本文中に適宜読点（、）と並列点（・）とを加えた。

（4）文意の通らない文字には右傍らに（ママ）と注し、明らかな誤字・脱字は右傍の（　）で校訂した。また、重複した文字には右傍に（衍）と表記した。

（5）虫損・破損などにより判読できない文字は□□□、もしくは［　］で示した。

（6）表敬の欠字は一字あけ、平出の場合には右側に（平出）と注記した。
（7）朱書や後筆は、その部分を「」でくくり、右傍に（朱書）（後筆）と注記した。

一、欄外に、本文中の重要事項や注目すべき事項に関して標出をかかげた。

一、本文中、職業・身分や身体などに関する卑称・賤称が使用されることがあるが、本書では原史料の通り掲載している。それは、事実に則したものであり、差別を容認するものではない。

一、本書の編集・執筆には、主に石野友康・大西泰正があたった。また、校正・校訂などに池田仁子の協力を得た。

金沢城調査研究絵図・文献専門委員会

宮崎勝美　元　東京大学史料編纂所教授
袖吉正樹　金沢市立玉川図書館司書
竹松幸香　前田土佐守家資料館学芸員

金沢城編年史料編纂協力員

池田仁子　金沢市文化政策調査員
清水　聡　狛江市企画財政部市史編さん室
長屋隆幸　愛知県立大学非常勤講師
萩原大輔　富山市郷土博物館主査学芸員
室山　孝　元　石川県立図書館史料編さん室次長

目次

序
凡例
（一）二之御丸御焼失一件留……一
（二）二之御丸御殿等御造営一件……八〇
（三）二之御丸御殿等御造営主附御用一件……一三二
（四）御城御焼御石垣之分　御届方……一八二
（五）二之御丸御造営ニ付惣様図帳銀高留……一八六
解題……二〇二
索引

（表紙）
「四十七枚」（朱書）
戊辰正月十五日（文化五年）
二之御丸御焼失
一件留
菅原（高畠）厚定

御城焼失一件

暮六ツ頃、二ノ丸より出火、高畠厚定組は当番のため城を巡回する公事場にも火の粉がかかる

二ノ丸の建物は残らず焼失

年寄衆席より出火か

戊辰正月十五日（文化五年）　御城御焼失一件之事、

一、正月十五日暮六時頃、二之　御丸ゟ出火ニ付、折節組当番日ニ付、先七拾間御長屋御門江罷越候処、二之御丸御広式与相見へ火勢厳敷、夫ゟ兼役ニ付、蓮地（池）通り、公事場江乗廻シ候処、公事場も火ノ子来り為防、書キ物不残御土蔵へ入候上、組寄場相頭（尹・定番頭）団氏、去冬ゟ引籠故被罷出義難計故、又蓮池前ゟ乗廻、不開門前寄場江罷越処、団氏駕籠ニ而被罷出故、夫ゟ土橋御番所江相廻ル所、二ノ御丸御建チ物ハ不残御焼失、出火ノ所ハ不相知候へ共、年寄衆両席之内ゟ出火ノ躰ニ被相察、　御殿廻・御家作之分・御

広式トモ不残御焼失、御楽屋多門・四拾間御長屋・菱御矢倉・五拾間御長屋・橋爪一二之御門・御広式御土蔵共御焼失ニ御座候、夫ゟ三御丸御番所江も相廻、三ケ所共御番所御別条無御座候、三ノ御丸下馬ハ潰取申候、火勢急ニシテ烈敷事無申計、都テ二御丸切之御焼失ニ候、暁天七半頃鎮火也、

二ノ丸残らず焼失

七ツ半頃鎮火

一、御用番山城殿（横山隆盛・年寄）江　御機嫌伺之義可相達与、三ノ御丸ニ而相尋候処、何レニ被御座候哉不相知ニ付、御横目へ相尋ル所、前田伊勢守殿（孝友・城代）御宅　御城代ニ相成由故、直ニ罷越奉伺御機嫌、其外指掛ル義共相達、夫ゟ金谷御殿江罷出奉伺、相公様（平出）御機嫌（前田治脩）、罷帰也、

金谷御殿の前藩主治脩に機嫌を伺う

今般御焼失ニ付、御用方明十六日ゟ伊勢守殿（前田孝友・城代）於屋敷被取捌候間、御用有之人々ハ、右御宅へ罷出候様、且明日ハ火事装束着用罷出候筈之旨可申談様、御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被仰聞候条、為御承知申進候、以上、

御用は年寄前田孝友宅で取捌くこととする

正月十五日

高畠五郎兵衛様（厚定）　　山本又九郎（守令・大小将横目）

右、承知之返書遣也、

七十間長屋・金谷門を除き城内御役人は当分の間火事装束で出勤することとする

七拾間御長屋御門・金屋(谷)御門之外、御番人当分火事装束ニ而罷出候様可申談旨、伊勢守殿(前田孝友・城代)被仰聞候条、為御承知如斯ニ御座候、以上、

正月十九日　　山本又九郎(守令・大小将横目)

中村九兵衛様(帷正・定番頭)

別紙山本又九郎ゟ之紙面、只今到来ニ付、写相廻申候、御番人中江ハ私ゟ申談候、御順達可被返下候廻状致二通候、以上、

正月十六日　岡田氏ゟ来、中川氏へ遣、　　中村九兵衛

同役五人様

富永助有に宝暦九年の御用番方留帳を遣わす

明日十七日寄合に付、城代宅へ赴くよう連絡が来る

町廻・馬廻を厳重にさせる

正月十六日、

一、富永氏(助有・馬廻頭)ゟ来状、宝暦九年御用番方留帳取ニ来、則遣也、且明十七日不時寄合、中村氏(帷正・定番頭)へ可罷越旨も申来、将又明十七日ゟ伊勢守殿(前田孝友・城代)御宅へ罷出候、服常服ニ相成候段被申越、承知之返書遣也、

町廻・御馬廻之儀、此節之儀ニ候条、昼夜共厳重ニ相廻候様可被申渡候、以上、

正月十五日　　横山山城(隆盛・年寄)

中村九兵衛殿（帷正・定番頭）

町廻・馬廻を厳重にすべきとする廻状来る

別紙御用番山城殿（横山隆盛・年寄）ゟ之御紙面写一通相廻申候、御組々可被仰談候、御順達可被返下候廻状致二通候、以上、

正月十六日夜ニ入岡田氏ゟ来、富永氏へ遣、　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様致承知十八日ゟ之義与存候、

追而富永様（助有・馬廻頭）御預り組々――――――以上、

前段本文前ニ記、

町廻は当分一人で廻らせる

別紙之通御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被仰聞候間、町廻之義、御人少々候へ共、今般之趣ニ付、当分一人充成共可被相廻候、御承知候而可被相返候、以上、

正月十八日　高畠五郎兵衛（厚定）

浅香治部殿

神戸采女殿

橋爪門番所出来も仮番所ゆえ夜中二人宛交代とする

橋爪御門御番所出来候得共、仮御番所故夜中二人宛交代之趣ニ相極候、各被申談番ニ可被致候、尤御門方不指支様ニ相達候間、御承知候而急速被相廻落着ゟ可被相返候、以上、

正月十七日　　高畠五郎兵衛（厚・定）
　　団　多大夫（尹・定番頭）
小幡次郎殿等拾二人

御殿焼失に付、藩主斉広（在府）・前藩主治脩（在国）へ御機嫌伺いのため、御用番年寄宅まで出仕するよう命ぜられる

猶以、病気等ニ而難被罷出人々ハ以使者可被申聞候、以上、

御城之内御焼失ニ付、
御両殿様（平出）為伺（前田治脩・斉広）　御機嫌、今明日中御用番宅迄可被罷出候、以上、
正月十七日夕七時ゟ富永氏ゟ来、岡田氏へ遣、　横山山城（隆盛・年寄）
中村九兵衛（帷正・定番頭）等十人殿

別紙武田喜左衛門（信古・定番頭）ゟ之廻状写壱通相廻申候、御順達可被返下候、廻状致弐通候、以上、
正月十七日夜六時過来、岡田氏へ遣、即刻　中村九兵衛（帷正・定番頭）
同役五人様

追而――――――――　以上、

役人等の働きの様子を書き出させる

今般　御城中火事ニ付、御役人等働之様子相しらへ、早速書出候様御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被仰聞候、

役人等の動きの様子を書き出させる件、同役等へ周知させる

此段御一統江私ゟ可申談旨被仰聞候条、御承知被成、御同役御同席方等御伝達、御組御支配御申談被成、御書出可被成候、早速先々御通達落着ゟ御返可被成候、以上、

正月十七日　武田喜左衛門（信古・定番頭）

中村九兵衛様（帷正・定番頭）

三ノ丸番人中が当分番を勤めるにあたり、相談すべき事項順達を求める

先刻御承知之通り、三之御丸御番人中当分張番被仰渡候ニ付、御番人中江申談方紙面之扣并河北・石川両御門下番足軽御賄受取方小札案文等為御留相廻申候、御順達可被返下候、廻状致両通候、以上、

正月十七日　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様

追而――――――以上、

城内焼失に付、三ノ丸番人衆に張番を勤めるよう求める

当十五日、御城中火事ニ付、二之御丸御焼失ニ付、当分其御番所張番可被相勤筈ニ候旨、御城代伊勢守殿（前田孝友・城代）被仰聞候条、被得其意、河北・石川両御門当番与力中江も可被申渡、尤四番組迄可有御申談候、以上、

正月十七日　中村九兵衛（帷正・定番頭）

三ノ御丸
御番人衆中

三之御丸御番所張番被相勤候ニ付、河北・石川両御門下番足軽御賄之義、被申聞次第御賄札拙者共印章之御札を相渡、右を以御台所へ受取ニ向候へハ、渡方不指支候条、四番組迄御申送可在之候、以上、

河北・石川門下番足軽の賄札は御台所に差し出す

御用番
中村九兵衛（雌正・定番頭）

正月十七日
三ノ御丸
御番人衆中

湯漬賄札の書式

覚

一、何人　何方御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事

辰正月何日　頭印
御台所

橋爪門の番所焼失に付、仮番所が出来る迄三ノ丸橋の爪に立番させることとする

橋爪御門御番所焼失ニ付、右御番人仮番所出来迄、三之御丸橋之爪ニ代々立番可被申談候、依而当分御番帳不及判形、煩引書附等不及取立候条、此段夫々可被申談候、尤御帳付罷越、御番之様子見届申筈ニ候条、是又其心得可被申談候、以上、

正月十六日　　前田伊勢守（孝友・城代）

中村九兵衛殿（帷正・定番頭）

三ノ丸橋爪に立番の件、定番頭に順達する

別紙之通、御城代伊勢守殿（前田孝友・城代）被仰聞候、為御承知相廻申候、御順達可被返下候、廻状致二通候、以上、

正月十七日　　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様

右、本文廻状寄合ニ而写取也、

別紙両通御横目山本又九郎（守令・大小将横目）ゟ申来、御番人中江御用番中村九兵衛（帷正・定番頭）ゟ申談ル筈ニ候へ共、為念相越之候条被得其意、急速相番中江可被申談候、以上、

正月十七日　　高畠五郎兵衛（厚定）

団　多大夫（尹・定番頭）

三御丸筆頭也、
遠藤数馬（高璟）殿
坂井伊兵衛殿
橋爪同断、
小幡次郎殿
柘植三左衛門殿
金谷同断、
津田大次郎殿
松田左次馬殿
前波瀬八郎殿
右、触出之本文、当十五日、山本又九郎ゟ之紙面ニ而七拾間金屋（谷）御番所不及火事装束ニ義、
并同日同人ゟ申来ル伊勢守殿（前田孝友・城代）於屋敷御用方取捌有之間、人々御用有之候ハ、罷出候様、且
十六日、火事装束ニ而御出候様之触出也、
別紙之通、御城代伊勢守殿（前田孝友・城代）ゟ申来候ニ付、写一通相越之候条被得其意、急束（速）相番中へ可被
申談候、以上、

正月十七日　高畠五郎兵衛（厚定）
団　多大夫（尹・定番頭）

小幡次郎殿
柘植三左衛門殿

右、本文ハ橋爪御番所立番ニ付、御帳ニ不及引出直書（カ）不指出旨ニ伊勢守殿（前田孝友・城代）御紙面之趣申渡也、

橋爪門下番足軽に湯漬けを支給する

覚

一、六人　橋爪御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰正月十八日　高畠五郎兵衛（厚定）印
御台所

右、御番所廻之節、直ニ柘植三左衛門へ渡也、

正月十八日、

一、同役御用番八時ニ退出候様、御横目所ゟ談有之也、

先手が石川・河北両門の守衛に出る

一、石川・河北両御門与力番所へ、今般御城中御焼失ニ付、御先手御堅メニ御出候所、十八日ゟ自分幕打申旨、然処土橋御番所も張番ニ相成候処、右之通御先手自分幕打申故、侍番所ニハか様有之間敷与　御城代方へ相届田町交口幕打事ニ相成候也、此懸合廿日土橋御番人岡田氏組故岡田氏被掛合也、（之龍・馬廻頭）（ママ）

別紙之通、武田喜左衛門（信古・定番頭）ゟ申来候間、写壱通相越之候条、働之様子紙面ニ被相調、急速可被書出候、先々急速被相廻留ゟ可被相返候、以上、

正月十八日　　高畠五郎兵衛（厚定）

組中廿五人殿

外四人之分、在遠所并長病人、横地勝左衛門儀ハ罷出候へ共、病□（虫損）途中ニ而悪敷罷帰旨、紙面を以断也、

右、本文十七日ノ所ニ記有之、今度火事之節働キしらへ之義也、

一、今般御番相改、今日一番組橋爪・金谷拙者組故相廻、当分御番日毎ニ相廻ル也、

一、今十八日、松坂ゟ入、橋爪御番所江罷越候処、厂（雁）木坂へ参り候得者、御歩横目与申聞、此往来常服之者ハ無御座筈与申聞故、拙者共御番所廻ハ常服□（虫損）参罷通り候、其後無程同

城内往来の際の服装等、御歩横目より注意を受けるのは心得がたし

役杉野氏（盟・算用場奉行）被廻、橋爪ヨリ松坂江被抜図り之所、御歩横目申聞ハ、此間ハ高足不相成筈、服も火事装束之図り往来も難相成与申聞候故、一向難心得趣、いツれゟ申渡ニ候哉与被申入候得者、何れニ御横目中被居候、直ニ掛合候様申故、於厂木坂ニ而山本又九郎（守令・大小将横目）・岡田徳三郎へ被申入候へハ、ヤハリ右之趣故、一円不得其意義、敷石続ニ無之、高足ニ無之而者指支候事、服も同役何も常服之趣往来之義も拙者共往来指止候而ハ、只今も指支可申与段々被掛合候所、御城代ゟ右之趣被仰渡故指支候旨故、御横目之儀ニ候へハ、御城代ゟ被仰渡共拙者共役前之義ニ候へハ、左様ニ而ハ不指支与差別も可有之与被掛合候へ共、いつれニも被仰渡与有之故、伊勢守（前田孝友・城代）於御宅杉野氏同役中へ右之趣被申聞故、何も御席へ罷出、角尾金左衛門を以其段相達候へハ、被仰聞趣不相聞故、於御別席直ニ御達申所、且而御馬廻頭往来不相成ニ而ハ無之候、焼跡ハ高足不相成候へ共、往来筋迄ハ不相構訳、併従者成タケ減候様、又兵衛殿（村井長世・城代）も手笠ニ被成候由故、私共ハ急病人其外於御番所急切之儀有之、又出役前御平生スラ毎度可廻義、加様之節猶以之義与相達□□、橋爪ゟ松坂往来焼跡筋通候時ハ、小者一人手笠ニ而可相廻、早速夫々不指支様被仰渡候様ニ御達申、則御横目所ゟも御徒横目江急速申渡有之也、

別紙御横目中ゟ之廻状写三通相廻申候、御順達可被返下候、廻状致二通候、以上、

正月十八日同夜青木氏ゟ来、即刻岡田氏江送ル、　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様

追而――――――――――――以上、

別紙両通之趣、夫々可申談旨御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被仰聞候条、御承知被成、御同役御同席御伝達ヲ組御支配御申談可被成候、且又御組等之御裁許有之面々ハ、其支配へも不相洩相達候様御申談可被成候、以上、

正月十七日　御横目

定番頭衆中

御馬廻頭衆中

御小将頭衆中

井上井之助殿

町御奉行衆中

付札、御横目江、

城下の火の用心徹底を命ず

此節ニ付、御城下町中火之本等厳重申付候様、町奉行江申渡候条、侍屋敷之義ハ申談廻等

指出、厳重相心得可申候、
右之趣、一統可被申談候事、
正月十七日

付札、御横目江、
二御丸　御殿向等御焼失ニ付、当分於伊勢守（前田孝友・城代）宅御用取捌候、仍之右宅へ罷出候人々、門内
従者成限減少召連可申候、
右之趣、一統可被申談候事、
正月

前田孝友邸で政務を行うにあたり従者の減少を求める

今十八日ゟ五ヶ所相廻候御馬廻御番帳、先達而被指出置候処致焼失、しらへ方指支候条、
右御番帳先被致仮帳、各不及判形明日早速可被指出候、以上、
正月十八日
中村九兵衛殿（帷正・定番頭）　前田伊勢守（孝友・城代）

馬廻番帳焼失に付、仮帳にて提出を求める

別紙之通、伊勢守殿（前田孝友・城代）ゟ只今申来ニ付、為御承知相廻申候中帳等、先達而為御留相廻置申候故、

迚明日四時頃迄ニハ出来兼申候間、先中帳を指上、追而御組之御番割下帳を以、中帳相調可申与存候、依テ相廻置申候中帳、となたニ而も明早朝迄ニ御返可被下候、為其如此御座候、御廻達可被下候、廻状致二通候、以上、

正月十八日　五時ニ来、即刻岡田氏へ遣、　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様　致承知中帳等私方へ相廻り居候間、明早朝可致返進候、外様為御承知相廻申候、

番割中帳が厚定のもとに到来する

先達而御指出置御座候御番割中帳等、私方へ相廻居候ニ付、外へ順達之趣ニ下書調置候へ共、昨夜御廻状ニ依テ致返進候、以上、

正月十九日

中村九兵衛（帷正・定番頭）様　高畠五郎兵衛（厚定）

右、返書来也、

石川・河北門下番賄切手を神尾源一郎に渡す

正月十九日、

一、石川・河北両御門下番足軽御賄切手二通、神尾源一郎江渡遣也、

別紙三通御横目中ゟ申来候ニ付、写相越之候条被得其意、先々早速被相廻留ゟ可被返下候、以上、

正月十九日　高畠五郎兵衛（厚定）

組中不残殿　三通触、

右、本文ハ当十七日ニ有之火ノ元触并伊勢守殿（前田孝友・城代）御宅江御用ニ而罷出候人々門内従者之事也、

横目所で誓詞を見届けた分の控を持参するよう求める

是迄諸役人於御横目所、誓詞見届候分扣相渡置候人々ハ、右扣御横目所江持参候様急速御申談可被成候、当分役等ニ而誓詞見届置候分も有之筈ニ候条、当時在役ニ而無之候共、一統不相洩様ニ御申請可被成候、右之趣御承知被成、御同役御同席御伝達、御組御支配御申談可被成候、御組等之内才許有之面々ハ、其支配へも不相洩様相達候様御申談可被成候、以上、

正月十八日　御横目

定番頭衆中

御馬廻頭衆中

御小将頭衆中

町御奉行衆中

横目中よりの廻状の廻達を求める

別紙御横目中ゟ之廻状写一通相廻申候、御廻達可被返下候、廻状致弐通候、以上、

正月十九日夕方青木氏ゟ来、岡田江即刻遣、　中村九兵衛（雌正・定番頭）

同役五人様

追而――――――――以上、

別紙之通、御横目中ゟ申来候ニ付、写壱通相越之候条被得其意、急速先々被相廻留ゟ可被相返候、以上、

正月十九日　高畠五郎兵衛（厚定）

組支配廿九人殿　三通触、

城内の焼灰取り除き作業のやり方を伺う

今般、御城御焼失ニ付、御造営も可有御座哉、指掛り焼灰（灰）等取除等も可被仰付義与奉存候、依之侍普請被仰付候者、私共組々之子弟指出御用相弁候様ニ仕度奉存候、右御聞届御座候者、出方仕法等之儀ハ猶更重而御達可申上与奉存候、以上、

正月十九日　御馬廻頭

右、覚書御用番山城殿（横山隆盛・年寄）江相達ル也、

厚定、借知米の献上を申し出る

覚

一、四拾三石五斗七升八合　御算用場印之切手六通

右、私去年一作被返下候御借知御米、今般御城御焼失奉恐察候、少分之義何之御用ニも相成申間敷与奉存候得共、奉指上度奉存候、以上、

正月十六日　高畠五郎兵衛（厚定）判

横山山城（隆盛・年寄）様

右、於御別席相達ル、御焼失翌朝早ク相達、惣様之初也、

土橋門番所も張番となる

正月廿日、

一、土橋御門御番所も張番ニ相成候事、

二ノ丸での経書講釈当分の間中止

正月廿日、

一、経書構（講）釈、二御丸ニ而被　仰付分、当分相止旨御横目所被見拘有之事、

高畠支配佃甚太郎白銀を献上の意向を示す

覚

白銀拾枚　佃　甚太郎

右、私支配甚太（佃）郎義、今般　御城御焼失之趣奉恐察候、依而恐多御座候へ共、乍少分右之

通奉指上度旨申聞候、此段御達申上候、以上、

正月廿日　　高畠五郎兵衛（厚定）判

横山山城（隆盛・年寄）様

右、木村勘六を以相達ル也、

馬廻に出番を命ずる

御自分儀、気配如何ニ候哉、此節之義ニ候間、押而出番可有之儀ニ候条、可有出番候、依而申達候、以上、

正月廿日　　高畠五郎兵衛（厚定）

松田左次馬殿

岩田誠左衛門殿　　壱通宛

別紙角尾金左衛門等ゟ之紙面為御承知相廻申候、御順達可被返下候、廻状致二通候、以上、

正月廿日八時過ニ来、富永氏へ遣、　　中村九兵衛（雌正・定番頭）

追而富永様（助有・馬廻頭）御相組――――以上、

土橋門の泊番は今日よりはじまる

土橋御門御番人中泊番、今日ゟ張番ニ被仰付承間、私共を以直ニ御番所へ被仰渡候、仍而右之趣私共ゟ各様為御承知得御意候様、御城代被仰候間、如斯ニ御座候、以上、

正月十九日　　角尾金左衛門
中村九兵衛（雌正・定番頭）様　　小原金大夫

正月廿日、

一、岩田誠左衛門今日出勤可致旨返書申越、廿二日橋爪当番之所、当時御帳無之故、出勤書付不及筈ニ相成居候へ共、最前三ノ御丸ニ而番引御番所替ル故、出勤書付可入哉与御城代江承合候へハ、右書付不入趣ニ相成候事、

別紙御横目中今日申談之趣覚書一通、為御承知相廻申候、御廻達可被返下候、以上、

正月廿日　岡田氏へ送ル、　中村九兵衛（雌正・定番頭）

同役五人様

毎月八日・廿三日の経書講釈が当分中止となる

毎月八日・廿三日経書講釈当分相止候段、御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被仰聞候旨、御横目被申聞候事、

正月廿一日、

一、土橋御番所、張番所ニ相成、御先手罷出候処、自分幕張候ニ付、岡田氏組（之龍・馬廻頭）故夫々江達、与力番所江ハ格別御馬廻番所ニハ加様有間敷、御幕被為張御様ニ而被達、其通ニ相成候事、

鼠多門の櫓台半分程崩壊する

一、鼠多門御矢倉台昨夕半分程崩ル、厳敷儀ニ而拙宅江も聞ユル事、

河北門等下番足軽張番に付、夜中の賄を求める

覚

一、弐拾人　河北御門下番足軽五人
　　石川御門下番足軽五人
　　土橋御門下番足軽四人
　　橋爪御門下番足軽

右、当分張番被　仰付、夜中御賄被下候条、張番中定入被仰渡可被下候、以上、

正月廿二日　中村九兵衛（雌正・定番頭）

長甲斐守様（連愛・年寄）
奥村左京様（質直・年寄）
前田織江様（道済・家老）

別紙武田喜左衛門（信古・定番頭）ゟ之廻状写二通相廻申候、御廻達可被返下候、廻状致二通候、以上、

正月廿一日（同夜青木氏被来、廿二日朝、岡田氏へ遣、）　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様

追而――――――――――以上、

別紙御用番山城殿（横山隆盛・年寄）御渡、御一統江私ゟ可申談旨被仰聞候、則御渡之覚書写一通指進候間、御承知被成、御同役御同席方等御伝達可被成候、且又御組等之内、才許有之面々ハ其支配江も御申談可被成候、早速御廻達落着ゟ御返可被成候、以上、

正月廿日　武田喜左衛門（信古・定番頭）

中川清六郎（顕忠・公事場奉行）ゟ
庄田要人（氏隣）迄　様
十三人

諸組より指し出しの組帳焼失に付、早々の指し出しを命ず

当春、諸組ゟ指出候組帳未相揃内、今般致焼失候条、重而早速可指出候、

右之趣、組支配有之面々江可被申談候事、

正月

佃甚太郎銀子献上が許可される

正月廿二日、

一、佃甚太郎銀子指上度願御聞届、木村勘六申聞也、

同日、

一、三拾人御定八分人足

右、寺西勘六郎今般御城御焼失ニ付、指上度旨之紙面御達申、広瀬隼之助江渡也、

覚

一、六人　橋爪御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰正月廿二日　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

佃甚太郎の白銀献上を聞届

御自分儀、今般　御城御焼失ニ付、白銀拾枚被指上度之旨紙面被指出、御用番山城殿（横山隆盛・年寄）江御達申置候処、御聞届之段今日被仰渡候、上方之儀者御算用場承合可被申候、以上、

正月廿二日　高畠五郎兵衛（厚定）

佃甚太郎殿

前田孝友宅を御座所とし、当分の間は津田政本宅を御用取り捌きの場とする

前田孝友宅の門内に入る従者数を減じるように求める

付札、御横目江、

伊勢守宅（前田孝友・城代）　御座所ニ御借上ニ付、明廿三日ゟ当分於津田玄蕃（政本・家老）宅御用取捌候、依之右宅へ罷出候人々、門内従者成限減少召連、且又雨天之節手笠相用可申事、

右之通一統可被申談候事、

正月

別紙之通、夫々可申談旨、御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被仰聞候条、御承知被成、御組御支配御申談可被成候、且又御組等之内裁許有之人々ハ、其支配へも不相洩様相達候様、御申談可被成候、

以上、

正月廿二日　御横目

右、御横目ゟ触出筈ニ候得共、遅々ニ成候故、写取呉候様ニ而有之写取来ル也、

別紙両通、御横目中ゟ申来候間、写相越之候条被得其意、先々早速被相廻留ゟ可被相返候、

以上、

正月廿二日　高畠五郎兵衛（厚定）

組支配中廿九人殿　三通触、

今日、御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被仰聞候儀有之、及御示談申度義御座候間、追付富永氏（助有・馬廻頭）方へ御寄合可被成候、廻状致三通候、以上、

正月廿二日　　中村九兵衛（帷正・定番頭）

高畠五郎兵衛（厚定）様
岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）様
青木与右衛門（貞琅・馬廻頭）様

河北・石川両門等、当分張番中の下番足軽に対し、夜中の賄を提供することを認める

河北・石川両御門等当分張番中下番足軽、夜中御賄之義定入之趣ニ、今日、御達申候所御聞届御座候、為御承知指出候紙面之写相添如此ニ御座候、御廻達可被返下候、廻状致二通候、以上、

正月廿二日夜中来直ニ富永氏へ遣、　　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様

追而――――――以上、

右之本文前ニ記有之、廿人御賄定入之分也、

別紙御横目中申談之覚書写二通相廻申候、御廻達可被返下候、廻状致二通候、以上、

正月廿二日夜中来直ニ富永氏へ遣、　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様

右文本（ママ）前ニアル、伊勢守（前田孝友・城代）殿御宅　御居所ニ相成、仍テ津田玄蕃（政本・家老）殿ニ而御用被取捌旨之廻状也、

一、今日、不時寄合宿富永氏（助有・馬廻頭）ニ而内談、団氏（尹・定番頭）も俄ニ出勤也、

河北・石川両門下番足軽へ湯漬拝領の印章・覚書を取りに来る旨連絡あり

河北・石川両御門下番足軽江御湯漬被下候、御印章御覚書取ニ上申候、此者ニ御渡可被下候、

以上、

正月廿三日　三ノ御丸当番

坂井伊兵衛

高畠五郎兵衛（厚定）様　神尾源一郎

河北・石川門の下番足軽への湯漬賄札

覚

一、五人　石川御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰正月廿三日　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

河北・石川両門下番足軽への湯漬拝領小紙を重ねて達し、御台所へ早急に指し出すことを求める

覚

一、五人　　河北御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰正月廿三日　　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

石川・河北両御門下番足軽御湯漬被下候小紙取ニ被指越、則両通相達候、右ハ一昨日ゟ御添印請申事ニ相成候へ共、張番中ハ定入ノ儀ニ重而御達申置候、併昨日も承候へハ彼是指支候由ニ而候間、御台所へ今日早ク可被指出候、若未入相立不申旨ニ候者、早速津田玄蕃殿（政本・家老）御宅迄可被指越候、以上、

正月廿三日　　高畠五郎兵衛（厚定）

坂井伊兵衛殿

神尾源一郎殿

追而各紙面ニ下番何人与申義無之候間、重而ゟ何人与相調可被申候、以上、

高畠厚定支配
柘植三左衛門
等人夫代銀等
を献上する

覚

一、三百人人夫　柘植三左衛門
　　但、壱人八分宛、
一、百人々夫　前波瀬八郎
　　但、同断、
一、三拾人々夫　不破宗助
　　但、同断、
一、百人々夫　杉本権兵衛
　　但、同断、
一、白銀弐拾枚　岡嶋定次郎

右、今般　御城御焼失ニ付、私組支配柘植三左衛門等、右之通指上申度旨申聞候間、御達申上候、以上、

辰正月廿三日　高畠五郎兵衛（厚定）判

横山山城殿（隆盛・年寄）

二ノ丸御広式御用達赤井平左衛門に自分指扣を申し渡す

付札、岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）江　二之御丸御広式御用達　赤井平左衛門

右、去十五日泊番之内、二御丸　御殿出火候義不軽義ニ付、委曲達　御聴置候条、　御下知有之候迄、自分指扣罷在候様可被申渡候事、

正月廿二日

二之御丸御広式御用達　赤井平左衛門

赤井平左衛門へは岡田之龍が私宅へ呼び出し、自分指扣を申し渡す

右、私組平左衛門儀、当十五日泊御番之内、二御丸御殿致出火候義不軽義ニ付、委曲被達御聴置候条、　御下知有之候迄、自分指扣罷在候様可申渡旨、今日、　御城代又兵衛殿（村井長世・城代）覚書を以被仰渡、平左衛門私宅へ呼出則申渡候、右為御承知別紙写相添致廻状候、御順達可被返下候、以上、

正月廿二日（廿三日富永氏ゟ来、中村氏へ送、）　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同役中八人様

追而――杉野氏（盟・算用場奉行）ハ別段ニ申達候、――以上、

七拾間御長屋御門
三番組御番入
半田主馬

長屋安敦痛所あるに付、町廻を当分の間前田直房組半田主馬とする

右、前田氏（直房）組主馬儀、町廻二番組東手合長屋左近（安敦）、痛所ニ而致役引候、此節ニ付町廻当分かへ、右主馬へ今日申渡候、依而　御城代等江相達、明後廿四日ゟ御番指除申候、為御承知致廻状候、御順達可被返下候、以上、

正月廿二日（廿三日青木氏ゟ来、中村氏へ送也、）　富永右近右衛門（助有・馬廻頭）

同役中七人様

追而岡田氏（之龍・馬廻頭）・杉野氏（盟・算用場奉行）へハ別段ニ申遣候――――以上、

高畠厚定支配の馬廻浅香治部・高沢八郎左衛門人夫代・松木献上

覚

一、千人々夫　御定一人八分宛
一、松木壱本　目廻八尺計
一、松木三本　目廻七尺計
一、同壱本　同六尺七寸計
〆五本　浅香治部
一、弐百人々夫　御定一人八分宛

〆　　高沢八郎左衛門

右、今般　御城御焼失ニ付、私組支浅(配脱カ)香治部・高沢八郎左衛門、右之通奉指上度旨申聞候ニ付、御達申上候、以上、

正月廿四日　　高畠五郎兵衛(厚定)判

横山山城様(隆盛・年寄)

高畠厚定支配の馬廻神尾源一郎等人夫代を差し出す意向

一、今廿五日、寄合宿青木氏(貞珉・馬廻頭)ニ而替タル品無之也、

覚

一、五拾人々夫　　神尾源一郎

但、壱人御定八分宛、

一、五拾人々夫　　上月与左衛門

但、同断、

一、百人々夫　　湯原半右衛門

但、同断、

一、五拾人々夫　　芝山直助

但、同断、
一、五拾人々夫　栗田織江
但、同断、
一、百人々夫　永原数馬
但、同断、
一、百五拾人々夫　斎藤弥八郎
但、同断、
一、白銀三拾枚　青地主馬
右、今般　御城御焼失ニ付、私組支配神尾源一郎等、右之通奉指上旨申聞候間、御達申上候、以上、
辰正月廿六日　高畠五郎兵衛（厚定）判
横山山城様（隆盛・年寄）
右、芝山弥一郎を以相達ル也、
付札、岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）江、二御丸御広式御用達　赤井平左衛門

赤井平左衛門の自分指扣を免ずる

右、去十五日泊番之内、御殿致出火候儀不軽儀ニ付、自分指扣申渡置候得共、御様子有之御免被成候条、此段可被申渡候事、

正月廿五日

赤井平左衛門自分指扣御免の紙面順達を依頼する

被仰談候義有之候条、追付津田玄蕃（政本・家老）殿御宅へ可罷出旨伊勢守（前田孝友・城代）殿ゟ依御紙面則致参出候処、私組赤井平左衛門義、去ル十五日泊番之内、二御丸御殿致出火候義不軽義ニ付、自分指扣被仰渡置候へ共、御様子有之、御免被成候条、此段可申渡旨、今日、御城代又兵衛（村井長世）殿覚書を以被仰渡、平左衛門義私宅へ呼出則申渡候、早速御免被　仰付、於私忝義致安堵候、右為御承知別紙覚書写相添致廻状候、御順達可被返下候、以上、

正月廿五日　　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同役中八人様

家中先祖由緒一類附帳焼失に付改めて指し出しを命ず

追而――――杉野氏（盟・算用場奉行）へ別段――――以上、

付札、定番頭江、

年寄中席江、御家中之人々先祖由緒一類附帳先達而指出置候分致焼失候条、此度増減等相改出来次第可指出候、帳面口張等ニ不及候、本組与力且御歩等之内、御知行被下候人々之

分も最前之通可指出候、当時旧宅并御咎被仰付置候人人ハ、代判ゟ可指出候事、
右之趣組支配有之面々江可被申談候事、

先祖由緒一類附帳差し出しの周知を依頼する

別紙御用番山城殿（横山隆盛・年寄）御渡、一統江私ゟ可申談旨被仰聞候、則御渡之覚書写壱通指進候間、御同役御同席方等御伝達可被成候、且又御組等之内裁許有之面々江も御申談可被成候、先々早速御廻達落着ゟ御返可被成候、以上、

正月廿三日　武田喜左衛門（信古・定番頭）

中川清六郎（顕忠・公事場奉行）ゟ
庄田要人（氏隣）　迄十三人様

別紙武田喜左衛門（信古・定番頭）ゟ之廻状写二通相廻申候、御順達可被返下候、以上、

正月廿五日　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役中九人様

追而――――――以上、

先日提出の先祖由緒一類附帳、今般焼失に付、指し出しを命ず

先達而被指出置候先祖由緒一類附帳、今般焼失ニ付、此度増減相改指出候様、別紙之通申

来候ニ付、写相越之申候、早速出来可被指出候、夫々被相廻落着ゟ可被相返候、以上、

正月廿六日　　高畠五郎兵衛（厚定）

組衆不残殿　　両通触、

正月廿六日、

一、六人、橋爪御門下番足軽御賄札、小幡次郎等ゟ取ニ指越、如例調指遣也、

執筆芝山弥一郎を以、左之趣被仰渡也、

寺西勘六郎の人夫献上が認められる

御自分儀、今般御城御焼失ニ付、人夫三拾人被指上度之旨紙面被指出、御用番山城殿（横山隆盛・年寄）へ御達申置候所、御聞届候段、今日被仰渡候、上方之儀ハ御算用場被承合可被申候、以上、

正月廿六日　　高畠五郎兵衛（厚定）

寺西勘六郎殿

厚定、藩からの借地返却分をそのまま献上する

一、今般　御城御焼失ニ付、翌早朝拙者罷出、去暮御借知一作被返下分其侭指上度旨相達御聞届ニ付、今廿六日、御算用場江指出也、

別紙御横目中ゟ之廻状写三通相廻申候、御廻達可被返下候、廻状致二通候、以上、

正月廿七日（同夜岡田氏ゟ来、廿八日中川氏へ遣、）　中村九兵衛（帷正・定番頭）

同役五人様

追而――――――以上、

別紙両通之趣、夫々可申談旨御用番山城殿（横山隆盛・年寄）被　仰聞候条御承知被成、御同役御同席御伝達御組御支配御申談可被成候、且又御組等之内才許有之面々ハ、其支配江も不相洩様、相達候様御申談可被成候、以上、

正月廿七日　御横目

御馬廻頭衆中

御小将頭衆中

付札、御横目江、

来月朔日より当面津田政本邸に佳節の出仕を行うようにする

佳節・朔望出仕之面々、来月朔日ゟ当分津田玄蕃宅（政本・家老）へ朝五時ゟ罷出可申候事、

一、出仕之節、尾坂之下伊勢守屋敷（前田孝友・城代）角并寺西九左衛門門前、両方共警固之者指出置候処ニ而下馬いたし、鎗・狭箱等も一集ニ残置可申事、

但、二御丸内江狭箱為持候人々ハ、無構為持可申事、

下乗は門前とする
退出の際は順次退出する

一、下乗ハ門前之事、
一、退出之節、込合不申様順々可致退出候事、
右之趣、一統可被申談候事、
正月

津田政本宅へ佳節出仕の人々が済むまで門前往来を差し止める

付札、御横目江、
佳節出仕之面々、来月朔日ゟ当分津田玄蕃宅（政本・家老）へ朝五時ゟ罷出候筈ニ候、右出仕相済候迄、
門前往来指止可申候事、
右之趣、一統可被申談候事、
正月

人夫代銀の献上願を御用番の年寄に達す

正月廿八日、
一、百五拾人々夫　坂井伊兵衛
但、一人ニ付八分宛、
同日、
一、五拾人　土師左膳

御用番・金沢城代の印鑑焼失に付、再提出

但、右同断、

右、今般御城御焼失ニ付、指上度旨如例御用番江相達ル也、

同日、

一、御用番・御城代方共指出置候自分印鑑焼失故、今日指出置、御用番方ハ鈴木弥八郎、御城代方ハ神戸直次郎へ渡也、

同日、

津田鳳卿金谷にて書物御用を勤める

一、団氏（尹・定番頭）組津田亮之助（鳳卿）、只今迄於二御丸御書物御用有之所、今般御焼失ニ付、金谷ニ而右御用被　仰付、依而金谷御門往来達置有之所、今日御聞届無之段被　仰渡、其旨団氏へ申遣也、

正月廿八日、

一、千人々夫　木ノ分追而御僉義　浅香治部

一、三百人々夫　柘植三左衛門

一、弐百人々夫　高沢八郎左衛門

一、百人々夫　前波瀬八郎

一、三拾人々夫　不破宗助

一、百人々夫　　杉本権兵衛

一、白銀廿枚　　岡嶋定次郎

右、先達而達置分、今般　御焼香ニ付指上候義、御聞届之旨芝山弥一郎申聞、上方御算用場承合上候様ニ而有之也、則夫々申渡也、

同日、

伊勢守屋敷（前田孝友・城代）　御座所ニ御借上之所、御指支之儀有之候ニ付、安房守屋敷（本多政礼・年寄）　御座所ニ御借上被成候段、御用番被仰候由、御横目中咄承ル、未表向拙者共江不被仰渡也、

一、今度二御丸御焼失、中壱番飛脚江戸表江当廿二日夜五半時前着之由、二番飛脚四時着之由也、

斉広御座所を本多政礼宅に改めることを横目中より内々に聞く

一、伴酒造早打、同夜九時前ニ江戸着之由、

伴酒造江戸着

一、上坂平九郎、（以下、原文空白）

江戸表よりの早打到着

一、江戸表ゟノ早打改田主馬（政成・表小将横目）、廿二日暁天立、昨夜此地へ着之由、

一、水越八郎左衛門・曽田清大夫、今日四時過此地へ着、

正月廿九日、

一、三ノ御丸炭・油月並定式受取分、今般御省略所等書物焼失定入之分、御勝手方ニも扣

無之、押帳無之故月並定高員数等記、同役御用番奥書ニ而今日入立定入不指扣成候へ共、同役御用番ニ急ニ成扣無之候故、来月二日、同組番用故右取計紙面写、跡ゟ被指越候様ニ先刻取計申談候所、則坂井伊兵衛ゟ被指越、同役御用番岡田氏（之龍・馬廻頭）へ右紙面扣遣也、

二月

橋爪門下番足軽への湯漬賄札を拓植三左衛門に渡す

覚

一、六人　橋爪御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰二月朔日　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

右、柘植三左衛門等ゟ受取ニ来り遣也、

組支配の人々のうち元日から十五日まで死去人あらば届け出るよう仰せ付けられる

今日、出仕之内御席ゟ呼ニ来罷越候処、正月朔日ゟ十五日迄組々之内死去人有之候者、御届紙面重而可指出旨、御用番左京殿（奥村質直・年寄）、執筆高桑祥右衛門を以被仰聞候ニ付、為御承知致廻状候、右白銀之内、死去人在之、御組之直々御書出可被成候、御廻達可被返下候、以上、

二月朔日　二日青木氏へ遣、　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

城内火事の際の落とし物の書上

同役中様

追而――――――以上、

覚

一、赤かね茶鑵　壱ツ
一、かなほんほり　壱ツ
一、燭台　壱本
一、茶釜　壱口
一、明キ葛籠　壱ツ
一、夜具　三ツ
内渋掛包二ツ
一、木綿合羽　壱ツ
一、箱の蓋黒　壱ツ
一、丸子提灯（紋丸之内片喰）　壱ツ
〆　九口

但、御本丸御物置之内、御書物奉行手合御品仮入致候節入交候哉、此度右手合ニ

有之候ニ付及断候、

一、木綿合羽　壱ツ

但、表花色裏柿布、馬乗明ケつき〳〵さけ〳〵内袖紺玉郡内装束ハいろこん（色紺カ）、

〆壱口

右、去月十五日夜火事之節、三御丸南御門番所前ニ落シ有之候ニ付、右番所江為入置候、

一、焼飯柄　壱ツ

但、花塗縁金いツかけ内黒かけご一ツ、覆栗色、上包風呂敷模様、石畳色萌黄白入交り染、

〆壱口

右、御本丸御番所江預ケ之焼飯柄等之形、同所御番人及断候、

右之通御座候事、

二月朔日　割場

城中に落し物あるに付、泊番人にも尋ねる

今日、津田玄蕃殿（政本・家老）御宅江相詰罷在候内、別紙之通去月十五日夜火事之節、御城中落シ物等有之候間、其節之泊御番人手前相糺所持之品有之候者、頭々ゟ割場江及断候様、

井上元吉（直簾・割場奉行）申聞候ニ付、則写壱通相廻申候、御組々所持之品有之候者、其段可被仰達候、右為御承知致廻状候、御順達可被返下候、以上、

二月朔日（二日青木氏へ遣、）　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

高畠五郎兵衛（厚定）様
団　多大夫様（尹・定番頭）
青木与右衛門（貞珉・馬廻頭）様
中川平膳（忠好・馬廻頭）様

別紙之通、去月十五日夜火事之節、御城中落シ物等有之候間、其節之泊御番人手前相糺所持之品有之候者、頭々ゟ割場江被及断候様、井上元吉（直簾・割場奉行）申聞候ニ付、写壱通相越之候条御承知有之、有無之義下書被相調、先々無遅滞被相廻留ゟ可被相返候、以上、

二月二日　高畠五郎兵衛（厚定）

御番人中廿二人殿

城内落し物を泊番人にも尋ね、所持品か否かを尋ねる

付札、御横目江、

津田玄蕃宅（政本・家老）　御殿格ニ相成候ニ付、玄蕃門内従者召連方、都テ橋爪御門内御定之通従者召

津田政本宅を御殿格とし、召し連れる従者の数は橋爪門内の通りとする

連可申事、

右之趣一統不相残様、夫々可被申談候事、

二月二日

門内手傘用候義ハ、先達而相触候通候事、

二月二日

津田政本宅を御殿格とする件の伝達・周知を求める

別紙両通之趣、夫々可申談旨　御城代又兵衛（村井長世）殿被仰聞候条御承知被成、御同役御伝達御組御支配御申談可被成候、且又御組等之内才許有之人々ハ、其支配江も不相残相達候様、御申談可被成候、以上、

二月二日夜五時富永氏ゟ来、即刻中村氏へ遣、　御横目

定番頭衆中

御馬廻頭衆中

御小将頭衆中

井上井之助殿

町御奉行衆中

横目中よりの廻状写を順達する

別紙御横目中ゟ之廻状写三通相廻申候、御順達可被返下候、廻状致二通候、以上、

二月二日　　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同役五人様

追而――――――以上、

高畠厚定、廻状を手にする

別紙三通之通、御横目中ゟ申来候ニ付、写相越候条被得其意、先々早速被相廻留ゟ可相返候、以上、

二月三日　　高畠五郎兵衛（厚定）

組支配廿九人殿　　廻状二通也、

神尾源一郎等高畠厚定支配馬廻の人夫・白銀献上が許可される

一、百人々夫　　毛利与兵衛

但、御定壱人八分宛、

右、二月三日御用番方執筆木村勘六を以、相達ル也、

覚

二月三日、

一、五拾人々夫　神尾源一郎
一、同断　上月与左衛門
一、百人々夫　湯原半右衛門
一、五拾人々夫　芝山直助
一、五拾人夫　栗田織江
一、百人々夫　永原数馬
一、百五拾人々夫　斎藤弥八郎
一、白銀三拾枚　青地主馬

右、為冥加先達而指上度旨、今日御聞届ニ付、夫々申渡承知返書来也、

橋爪門下番への湯漬札を御台所へ達す

覚

一、六人　橋爪御門下番

右、今晩御湯漬之事

辰二月五日　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

二月五日、

橋爪門仮番所の加番に付、団尹と示談する

一、橋爪御門御焼失後、仮御番所簀垣迄取、泊番交代夜中四人宛入申所、今五日、栗田織江御番引ニ而、朝昼六人ニ相成、重而御番日ゟ加番之義、今日団氏（尹・定番頭）江及示談也、

二月五日、

江戸より年頭格状差し越す

一、江戸表前田氏等ゟ年頭格状来ル分、於御席今度焼失故、写調被指越ニ付、右返書調岡田氏（之龍・馬廻頭）ゟ被相廻、判形いたし相廻也、

上木自庸・石川定功に石垣普請方主付を命ず

付札、上木金左衛門　石川兵勝　江、

今般二　御丸　御殿等御焼失跡御石垣御普請方主付被　仰付候条申談可被相勤候事、

正月廿九日

御普請奉行

上木金左衛門（自庸）

石川兵勝（定功）

上木自庸らの石垣普請方主付就任を周知する

右、私組金左衛門等被仰談、御用之義在之候条、追付津田玄蕃殿（政本・家老）御宅へ罷出可申旨、昨日御城代伊勢守殿（前田孝友）依御紙面則罷出候処、別紙覚書之通又兵衛殿（村井長世・城代）被仰聞候旨、金左衛門等今日

申聞候、依而為御承知御渡之覚書写相添致廻状候、御廻達可被返下候、以上、

二月朔日（六日夜五時富永氏ゟ来、七日朝岡田氏へ遣、）　青木与右衛門（貞珉・馬廻頭）

同役九人様

別紙御横目中ゟ之廻状写二通相廻申候、御番人中ハ私ゟ可申談、御順達可被返下候、廻状致弐通候、以上、

二月七日（夜五時ニ来り即刻富永氏）　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同五人様

追而――――――以上、

上木自庸らの石垣普請方主付就任を伝達するよう求める

別紙之通、夫々可申談旨　御城代又兵衛殿（村井長世）被　仰聞候条御承知被成、御同役御伝達御組御支配御申談可被成候、且又御組等之内才許有之人々ハ、其支配江も不相洩相達候様、御申談可被成候、以上、

二月七日　御横目

定番頭衆中

御馬廻頭衆中

御小将頭衆中
井上井之助殿
町御奉行衆中

御殿焼失跡の焼灰片付が済み、焼失跡へは当分常羽織・細袴等着用とする

付札、御横目江、
御焼失跡焼灰取片付相済候間、火事装束ニおよひ不申、御番人等暨御焼失跡江罷出候人々等、都テ当分常羽織・細袴等可致着用候、
右之趣、夫々可被申談候、以上、
二月七日

別紙御横目中ゟ来ルニ付、写両通相越之候条被得其意、先々急速被相廻留ゟ可被相返候、
以上、
二月八日　高畠五郎兵衛（厚定）
三ノ御丸弐番組
橋爪御門一番組　御番人拾七人殿

二月八日、

一、五拾人々夫　横地勝左衛門

但、八分人足当七月上納、

右、今日、御城御焼失ニ付、指上ル、紙面木村勘六江相渡也、

橋爪門下番足軽の湯漬賄札を御台所に達す

覚

一、六人　橋爪御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰二月九日　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

焼失の番割帳・町廻帳の指し出しを命ぜられる

当春相改候御番割帳并町廻帳ニ御城代等江、先達而御達候分、今般焼失ニ付、早速改而右帳面指出候様、御城代等ゟ被仰渡候処、急ニ出来不申趣ニ而、扣中帳前月御用番中村様（帷正・定番頭）御指出被成候ニ付、右代り中帳、私方写を以、別紙之通相廻申候、御廻達可被返下候、以上、

二月七日（九日富永氏ゟ来、中村氏へ遣、）　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同役中九人様

追而――――――以上、

番割中帳等を廻達する

覚

一、御番割中帳　五冊
一、同概　壱通
一、町廻中帳　壱冊
一、同概　壱通
一、御用番支配侍帳扣　壱冊

右之通相廻申候事、

二月七日

坂井伊兵衛
土師左膳

馬廻の藩士の人夫献上が許可される

一、百五十人々夫
一、五拾人々夫

右、御城御焼失為冥加指上度願御聞届、今日被仰渡、夫々申渡也、紙面略スル也、今日、玄蕃殿宅（津田政本・家老）ニ相詰罷在候内、溜へ　御城代方与力角尾金左衛門罷越、三御丸土橋御門御番所御番人、明十日晩ゟ張番ニ不及旨、御城代ゟ私共を以、直ニ今日右二ケ所御番所江被仰渡候、橋爪御番人之義ハ只今迄之通之旨、此段為承知申聞置候段申聞候、御城代ゟ直

土橋門番所の番人は明十日より張番せず

橋爪の番人はこれまで通り

ニ被仰渡候事故、御番人中江ハ私ゟ分而張番ニ不及之儀不申談候、

焼失後の町廻は夜廻のみとする

一、御焼失後、町廻昼夜相廻候様被仰渡、是迄御人高廿四人ニ而昼夜廻り番相勤罷在候ニ付、引人等有之節、時々加入申渡為相勤候へ共、御番手御人少ニ付、時々加人等申渡候而者、彼是指支申候、依而夜廻迄ニ被仰渡被下候間敷哉之旨、今日、執筆渡辺源五郎を以、御用番江御達申候所、右之趣御聞届被成候、夜廻迄ニいたし、猶更厳重相廻候様可申渡旨同人を以被仰聞候条、御承知被成、御組々町廻中へ早速可被仰談候、右等之趣、為御承知如斯ニ御座候、御順達可被返下候、廻状二通いたし候、以上、

二月九日　岡田氏ゟ来、富永氏へ遣、　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

中村九兵衛様（厚定・帷正・定番頭）

高畠五郎兵衛様

青木与右衛門様（貞珉・馬廻頭）

富永右近右衛門様（助有・馬廻頭）

杉野善三郎様（盟・算用場奉行）

町廻は夜中のみとの紙面を廻達する

御城御焼失後、町廻昼夜相廻候様被仰渡、其段申談置候へ共、廻り方御人少ニ付、夜中迄相廻候様被仰渡間敷哉之旨、御用番左京殿（奥村質直・年寄）へ御達申候処、右之趣御聞届、猶更夜中迄厳重

相廻候様可申渡旨、左京殿被仰聞候条、被得其意無由断可被相廻候、留ゟ可被相返候、以上、

二月九日　　高畠五郎兵衛（厚定）

浅香治部殿

神戸采女殿

金沢城焼失に付、将軍徳川家斉・世子家慶より上使を遣わされる

一筆致啓達候、今以御城就御焼失為御尋（平出）、今日、上使御奏者番堀内蔵頭（直昭）殿を以、公方様（平出）（徳川家斉）大納言様（徳川家慶）ゟ被為蒙上意（平出）、御作法御都合能相済、御同意恐悦之儀奉存候、右為可得御意如此御座候、恐惶謹言、

正月廿七日　　人見吉左衛門（忠貞・馬廻頭）

名乗判

前田甚八郎（直房・馬廻頭）

同断

同役中様

当月十五日之御紙面相達致披見候、同日暮六時頃、二　御丸ゟ出火、折節風烈敷所々江火

江戸の馬廻頭より書状到来

移、二　御丸不残御焼失、暁七時頃、鎮り申候旨、御不慮之御儀御同意奉恐察候、両御門・土橋御門相残、其外御焼失、尤金谷　御殿等外、御郭御別条無御座旨承知仕、乍此上恐悦奉存候、右御報得御意度如斯ニ御座候、以上、

正月廿九日　　人見吉左衛門（忠貞・馬廻頭）判
　　前田甚八郎（直房・馬廻頭）　同

同役中様

高畠厚定組原治大夫、人夫を差し出すことを申し出る

覚

一、百人々夫　　原治大夫

右、今般　御城御焼失ニ付、私組次大夫義、右之通奉指上度旨申聞候ニ付、御達申上候、以上、

辰二月十一日　　高畠五郎兵衛（厚定）判
　　奥村左京様（質直・年寄）

右、執筆木村勘六を以相達ル也、

毛利与兵衛の人夫献上が許可される

御自分儀、今般　御城御焼失之儀ニ付、人歩（夫）百人被指上度旨、先達而紙面被指出、其節御用番左京殿（奥村質直・年寄）江御達申置候処、昨十一日、御聞届之段被仰渡候、上納方之義ハ御算用場承合

可被申候、以上、

二月十二日　　高畠五郎兵衛（厚定）

毛利与兵衛殿

橋爪門下番足軽への湯漬賄札を御台所に達す

覚

一、六人　　橋爪御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

二月十三日　　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

人夫代銀献上を御用番の年寄奥村質直に達す

覚

一、百人々夫

但、壱人御定八人宛、

右、今般御城御焼失ニ付、右之通指上度旨申聞候間、御達申上候、以上、

辰二月十四日　　高畠五郎兵衛（厚定）判

奥村左京様（質直・年寄）

高畠厚定支配の馬廻の藩士、居屋敷の松・槻献上が認められる

今般御城御焼失ニ付、御自分居屋鋪ニ有之松五本・槻一本被指上度旨、紙面之趣則御用番山城殿（横山隆盛・年寄）江御達申置候処、御聞届之段被仰渡候条、可被得其意候、以上、

二月十四日　　高畠五郎兵衛（厚定）

浅香治部殿　　松五本也、
斎藤弥八郎殿　　槻壱本也、　壱通宛

神戸采女の人足献上が認められる

今般　御城御焼失ニ付、御自分儀人足百人被指上度旨紙面之趣、則御用番左京殿（奥村質直・年寄）へ御達申置候処、御聞届之義、今日、被仰渡候条被得其意、上方之儀ハ御算用場承合可被申候、以上、

二月十四日

神戸采女殿　　高畠五郎兵衛（厚定）

一筆致啓達候、金沢
御城就（平出）御焼失、為　御尋今日、　上使御奏者番堀内蔵頭（直昭）殿を以、
公方様（平出）・大納言様（徳川家斉）（徳川家慶）ゟ被為蒙　上意、御作法御都合能相済、御同意奉存候、右為可得御意如斯ニ御座候、恐惶謹言、

正月廿七日　　人見吉左衛門（忠貞・馬廻頭）

名乗判
前田甚八郎（直房・馬廻頭）
同断

同役拾人様

前田直房等の紙面を順達する

去月廿七日之御札相達致披見候、金沢　御城就御焼失、為　御尋同日、上使御奏者番堀内蔵頭（直昭）殿を以、従公方様（平出）・大納言様（徳川家斉）（徳川家慶）被為蒙　上意、御作法御都合能相済候段恐悦御同意奉存承、右御報如斯ニ御座候、恐惶謹言、

二月　　中村等（雌正・定番頭）拾人判

一、正月十五日、前田氏等へ、御城御焼失之節遣紙面返書来、岡田氏（之龍・馬廻頭）ら別段分ト一集ニ被相廻也、

前田直房らからの紙面に返書をしたためる

別紙前田氏等ら之来状就到来、返書相調相廻申候、宜敷御座候ハ、御判形被成、御順達可被返下候、以上、

二月十一日（十四日中村氏ゟ来ル、落着夜ニ入遣、）　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）
同役中九人様

横地勝左衛門の人足上納が認められる

今般御城御焼失ニ付、御自分義人足五拾人、当七月、上納有之度旨紙面被指出、則御用番左京殿（奥村質直・年寄）へ御達申置候処、今日、御聞届之段被仰渡候条被得其意、上方之儀者御算用場可被承合候、以上、

二月十四日
横地勝左衛門殿　高畠五郎兵衛（厚定）

二月十五日、
一、今日、御用番ゟ被仰渡之趣、左之通り、
一、住（佳）節朔望之節ハ、諸人之御用無之時ハ、御留守朔望之通出仕相済次第可致退出候事、
一、平日ハ御用番之者ハ、八時迄毎日相詰申様、先達而被仰談置候処、以後八時迄相詰ニおよはす見計、九時頃可致退出事、

佳節・朔望の出仕の時間
平日の出仕の時間

二月十七日、

橋爪門下番足軽の湯漬賄札を御台所に達す

覚

一、六人　橋爪御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰二月十七日　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

本多政礼邸が藩主御座所になるに付、城内格となる

今般　御帰国之上、当分安房守居宅（本多政礼・年寄）　御座所相成候ニ付、　御城内格相成候間、表御門内外御馬廻組二ケ所御番所可仰付（被脱カ）候条、此段可被申渡候、将又当時之御人配りニ而ハ、御人出方可指支候ニ付、其節ニ付参り、橋爪御門御番所ハ可被指止候条、右之趣を以御人図り其心得可在之事、

表門内外に馬廻組番所を二ケ所設ける

橋爪門の番所は指止

二月十三日

城中・御座所番割の概要

御城中并御座所共六ケ所三番御番割概

壱番（戊辰三月）
- 三之御丸
- 御座所御門内
- 七拾間御長屋御門
- 御座所表御門外
- 土橋御門
- 金谷御門

前田甚八郎（直房・馬廻頭）
人見吉左衛門（忠貞・馬廻頭）
組 四十五人計 外四人町廻

中川平膳（忠好・馬廻頭）
青木与右衛門（貞珉・馬廻頭）
組 四十二人計 外四人町廻

弐番（戊辰三月）
- 三之御丸
- 御座所御門内
- 七拾間御長屋御門
- 御座所表御門外
- 土橋御門
- 金谷御門

中村九兵衛（雖止・定番頭）
富永右近右衛門（助有・馬廻頭）
組 三十六人計 外四人町廻

杉野善三郎（盟・算用場奉行）
岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）
四十一人 外四人町廻

三番（戊辰三月）
- 三御丸
- 御座所御門内
- 七拾間御長屋御門
- 御座所表御門外
- 土橋御門
- 金谷御門

高畠五郎兵衛（厚定）
団多大夫（尹・定番頭）
組 三拾六人計 外四人町廻

水野次郎大夫（武矩・算用場奉行）
長瀬五郎右衛門（有穀・馬廻頭）
組 四十三人 外四人町廻

以上、

本多政礼宅が藩主御座所になるに付、馬廻番所の場所に関する紙面を廻達する

今般安房守殿（本多政礼・年寄）御宅　御座所ニ相成候ニ付、御馬廻御番所ケ所等之儀、別紙覚書一通、去ル十三日、又兵衛殿（村井長世・城代）於御別席御渡被成候、為御承知本紙相廻申候、且又右ニ付、昨日寄合席ニ而御示談之上相極候、御番割概壱通相添申候、御組之下帳来ル廿五日迄ニ御指出候様致度御座候、早速御順達可被返下候、以上、

二月十八日　　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同役九人様　富永氏ゟ来、青木氏へ遣、

高畠厚定支配馬廻小野木鉄十郎人夫代銀献上願を御用番の年寄に達す

覚

一、五百人　　人夫

但、壱人ニ付八分宛、

右、私組小野木鉄十郎義、今般御城御焼失ニ付、右之通指上申度旨申聞候、此段御達申上候、以上、

辰二月十九日　　高畠五郎兵衛（厚定）判

奥村左京様（質直・年寄）

高畠厚定組馬廻福島佐左衛門の人夫代銀献上願を御用番の年寄に達す

覚

一、五十人　人夫

但、壱人ニ付、八分宛、

右、私組福島佐左衛門義、今般　御城御焼失ニ付、右人夫、当七月指上度段申聞候間、御達申上候、以上、

辰二月廿二日　高畠五郎兵衛（厚定）判

奥村左京様（質直・年寄）

原治大夫・国沢源六郎の人夫代銀献上が認められる

御自分義、今般御城御焼失ニ付、人夫一人ニ付八分宛之図を以、百人被指上度旨紙面被指出、則御達申置候処、御聞届之段、今日、御用番左京殿（奥村質直・年寄）被仰渡候条、被得其意、上方之義ハ御算用場可被承合候、以上、

二月廿三日　高畠五郎兵衛（厚定）

原治大夫殿

国沢源六郎殿

付札、御横目江、

本多政札宅を藩主御座所とするに付、表門外左右に柵門を設け御城内格とする

御座所柵門のうち三ノ丸番所御門内を橋爪御門内格とする

表門・裏門とも諸役人・従者とも出入は差し支えなし

裏口通りへ越す番人はすべて広坂の方にある柵門内の小口より往来する

御座所へ詰める諸役人の出入は両柵門に改め、印鑑差し出しを命ず

今般御帰国之上、安房守居宅（本多政礼・年寄）　御座所ニ相成候ニ付、表御門外左右柵御門被　仰付、御城内格ニ相成候、依而右御門前通り当廿五日ゟ往来指留候事、

但、御城所御用ニ而罷通候人々ハ不指支候事、

一、右、御座所柵御門ゟ内、三之御丸番御門ゟ内、橋爪御門内格ニ被　仰付候条、佳節・朔望出仕、其外為御用罷出候人々都テ従者召連方、其心得可有之候事、

但、両柵御門外ニ而、下馬・下乗有之従者込合不申様、末々迄厳重可申付事、

一、表御門・裏御門共諸役人向寄次第致往来、従者出入も不指支候事、

但、表御門往来之人々ハ、右御門内御馬廻御番所脇小口ゟ可致往来、尤従者出入も同様之事、

一、御裏口通りへ罷越候御番人并足軽番人、都テ広坂之方ニ有之柵御門内小口ゟ往来可有之事、

但、右家来共出入も同様之事、

一、御座所へ相詰候諸役人手合々々、諸色出入ハ両柵御門ニ而相改候条、見合印鑑来月十日限ニ、拙者共席へ指出可申事、

右等之趣被得其意、夫々不相洩様可被申談候事、

二月廿三日

本多政札が藩主御座所になるに付、諸役人の通行等の周知をはかる

別紙之通、夫々可申談旨御城代又兵衛（村井長世）殿被仰聞候条、御承知被成、御同役御伝達御組御支配御申談可被成候、且又御組等之内、才許有之人々ハ、其支配江も不相洩相達候様、御申談可被成候、以上、

二月廿三日　御横目

定番頭衆中
御馬廻頭衆中
井上井之助殿
町御奉行衆中

廻状写を順達する

別紙御横目中ゟ之廻状写二通相廻申候、早速御順達可被返下候、廻状致二通候、以上、

二月廿三日　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

中村九兵衛様（帷正・定番頭）
高畠五郎兵衛様（厚定）
青木与右衛門様（貞珉・馬廻頭）
富永右近右衛門様（助有・馬廻頭）
杉野善三郎様（盟・算用場奉行）

御帰国之上、安房守宅（本多政礼・年寄）
御居所（平出）ニ相成候義ニ付、別紙両通之写相越之候条、被得其意、早速先々被相廻落着ゟ可被
相返候、以上、

二月廿四日　　高畠五郎兵衛（厚定）

組支配中　三通触、

高畠厚定支配の馬廻前波瀬八郎、屋敷の栂木献上したき旨を御用番の年寄に達す

覚

一、壱本　　栂

但、目廻り九尺計、

右、今般　御城御焼失ニ付、私組前波瀬八郎居屋鋪ニ御座候栂御用ニ相立候ハヽ、奉指上
度旨申聞候ニ付御達申上候、以上、

辰二月廿六日　　高畠五郎兵衛判（厚定）

奥村左京様（質直・年寄）

別紙御横目中ゟ之廻状写弐通相廻申候、御番人中江者私ゟ申談候、御順達可被返下候、以上、

二月廿八日夜六時過来、富永氏江遣也、　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同役中五人様

追而――――――以上、

別紙之通、夫々可申談旨　御城代又兵衛（村井長世）殿被仰聞候条、御承知被成、御同役御伝達御組御支配御申談可被成候、且又御組等之内、裁許有之人々ハ、其支配江も不相洩相達候様、御申談可被成候、以上、

二月廿八日　御横目

定番頭衆中

御馬廻頭衆中

井上井之助殿

町御奉行衆中

付札、御横目江、

御城中御番人常羽織・袴致着用候様申渡置候へ共、最早御平生之通、相心得候様可被申談候事、

城中番人の服装は平生の羽織・袴とする

焼失跡御用に出る人の服装は平生の羽織・細袴とする

一、御焼失跡為御用罷出候人々ハ、常羽織・細袴是迄之通可被相心得候事、

右之通夫々可被申談候事、

二月廿八日

別紙之通、御横目中ゟ申来候ニ付、写弐通共相越之候条、被得其意、先々急速被相廻留ゟ可被相返候、以上、

二月廿八日　　高畠五郎兵衛（厚定）

橋爪御門御番人八人殿

三之御丸御番人九人殿　　壱通宛、

岡田之龍不快に付、津田政本宅詰は青木貞珉に依頼する

私義不快ニ付、今日玄蕃殿（津田政本・家老）御宅詰青木様（貞珉・馬廻頭）江御頼申候、御詰被成候内、別紙覚書御城代又兵衛殿（村井長世）御渡之旨ニ而被送遣候ニ付、為御承知、則本紙相廻申候、五ケ所御番所江者私ゟ申談候、御順達可被返下候、以上、

二月廿八日（廿九日団氏へ指遣也、）　　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

同役中様

追而――――以上、

付札、御馬廻頭江、

御番所へ受取置候御道具類御修覆方等之義ニ付、請取方御副印有之切手、或ハ右御用之諸紙面、下番足軽ニ為持遣之義有之候哉、且又御往来之節蹲踞出指出候節、右足軽召仕候哉、奥御番人ハ小遣ニ為指遣候哉、

右等之趣、早速御番人手前相尋可被申聞候事、

岡田氏（之龍・馬廻頭）付札ニ、

此奥御番人之義ハ、私共ゟ不及貪着之旨、青木氏（貞珉・馬廻頭）御達被成候処、定番御馬廻御番頭へ則被　仰渡相済義ニ付、此ケ条相省写を以、御番人中江申談候事、

橋爪門下番足軽の湯漬賄札を御台所へ達す

覚

一、六人　　橋爪御門下番足軽

右、今晩御湯漬之事、

辰二月廿九日　　高畠五郎兵衛（厚定）印

御台所

高畠厚定組松田左次馬等が人夫を差し出したき旨申し出あるに付、御用番の年寄に達す

覚

一、百人々夫　　松田左次馬

　但、壱人八分充、

一、二百人々夫　　佃　源太郎

　但、右同断、当七月中、上納仕度旨相願申候、

右、今般　御城御焼失ニ付、私組左次馬等右之通奉指上度旨申聞候間、御達申上候、以上、

辰二月廿九日　　高畠五郎兵衛（厚定）判

奥村左京様（質直・年寄）

城内火災の際寄場に出た支配の馬廻の様子を報告する

正月十五日夜、御城中出火ニ付、寄場江被罷出候人々左之通り、

浅香治部　　坂井伊兵衛　　神戸采女　　松田左次馬

柘植三左衛門　　神尾源一郎　　佃源太郎　　上月与左衛門

前波瀬八郎　　福島佐左衛門　　湯原半右衛門　　永原数馬

不破宗助　　寺西勘六郎　　佃甚太郎　　岡嶋定次郎

高沢八郎左衛門　　青地主馬　　斎藤弥八郎　　岩田誠左衛門

国沢源六郎

〆廿壱人

右、働之様子書出候様、先達而御横目所ゟ申談有之、拙者公事場へ出、寄場等見廻、団氏（尹・定番頭）ハ寄場へ被出候事故、一集ニ被達候様ニ頼遣、格別働之品無之、小口相守旨申遣、此外人々ハ御番所へ罷出、或長病等之分不罷出也、

三ノ丸橋爪門番人は朔望には裏付肩衣着用とする

御城内御焼失ニ付、三御丸橋爪御門御番人中朔望布上下及着用申間敷哉之旨、昨日、御城代江御尋申置候処、右御番人中朔望布上下不及着用、裏付肩衣致着用候様可申談旨、今日、又兵衛（村井長世・城代）殿小原金大夫を以被　仰聞候ニ付、右御番人中江私ゟ申談候、右為御承知如此ニ御座候、御順達可被返下候、以上、

二月晦日　富永氏ゟ来、中村氏（雌正・定番頭）へ遣、　岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）

中村九兵衛様

高畠五郎兵衛様（厚定）

青木与右衛門様（貞珉・馬廻頭）

富永右近右衛門様（助有・馬廻頭）

杉野善三郎様（盟・算用場奉行）

城中番人の着服は原則平生の通りと仰せ渡される

御城中御番人着服等、最早御平生之通相心得候様被仰渡、橋爪御門御番人張番ニ者不及候ニ付、夜半交代無之筈ニ候へ共、誠ニ仮御番所之義、一夜被通候義も可為難義与存、今日外御用在之津田玄蕃殿（政本・家老）宅へ罷出候ニ付、右夜中交代之義ハ当分是迄之通ニ仕置度段、御城代江御達申候所、御聞届被成、三御丸御番人江も其段被仰渡置候旨、又兵衛殿（村井長世・城代）被仰聞候、尤御番人中申談ニ而、夜半交代不致義ハ勝手次第ニ御座候、御組々橋爪御門御番人有之ニ付、右為御承知致廻状候、御順達可被返下候、以上、

二月晦日（三月二日富永氏へ遣、）　中川平膳（忠好・馬廻頭）

同役六人様

小野木鉄十郎らの人夫献上が許可される

御自分儀、今般　御城御焼失ニ付、人夫五百人（小の木百人　松田）　被指上度旨、先達而紙面被指出候ニ付、則御達置申候所、今日、御聞届之段被仰渡候条、上方之義御算用場承合可被申候、以上、

三月三日

小野木鉄十郎殿　　高畠五郎兵衛（厚定）

松田左次馬殿

今日式日、玄蕃殿（津田政本・家老）御宅江相詰候処、御用番之者毎日罷出御用有無見計、式日たり共九時頃

可致退出旨、先達而被　仰渡被置候へ者、是以後平日ハ右之通、式日ハ御用有無之義、御横目中ゟ演述有之迄相詰候様、御用番被仰聞候旨、御横目加藤三四郎（泰道）被申聞候、右為御承知致廻状候、御順達可被返下候、以上、

三月四日　五日団氏ゟ来、岡田氏へ遣、　中川平膳（忠好・馬廻頭）

同役中様

津田政本宅での御用番の者の勤務は平日九ツ頃迄、式日は御用有無の連絡が横目中から示される迄とする

別紙堀三郎左衛門ゟ之廻状写壱通相廻申候、御順達可被返下候、以上、

三月九日　十一日団氏ゟ来、富永氏へ遣、　中川平膳（忠好・馬廻頭）

同役中九人様

両学校稽古相止居候へ共、当十八日ゟ相始候、此段御一統江私ゟ夫々可致演述之旨、左京殿（奥村質直・年寄）被仰聞候条、御承知被成、御同役御同席方等御伝達、御組御支配御申談可被成候、且御組等之内才許有之面々ハ、其支配江も申渡候様、是又御申談可被成候、御廻達落着ゟ御返可被成候、以上、

三月九日　堀三郎左衛門（善勝・学校方）

武田喜左衛門（信古・定番頭）様

明倫堂・経武館の稽古は十八日より再開する

中川平膳様（忠好・馬廻頭）
菊池九右衛門様（作則・小将頭）
津田左近右衛門様（政隣・金沢町奉行）

両学校再開に付、紙面の廻達を依頼する

別紙之通、堀三郎左衛門（善勝・学校方）ゟ申来候間、写相越候条被得其意、先々早速被相廻留ゟ可被相返候、以上、

三月十一日　　高畠五郎兵衛（厚定）

組支配廿九人殿

別紙御横目中ゟ之廻状写壱通相廻申候、早速御順達可被返下候、廻状致三通候、以上、

三月十一日　　中川平膳（忠好・馬廻頭）

高畠五郎兵衛（厚定）様
岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）様
青木与右衛門（貞珉・馬廻頭）様
富永右近右衛門（助有・馬廻頭）様

御座所出来に付、諸役所も御座所に建てる

御座所当十五日切出来ニ付、諸役所十六日ゟ右御座所江相建可申候、是又御用ニ付罷出候人々も、尤同日ゟ御座所江可罷出候事、

右之趣一統可申談旨、御用番又兵衛殿（村井長世・城代）被仰聞候条、御承知被成、御同役御同席御伝達御組御支配御申談可被成候、且又御組等之内才許有之人々ハ、其支配江も不相洩相達候様、御申談可被成候、以上、

三月十日　御横目

御馬廻頭衆中

別紙之通、御横目中ゟ申来候ニ付、写相越之候条被得其意、急速先々被相廻留ゟ可被相返候、以上、

三月十二日　高畠五郎兵衛（厚定）

組支配廿九人殿　三通触、

橋爪門勤番は当二十一日夕七ツ時より指し止める

今日、被仰談義有之候条、玄蕃殿（津田政本・家老）御宅江可罷出旨、御城代伊勢守殿（前田孝友）ゟ昨日御紙面ニ付、則罷出候処、別紙覚書御渡被成候ニ付、為御承知写相廻申候、且又橋爪御門勤番之儀者、当廿一日夕七時ゟ被指止候旨、小原金大夫を以被仰聞候、尤御番人中江ハ私ゟ申談候、早速

御順達可被返下候、廻状致三通候、以上、

三月十一日　　中川平膳（忠好・馬廻頭）

高畠五郎兵衛（厚定）様
岡田助右衛門（之龍・馬廻頭）様
青木与右衛門（貞珉・馬廻頭）様
富永右近右衛門（助有・馬廻頭）様

貞琳院、御座所へ引き移るに付、橋爪門の番を指止め、表門内外の馬廻番所の番を申し付ける

付札、御馬廻頭江、

御座所江当廿二日、貞琳院様御引移有之候条、右同日ゟ橋爪御門御番相止、表御門内外御馬廻御番可被申渡候事、

三月十一日

書立写の御請は筆頭より述べるのみ

一、今十三日、前日同役筆頭御用番又兵衛（村井長世・城代）殿ゟ就御紙面、中村九兵衛（雌正・定番頭）御用屋鋪へ罷出候所、左之通御書立御渡之事、

右ニ付、組筆頭浅香治部并役人筆頭土師左膳呼出、右御書立之写当十六日に相渡、御請ハ筆頭ゟ申聞迄也、同役身当之分も筆頭中村氏ゟ被相達、別ニ御受書不出候也、

藩主斉広、家中・町在から志指し出すを謝す

今般　御城中御屋形等御焼失ニ付、御家中之面々ハ不及申、町在迄も神妙ニ存付志之趣申出候人々不少由被　聞召候、寄特之至ニ候、依之追而ハ　思召も被為在候事ニ候、先此段夫々志申出候人々江不相洩様可申渡旨被　仰出候、

但、此度下々迄も神妙ニ存込候段、誠以寄特之至ニ思召候、世上一統難渋之時節ニ候間、猶更下々迄難義可無之様可取計、此義指当り諸役人心得之肝要ニ候旨、拙者共至　御噂ニ候、

右之通被得其意、支配之内志之趣申出候人々江可被申渡候、組等之内才許在之面々ハ、其支配へも相達候様可被申聞候事、

右之趣可被得其意候、以上、

三月

伝達之上、組支配之人々へも申渡候旨、御請之趣、筆頭引取罷出可被申聞候事、

右ハ定番頭武田喜左衛門（信古）へ執筆役之者を以、御渡有之ニ付写置候事、

番帳を城代に指し出す

番帳には御用や病気・指合の人々は書き載せず

御番帳今十四日　御城代江指出申候、一番組当廿二日被書載申候、御組々早速可被仰渡候、

一、前々之通、当分御用并当病・指合等之人々御番帳書載候間敷、前指出置候御番引書付を以、其心得有之様御帳付中へ可被仰渡旨、　御城代江相達申候、早速御廻達可被返下候、以上、

三月十四日八半頃富永氏ゟ来、岡田氏へ遣、　中川平膳（忠好・馬廻頭）

高畠五郎兵衛様（厚定）

岡田助右衛門様（之龍・馬廻頭）

青木与右衛門様（貞珉・馬廻頭）

富永右近右衛門様（助有・馬廻頭）

猶以、廻文三通ニいたし候、以上、

覚

一、御番割中帳　六冊

一、同概　壱通

番割中帳等廻達

右之通昨十四日、御城代等江御達申候ニ付相廻申候、御順達可被返下候、以上、

三月十五日　中川平膳（忠好・馬廻頭）

同役中拾人様

追而、前同様御相組御承知可被成候、以上、

御自分居屋鋪ニ有之候栂壱本被指上度旨、先達而御達申置候ニ付、御作事役人遂見分候処、

高畠厚定、自分居屋敷の栂木を指し出すも伐り取り方に差し支えあり

木柄ハ宜候へ共、伐取方指支候段申聞旨、今日、御用番又兵衛殿（村井長世・城代）覚書を以、被仰聞候条可被得其意候、以上、

三月十五日

前波瀬八郎殿　　高畠五郎兵衛（厚定）

橋爪門番引の人々はあらためて番引の書付を差し出すことを求める

今日、御座所江相詰候処、橋爪御門御番人当時御番引致し罷在之人々、御番引書付改為指出可申候、御焼失前　御城代裏印有之、内々御番引たり共書付為指出可申候、右之趣ハ先達而御談合茂相済居申義ニ候へ共、御城代以与力被仰聞候義故、為念致廻状候、

遠所御用の人々は番引の書付を指し出さず

一、遠所御用ニ罷越御番引致し罷在候人々ハ勿論、改而書付可出趣ニ候へ共、遠所ニ罷在指支候ハヽ、先頃ゟ引請何御用ニ而遠所江罷越候ニ付、何ノ何月何日致御番引罷在候処、此度　御座所表御門内外新御番所相建、橋爪御門御番所被指止候ニ付、改而御番引書付可指出義ニ御座候へ共、当時遠所ニ罷在候間、書付指出不申候条、御紙面其心得有之候様ニ、御帳付中江被仰渡候様ニ而之紙面指出可申旨、御城代被仰聞候、右為御承知致廻状候、早速御順達可被返下候、以上、

三月十八日（十九日中村氏ゟ来、岡田氏へ遣、）　中川平膳（忠好・馬廻頭）

同役中様

（表紙）
「三十五枚」（朱書）
文化五歳
二之御丸御殿等
御造営一件　二冊ノ内
戊辰四月（文化五年）
菅原厚定（高畠）

明日四ツ時に藩主斉広の御座所に召喚される

御用之儀有之候条、明日四時過、御座所江可有参出候、以上、
四月十二日
高畠五郎兵衛殿（厚定）　村井又兵衛（長世・城代）

御座所召符の請書を城代に差し上げる

「右、（朱書）御城代方ゟ切封シ御紙面也、」
御用之儀御座候条、明日四時過、御座所江可罷出旨、御紙上之趣、奉得其意候、以上、
四月十二日

村井又兵衛（長世・城代）様　　高畠五郎兵衛（厚定）

十三日（四月）、気色宜、

一、昨十二日、御紙面ニ付、今日罷出候処、御城代於御席伊勢守殿（前田孝友）・又兵衛殿（村井長世）御列座ニ而

左之通、

高畠五郎兵衛（厚定）

御手前儀、今般二之御丸御殿等御造営就被　仰付候、右御用多端之儀ニ付、主付被　仰付候旨被　仰出候、則別紙名書之通主附被　仰付候条、諸事申談可被相勤候事、

但、御当節之儀ニ候条、諸事無由断、綿密ニ可被遂僉議候事、

関屋中務（政良）

高畠五郎兵衛（厚定）

永原七郎右衛門（好之）

三浦助右衛門（賢善）

加藤三四郎（泰道）

御座所にて藩主斉広より造営方主附を仰せ付けられる。城代前田孝友・村井長世列座、同役は関屋政良・永原好之・三浦賢善・加藤泰道

一、別紙名書為承知御渡、左之通、

御作事方御用

作事方御用に浅加中郷

浅加作左衛門（中郷）
上木金左衛門（自庸）
石川兵勝（定功）
御普請奉行

普請奉行に上木自庸・石川定功

一、御列席ニ而、又兵衛殿（村井長世・城代）左之通覚書御渡、

厚定は兼役多きところ、とくに藩主の思し召しあり、仰せ付けらる

御手前儀、御造営方主附被　仰付候儀ハ、兼役多ニも御座候処、　思召在之被　仰付儀ニ候、此段可申達旨被　仰出候事、

造営方主附拝命に付、厚定の公事場御用に指し支えあることを、同役中に伝える

四月

昨日、御城代又兵衛殿（村井長世）ゟ御用有之候間、今日御座所江罷出候様申来、則今日罷出候処、別紙写之通被仰渡候、依之毎日右御用有之、公事場御用番難相勤ニ付、御用番本多氏（政札・年寄）江今日相送申候、右之趣為御承知、別紙を御目懸申候、右之趣故公事場式日多分難致出座ニ付、公事場御用向指支之儀ハ、本多氏ゟ示談有之筈ニ候間、左様御承知可被成候、以上、

高畠五郎兵衛（厚定）

四月十三日

中川清六郎様（顕忠・公事場奉行）
不破東作様（均・公事場横目）
池田三九郎様（孫安・公事場横目）

御廻文致承知、別紙被仰渡写一覧、先以御苦労之御儀なから御規模之至奉存、御封破、自封ニ而相廻申候、

承知仕、別紙写披見仕、先以御苦労之義奉存候、書付封、自封ニ而相廻申候、

承知仕、別紙被仰渡之趣、先以御苦労之御儀被存候、先封破、自封を以相廻候、

造営方主附を仰せ付けられたるに付、同役の馬廻組頭に対し、紙面で周知す

私儀御用有之候条、今十三日、御座所江可罷出旨、昨十二日、御城代又兵衛殿（村井長世）就御紙面則罷出候処、伊勢守殿（前田孝友・城代）等御列座ニ而、今般二御丸御殿等御造営就被　仰付候、主附御用被　仰付候段被仰渡、且御列席ニ而兼役多ニも御座候所、思召有之被　仰付候段被　仰出候旨、覚書を以被仰渡、重キ主附御用被　仰付難有仕合ニ奉存候、別紙両通写相添致廻状候、乍御邪广御廻達可被返下候、以上、

四月十三日　　高畠五郎兵衛（厚定）

同役十一人様

宝暦度城再建時の留帳が城代より渡される

十三日（四月）、

一、右ニ付、宝暦年中　御城御類焼之節、主附留帳何方ニも無之故、三輪藤兵衛主附相勤候ニ付、其節之留帳承しらへ候得ハ、御席ニも留帳無之ニ付、右帳面御取揚置之由ニ而、明十四日御渡可有之旨、本保平大夫帳面有之、今日　御城代ゟ御渡、執筆役神戸直次郎組頭溜江持参、左之通、

一、拾四冊　　留帳

一、三袋　　諸事書物入

右、本保与十郎方有之、小郷小左衛門ゟ指上置候由ニ而御渡、右十四冊之内壱冊不足ニ候へ共、此分御城代　御披見之内、袋入之内江紛込候由ニ而、何レノ分与申事不相分ニ付、其侭御渡置候間、重而此通りニ而御達申様ニ与、直次郎を以御申聞之事、

渡された宝暦度の留帳は本保与十郎方のもの

（四月）十四日、昼復降、

一、四時前　御座江罷出、八時過ニ退出、今日ゟ役席虎ノ御間代りニ相建申度旨、御城代江神戸直次郎を以相達、則夫々被仰渡也、

造営方役席を本多邸の虎の間代りに置く

今般御城御造営方主附御用、私共江被仰渡候ニ付、諸場江諸色断次第相渡候様被仰渡可被下候、

造営方主附御用に付、算用者二名、留書足軽二名、取次足軽二名、坊主一名の配置を求める

一、右御用ニ付、御算用者両人、明十五日ゟ御渡御座候様仕度奉存候、

一、割場江留書足軽両人・取次足軽両人・小遣小者両人、先請取申度候間、断次第相渡候様被仰渡可被下候、

一、私共席江坊主一人、早速受取申度奉存候、

右之通、夫々早速被仰渡候様仕度奉存候、以上、

四月十四日　関屋中務（政良・造営方主附）

高畠五郎兵衛（厚定）
永原七郎右衛門（好之・造営方主附）
三浦助右衛門（賢善・造営方主附）
加藤三四郎（泰道・造営方主附）

前田伊勢守様（孝友・城代）
村井又兵衛様（長世・城代）

「（朱書）右、小原金大夫を以、永原氏被達也、」

造営方主附拝命に付、関係役所へ通知する

今般二御丸御殿等御造営就被　仰付候、拙者共右御用主附被　仰付候条「（朱書）為」御承知如此ニ御座候、以上、

辰四月十四日　関屋等五人（政良・造営方主附）

御作事　御普請奉行
御算用場　会所　割場

「（朱書）壱通宛」

造営方主附に仰付られるに付、関係役所に印鑑提出

（朱枠）

印鑑

関屋中務印（政良・造営方主附）
高畠五郎兵衛印（厚定）
永原七郎右衛門印（好之・造営方主附）
三浦助右衛門印（賢善・造営方主附）
加藤三四郎印（泰道・造営方主附）

今般御造営方主附就被　仰付、拙者共印鑑壱枚指出申候、以上、

辰四月十四日　　高畠五郎兵衛印（厚定）

普請会所
作事所
会所
算用場
割場

御普請会所
御作事（御作事所）
会　所
御算用場
割　場

覚

留書足軽・取次足軽・小遣小者を造営方に派遣する

一、弐人　留書足軽
一、弐人　取次足軽
一、二人　小遣小者

右、今般二之御丸御殿等御造営方為御用受取候、尤御城代江も御達申置候、明日四時ゟ御座所御造営方役所迄御懸渡可有之候、以上、

辰四月十四日　高畠五郎兵衛（厚定）

割場御奉行衆中

「（朱書）但、足軽小遣二通ニ分テ重而調替遣也、」

算用者の派遣を依頼する

今般二之御丸御殿等御造営就被　仰付候、役所相建、右御用方御算用者両人請取度、御城代江御達申置候間、右之趣被　仰渡候者、明日四時頃無間違、右御用御申渡可有御指出候、以上、

辰四月十四日　高畠五郎兵衛（厚定）印

御算用場

造営方に日懸りの小遣小者の派遣を求める

御造営方御用ニ候条、日懸小遣小者一人、早速御座所役所迄、御懸渡可被成候、以上、

辰四月十四日　　永原七郎右衛門（好之・造営方主附）

切封也、

割場御奉行衆中

造営方役所発足を関屋政良より藩主斉広に言上す

一、今日ゟ役所相立候段、関屋ゟ（政良・造営方主附）言上也、

造営方主附としての心得を関屋氏に内談する

今般御造営主付就被　仰付候心得之大意、

御居間先筋は普請を急ぐべし、表向諸役所席も藩主御守のためにも必要

一、当時　御座所も無御座候事故、御普請御指急も可有之、先　御居間先筋御急とても御表向夫々諸役所席々相立不申而者、御守も難相立候、此所専ニ心得、御間取出来緩急可有之、御当用之ケ所迄、先可被仰付義ニ候哉、併御地取ニおゐてハ、惣様之御絵図仕立無之而者、　御好之所々有之時ハ、惣様坪数穴地広狭之法ノ可有之事、

地取りには絵図の用意が必要

一、右ニ付、御絵図御渡　御好之所々早ク被　仰出候様之事、

一、御入用方概之所可存知義、御城代之御底意も可承置、其上ニ而御作事穿鑿之事、

入用の概略を知り、城代の底意をくみつつ、作事を行う

一、今般竹ノ御間何分被仰付候様ニ仕度、是迄御表向一向ニ無御座、御作法も調不申、数拾年来相立候ヘハ書伝スラ今程ハ相伝り不申、絶々ニ罷成候義、

従来表向の部屋なし、竹の間の普請は必要

入用方紙面に造営方主附の奥書を書く
作事所の仕法改めはあるが、気づいたことは作事奉行と熟談する
普請は過剰な配慮をせず
内作事奉行不在に付、造営方主附が詮議すべきか
材木の手当をどうするか
造営方主附就任後の入用の有無
普請方の図り書は最初に確認する
普請開始後の仕法詮議
郭の周囲は宝暦前と相違あるか、慎重に達する

御先代(平出)ゟ之格別被　仰付置候、御規式も次第ニ違失ニ可相成哉、指当他国御使者等有之節も甚御聞支ニ候間、御普請ハ御手軽共御間配夫々出来被　仰付候様ニ、御僉義可有之哉之事、

一、御入用方私共奥書ニ而御作事奉行へ相渡、右奉行逐(遂)決算、尤不及御添印候哉之事、

一、御作事所近年仕法改候様子ニ候へ共、今般之御普請方、右仕法而已ニ不拘、私共存付も候者、猶御作事奉行逐(遂)熟談方申事、

一、惣テ御普請方、何も細ニ可心付儀者勿論ニ而、其上之宛行ニ緩急可有之儀ニ而、却テ得失可有之事、

一、当時内作事奉行無之、御作事奉行迄ニ而小廻之穿鑿いかゝ可有之哉、下役人御大工迄ニ而元ト其職一向之者ニ候得者、穿鑿趣意六ケ敷義も可有之、此所同役詮義可有之物ニ哉、

一、御材木御手当いかゝ相成居申哉、

一、地盛迄ハ冥加人足等ニ而出来、今般主附被　仰付而ゟ之御入用、外ニ可有之哉之事、

一、御普請方図書最初ニ能可相糺事、

一、御普請初テゟ仕法詮義之事、

一、御建物ハ替り有間敷候へ共、御郭囲等ニ至り而ハ、宝暦前ト是迄之所ニ違も可有之哉、其節ニ至り随分心付相達可申事、

右、荒増ニ而猶品々可有之哉之事、

右、関屋氏（政良・造営方主附）初入披見、先勤向之寄所如此も候哉ト及示談候所、此趣ニ而可宜与被申聞也、

（四月）十五日、降強如梅雨、

一、今日出仕、後ニ役所囲夫々出来、足軽共懸渡有之、小遣小者も渡ル也、

役所囲出来に付、足軽・小遣小者が配置される

一、御算用者之義、漸今朝入廻り候故、明日ニ無之而ハ不相渡由也、

算用者の配置は明日となる

小立野安堂町　留書足軽　河合和左衛門

才川主馬町　同　後藤吉蔵

立町新庄坊小路　取次足軽　長谷川徳左衛門

寺町元（玄）光院前　同　奥村又吉

小遣小者

孫九郎

同　　長蔵

作事・普請両奉行より城代宛の紙面はすべて造営方主附へ指し出すものとする

一、御作事奉行・御普請奉行ゟ是迄直ニ御城代江御達申置候「品等以後、都テ主附へ指出候様御達申」処、先達而其儀被　仰渡置候間、右紙面ニおよひ不申与而相返ル也、

小遣小者の誓詞は城代へも達す

一、小遣小者誓詞、御城代江御達申、役所切見届ニ候得共、神文霊社有之故、御祐筆之外調方指支候故、役所切聞届ニハ候得共、御達申旨、今日加藤氏被達置、前書案文綴り、左之通り、

小遣小者誓詞前書の文面

起請文前書

一、御造営方御用御役所ニ相勤申候ニ付、御用之筋不依、何事一言他言仕間敷候事、

一、御造営方江携候諸職人等ゟ音信等請請申間敷并御算用之方被仰談候義、違背仕間敷候事、

附り、人ニ被頼取次仕間敷事、

右之条々、若雖為一事存曲折致違犯候者――――、

御横目中

火事等の際に留書足軽・取次足軽・割場附小者が造営方役所に集まれるよう割場奉行に依頼す

覚

一、二人　留書足軽

一、二人　取次足軽

右之者火事等之時分、御造営方役所迄相揃候様、兼而御申渡置可被成候、以上、

辰四月十六日　高畠五郎兵衛（厚定）印

割場御奉行衆中

覚

一、弐人　割場附小者

右同文段、

辰四月十六日　高畠五郎兵衛（厚定）印

割場御奉行衆中

一、印鑑八枚　両柵御門　両御門（河北門・石川門）

七拾間御長屋御門　金谷御門

御台所　町会所

門方の印鑑は城代へ指し出す

右、御門方之分ハ御城代へ指出、其外ハ紙面ニ而遣也、

一、壱人　　坊主

造営方役所に坊主一人を詰めさせる

右、御造営方役所為相詰候間、毎日夕御賄之儀不指支候様可被仰渡候、以上、

辰四月十六日　　高畠五郎兵衛（厚定）

長甲斐守様（連愛・年寄）

奥村左京様（質直・年寄）

前田織江様（道済・家老）

宝暦類焼後の城代方与力・主附の有無等を調べるよう依頼され、返答す

一、神戸直次郎申聞候ハ、先年御類焼御造営之節、御城代方与力・主附有之哉しらへ呉候様、内分申聞候故、右帳面ニ不見当、併主附之有之躰ニ而懸合、暨拝領物之節も名前極り居候間、主附与相見ユル段、追而相達置也、

城代宛に造営方に用いる筆・用紙等を要求する

覚

一、拾対　　筆壱わニ三本

一、弐拾対　　中筆

一、五束　　下中折

一、五束　間中々折
一、五束　薄墨紙
一、千枚　唐墨半切
一、五拾枚　相瀧紙
一、五帖　紐漉杉原
一、六挺　並墨二挺形
一、弐挺　朱墨
一、三挺　金松葉形

右、今般御造営方役所江請取度御座候間、夫々不指支様被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

四月十五日　関屋等五人（政良・造営方主附）

前田伊勢守様（孝友・城代）
村井又兵衛様（長世・城代）

覗箱等造営方で要求する

覚

一、三面　覗箱

但、覗・水入共、

一、五合　　醤麩粉
一、壱つ　　簞笥
　　但、鎖鍵共、
一、三つ　　火鉢箱
右、今般御造営方役所へ請取申度御座候間、夫々不指支様被仰渡可下候、以上、
　　四月十五日　　関屋等五人（政良・造営方主附）
　　前田伊勢守様（孝友・城代）
　　村井又兵衛様（長世・城代）

造営の入用金銀の支払紙面には造営方主附の奥印を据える

今般御造営方御用主付、私共江就被　仰付候、御入用金銀相渡方之儀、其向々其奉行切手ニ私共奥印ニ而相渡、御添印ニ者及間敷与奉存候、
一、御造営方役所御入用之品々ハ、手先御算用者請取切手ニ御添印無之、私共奥印ニ而為受取申候、此段諸向へ可被仰渡候、以上、
　　四月十六日　　関屋等五人（政良・造営方主附）
　　前田伊勢守様（孝友・城代）
　　村井又兵衛様（長世・城代）

造営方役所入用の品々の紙面には造営方主附の奥印を据える

造営方に坊主一人を詰めさせるため夕方の賄を依頼

覚

一、壱人　坊主

右、御造営方役所江為相詰候間、毎日夕御賄御申渡可有之候、以上、

四月十六日　高畠五郎兵衛（厚定）印

厚定等から城代に渡した覚書

追而勝手方相達置候間、左様御心得可有之候、以上、

急ぎの普請に付、絵図の支給と定まっていない箇所の指示を依頼す

一、今般御普請方御急之儀与奉存候、早速ニ御絵図御渡無御座而ハ、地形等調兼申候、御好等ニ而御治定無御座ケ所も御座候者、先荒増之所被仰渡御座候様仕度奉存候、

材木は乾燥が必要であり、御召上の際には、材木員数等の指示を依頼す

一、御材木之義、御建物ケ所ニ寄、得与かれ申材木ニ無御座而ハ、追而不宜義ニ御座候間、御召上等御座候時ハ、早速御詮義も無御座而者、延々ニ相成可申候、且又惣而今般御召上之内、材木員数高并御家中を初指上候、材木并伐木御聞届、高等も被仰聞候様仕度奉存候、

すべての見積り・入用高等は城代に報告することとする

一、今般惣様之御図り・御入用高等、夫々相しらへ御達可申上候儀与奉存候、併今般私共主附不被　仰付以前、御作事奉行等江御用意方被仰渡、御聞届相済候分ハ、右奉行切ニ而取捌可申義与奉存候、尤其品々ハ一往承置可申与奉存候、

普請に軽重あり、大凡の入用や城代の底意を知りたいとする厚定らの意向を伝える

一、今般御普請方軽重段々可有御座候、依而御入用方も概之所　御城代之御底意之程、兼

厚定らの意向を城代承知す、竹の間・松の間に付、意見を交換す、

厚定ら、表向の絵図を城代より渡され、表向のあり方を詮議すべきことを命ぜられる

而承知仕置申度奉存候事、

右又兵衛殿（村井長世・城代）御別席ニ而、高畠（厚定）・永原（好之・造営方主附）ゟ右覚書御達申候所、委曲御承知被成、竹ノ御間ノ事ニ付御申聞之趣も有之、五郎兵衛ゟも猶更松之御間之事も御達申候所、今般之所先達而御居間廻・御広式等之絵図御伺置候、御表向之処ハ右詮義之趣も有之ニ付、未治定いたし不申間、幸又兵衛殿ゟも御示談も被成度事も候間、何レ御表向之図最前之分御渡被成候間、於役所逐全（詮）義候上可申上候旨被仰聞候而、則御席江御誘引被成、御絵図左之通御渡也、

御伺済被　仰出候御絵図　一袋

古キ絵図大小　三袋

右、伺済候分も御広式之所、只今迄与違ひ有之旨いつれ可然哉、猶考候様被仰聞候、

藩主からの拝領物あり

一、今日九半時過、関屋（政良・造営方主附）中務を以　御渡物有之、難有　御趣意別帳ニアリ、御請同人を以申上、猶存寄奉申候所、伺之通与重而被　仰出也、

造営方の算用者として稲垣左兵衛・牛円佐助が申し渡される

（四月）十七日、気色宜、

一、手先江請取候御算用者稲垣左兵衛・牛円佐助申渡旨、昨夕水野次郎大夫（武矩・算用場奉行）ゟ紙面両人共、

今日見合故余人も可申渡哉之趣も申来候へ共、今日佐介罷出ル故、左之趣申渡也、

稲垣・牛円の勤向

一、諸切手取捌、

諸切手取り捌き

一、役所御入用之品、都テ各切手ニ拙者共致奥印候事、

役所の入用品のこと

一、惣而諸向ゟ御用之品詮義之趣、御当節之儀ニも候条、諸事各も無由断被相心得、心付之趣も候者、拙者共迄可被申聞候事、

各部署からの物品のこと

各部署への入用金銀切手の処理のこと

一、御入用金銀等諸事諸向切手、拙者共主附相勤候儀ニ付、御省略所御添印無之取捌之筈ニ候間、綿密心を付、万事無由断取捌可被申聞候事、

小遣小者誓約見届けのこと

一、役所小遣小者誓約之儀、拙者共出席之上各被見届可申事、

火事の際早々に役所に出役すること

一、若火事之節、早速役所江罷出可申事、

右之外ニも勤向も可有之候条、猶追々可申談候、

右、今日牛円左介迄罷出候故、左介へ申渡也、

厚定ら、明後日城中見分の際城代も同行の意向

一、明後日、御城中見分之儀相達ル所、御城代も御様子次第御出可被成与之儀故、今日御普請・御作事奉行へ申談、刻限ハ追而可申達与申談置也、

稲垣左兵衛・牛円佐助の住所

味噌倉丁大野木向

法船寺町広小路牛円新左衛門宅

御算用者　稲垣左兵衛

同　牛円佐助

作事奉行と相談すべき事項

今般の造営事業に携わる者は少しも等閑に心得ず、職務に励むよう厳重に申し付け、役人や大工等諸職人へも会得させるよう求める

造営事業は大普請であり、懸りの役人は格別に選定し、怠慢なる棟梁等は指し替える姿勢が必要

御作事奉行江可申談之趣、

今般御造営之儀ハ、是迄御普請方与違、格別之趣も有之、今度御城御焼失　御居所も無御座、人々居住安ク相暮候儀、下々迄奉憚之志之程も　御察有之、早速御造営も被　仰付候事ニ而、右ニ付而者拙者共迄被　仰出之趣共有之候間、今般之御用ニ携候者之義ハ、少も等閑ニ不相心得、人々職役を相励不申而ハ、誠ニ可奉恐義ニ而、尤不心得之者ハ、厳重申付之儀ニ候間、是等之趣、付居候役人共ハ勿論、大工共初諸職人迄も人別ニ為致会得、其上ニ而御用為取懸候様可被申渡候事、

一、御造営就被仰付候御普請方之儀、各ニも格別御心得可有之儀ハ勿論ニ候、殊ニ近年御作事所仕法も相改被糺置候儀ニ候へハ申迄ハ無之候へ共、常御普請与ハ違、大普請之儀ニ候へハ、木作等相初テ〻ハ、夫々仕法も可有之、尤棟梁并御大工も付居可申候得共、一通りニ相心得候而ハ中々行届申間敷義ニ候条、懸り之役人共格別被相撰不働之棟梁等

買上の材木は現在の量を員数量と書き出す

地盛堅めの進捗を確認する

建物土台据石等は作事方手合で行い、詮議の状況を書き出させる

絵図が定まり次第大工方・壁方・屋根方の仕様書・見積を綿密に申し付けるよう求める

図り渡し、入札等の際には、仕様書を入念にし、しっかりとした対応をとることとする

木作り等開始後、仕事毎の人数配置を記した手板の内容を造営方主附にも見せ、了解をとることとする

ハ、詮義之上被指替之程ニ無之而ハ相成間敷、猶各ニも被心付候趣共、委曲被書記候而可被申聞候事、

一、是迄各被遂僉議御買上之御材木、当時何程有之候哉、其品分を以員数高可被書出候事、

一、御建チ物地堅之儀ハ、御絵図相定候上ニ無之而ハ、御柱居等之配り難相決候へ共、惣様地盛堅之儀ハ大抵相済候哉、又ハ相残候而未取懸所々も候哉之事、

一、御建物土台居石等之儀ハ、御作事手合ニ而可有之、右夫々詮義付居候哉、其外右ニ准シ夫々詮義相済候品、又ハ詮義被致置候而も、未決之品ハ可被書出候事、

一、御絵図定候上、大工方・壁（壁方）・屋祢方仕様書并図リ帳綿密ニ被申付、尤中勘図ニハ候得共、最初ゟ可相知品を図り洩等之義、第一御大工職分并御大工頭等迄も不穿鑿ニ相当り候条、兼而其心得可被申渡置候事、

一、其品ニ寄図り渡、或ハ入札等之儀ハ、最初ニ仕様書入念候様、夫々得与可被申渡、入札抔之儀ハ、職人巻立申合等之儀ハ勿論有之間敷候へ共、第一棟梁以上之心得厳重ニ申渡可被置候事、

一、木作等相初候上ハ、仕事割人数配手板之表、尤拙者共ニも可見届候、職人若煩等ニ而丁場江罷出候上退候者ハ、拙者共江も被申聞候上、退候様可被申聞候事、

右之外ニも可申談義も可有之候へ共、猶又各被存付候趣共被申聞候上、重而可申達候事、

造営方役所の中堅炭渡方を依頼する

覚

一、九百目　　中堅炭

右、御造営方役所入用之分、不指支道具所ゟ相渡候様、夫々被仰渡候様仕度奉存候、以上、

四月十七日　　永原七郎右衛門（好之・造営方主附）

前田伊勢守様（孝友・城代）

村井又兵衛様（長世・城代）

普請奉行より戸室へ町石切を遣わしたき旨を記した紙面を受取

十八日（四月）、朝曇、後気色宜、

一、上木金左衛門（自庸・普請奉行）ゟ戸室江町石切四人遣度由、紙面指出故受取置也、

しゅろ箒
火鉢
風呂火鉢
薬箱

覚

一、壱本　　椶櫚箒

一、三つ　　火鉢

一、壱つ　　風呂火鉢

一、壱つ　　薬箱

一、弐本　かいけ（掻筒）
一、二脚　十露盤　但、廿七橔十露盤、
一、二膳　火箸
一、三挺　小刀
一、二本　錐

〆九口

掻筒
十露盤
火箸
小刀
錐

右、御造営方役所御用ニ候条、渡方不指支様、町会所江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

四月十八日　三浦助右衛門（賢善・造営方主附）

前田伊勢守様（孝友・城代）
村井又兵衛様（長世・城代）

しゅろ箒等を町会所より造営方役所へ渡してくれるよう依頼する

覚

一、壱つ　簞笥
一、壱つ　箱指蓋
一、壱つ　立物箱
一、壱つ　帳箱

簞笥
箱指蓋
立物箱
帳箱

足打板
手桶
炭取

一、壱枚　足打板
一、二つ　手桶
一、二つ　炭取
〆九口

作事所に対し簞笥等を造営方に渡してくれるよう依頼する

右、同文段、

四月十八日　三浦助右衛門（賢善・造営方主附）

御作事所

三輪藤兵衛帳面

一、三輪藤兵衛帳面之内、拝領物之記有之帳、御城代方ゟ申下シ置候事、
一、買手与力寺社破損与力ニ致度旨、御作事奉行ゟ御達申由、詮義御渡之事、

櫓等図帳を写し取り城代へ返却

一、御櫓等図帳写取、先年之帳面本紙御城代江御返申也、

厚定ら城内巡見に城代前田孝友同行

一、明日、御城中拙者共見廻見分之義、御城代江御達申候得者、伊勢守殿（前田孝友・城代）も御出可被成旨被仰聞候事、

厚定等、城中焼失跡を見分

十九日（四月）、快晴、
一、今日、御城中御焼失跡見分ニ付、日懸両人申遣也、

城内見分は城代前田孝友・造営方主附・普請奉行・作事奉行等見分箇所

一、今日九半時頃見分、（前田孝友・城代）伊勢守殿・主付五人・御普請奉行・御作事奉行、右下役人罷出ル、

橋爪御門台　五拾間御長屋跡
菱御櫓　御楽屋多門跡
裏口御門　切手門ゟ段橋跡
立帰裏口御門ゟ　御居間跡
御広式跡
表裏御式台跡　夫ゟ土橋四十間　御長屋跡

橋爪五疋厩のことを城代に達しおく
広式石垣段階幅広に付、藩主の詮議ある旨、関屋政良が城代に達しおく

右之通、（前田孝友・城代）伊勢守殿御見分も有之ニ付、橋爪五疋建御厩ノ事、御達申置也、当時御広式石垣段階ノ所、御乗物ニ而御下りノ為、横幅広ク相成、御詮義有之旨ハ（政良・造営方主附）関屋氏被申也、焼石取払ニ懸り罷在、甚不情ニ相見ユル也、可有詮義、尤未主附之手ニ無之也、

関屋氏を通して藩主好みの絵図到来に付、御大工井上庄右衛門に渡す

一、関屋氏を以、御好之御絵図一枚御渡ニ付、猶御地面間数、御間間数相しらへ、御玄関先ノ狭ク不相成様之図面引方、御大工井上庄右衛門へ申渡遣也、

造営奉行の断りにより足軽・小者の懸け渡しを求めることとする

（四月）廿日、降、

一、（好之・造営方主附）永原氏ゟ水野へ稲垣左兵衛之儀、内状指遣也、

御造営方へ請取候足軽・小者人高等之義ハ、時々御達可申上候へ共、是以後私共断次第

懸渡候様、割場江兼而被仰渡可被下候、左様左様(衍)無御座而ハ指懸候節抔御用支ニ相成申候、
此段御達申置候、以上、

四月廿日　　高畠五郎兵衛(厚定)

前田伊勢守様(孝友・城代)
村井又兵衛様(長世・城代)

造営方役所には料紙等に据える添印・会所印なし

覚

一、壱枚　　印鑑「但、連名印鑑也」(朱書)

右、拙者共御造営方主附相勤ニ付、右役所為御用料紙等御添印、会所印無之、手先御算用者切手ニ、拙者共奥書を以、受取申筈ニ付、為見合相達之申候、以上、

四月廿日　　高畠五郎兵衛(厚定)

水野孫三郎殿(武次・呉服奉行兼料紙奉行)
田辺勇作殿(敬順・呉服奉行兼料紙奉行)

挽立材木入小屋図等を作事奉行が持参する

一、挽立材木入小屋図・大工小屋図、河北御門外菱垣ノ内小屋図帳、浅加作左衛門(中郷・作事奉行)持参也、

廿一日（四月）、快晴、

一、櫻櫚高箒等拾口前ニアリ、

右、切手致奥書遣也、

修理才許与力二名に諸品買手御用を勤めさせたき旨を願う

修理才許与力
渡辺左兵衛
本橋仙右衛門

右之人々、今般　御城御造営中、諸品買手御用為相勤申度奉存候、此段御聞届、早速申渡御座候様、寺社奉行中へ被仰渡可被下候、以上、

四月十八日　浅加作左衛門（中郷・作事奉行）

御間絵図治定につき、御大工井上庄右衛門を呼び立てる

一、御間絵図御治定ニ而御渡ニ付、御大工井上庄右衛門呼立、猶又段々申入、早速三通り程出来之儀申渡也、

（＊）「以下、九九頁ニ同内容ノ記述アルモ本文ノママココニ収ム。九九頁ノ記述ハ案文カ」

作事奉行との相談事項

一、今日御作事奉行江申談候趣、左之通、

今般の造営事業に携わる者

今般御造営之儀ハ、是迄御普請方与違、格別之趣も有之、今度　御城御焼失、　御居所も

は少しも等閑に心得ず、職務に励むよう厳重に申し付け、役人や大工等諸職人へも会得させるよう求める

今回の普請は大普請であり、懸りの役人は格別に選定し、怠慢なる棟梁等は指し替える姿勢が必要

現在までの買上の材木・献上された材木・伐採した材木の量を員数量として書き出す

地盛堅めの進捗を確認する

建物土台据石等は作事方手合で行い、詮議の状況を書き出させる

無御座ニ、人々居住安ク相暮候儀、下々迄奉憚之志之程も御察有之、早速御造営も被仰付候事ニ而、右ニ付而ハ拙者共迄被　仰出之趣共有之候間、今般之御用ニ携候者之義ハ、少も等閑ニ不相心得、人々職役を相励不申而ハ、誠ニ可奉恐義ニ而、尤不心得之者ハ厳重申付候儀ニ候間、是等之付居候役人共ハ勿論、大工共初諸職人迄も人別為致会得、其上ニ而御用為取掛候様ニ可被申渡事、

一、御造営就被　仰付候御普請方之儀、各ニも格別御心得可有之儀ハ勿論ニ候、殊ニ近年御作事所仕法も相改被糺置候儀ニ候得者、申迄ハ無之候得共、常御普請与ハ違、大御普請之儀ニ候得者、木作等相初而ハ夫々仕法も可有之、尤棟梁并御大工も付居可申候へ共、一通りニ相心得候而ハ、中々行届申間敷義ニ候条、掛之役人共格別被相撰、不働之棟梁等ハ詮義之上被指替候程ニ無之而ハ相成間敷、猶各ニも被心付候趣共、委曲被書記候而可被申聞候事、

一、是迄各被遂詮義、御買上候御材木当時何程有之候哉、亦ハ御家中を初為冥加指上候材木、暨伐木之分何程在之候哉、其品分を以員数高可被書出候事、

一、御建チ物地堅之義ハ、御絵図相定候上ニ無之而者、御柱居等之配り難相決候へ共、惣御地盛堅之儀ハ大底相済候哉、亦ハ相残候而未不取懸所々も候哉之事、

一、御建物土台居石之義ハ、御作事手合ニ而可有之哉、右夫々詮義ニ付居候哉、其外右ニ

絵図が定まり次第、大工方・壁方・屋根方の仕様書・見積を綿密に申し付けるよう求める

准夫々詮義相済候品、又ハ詮義被致置候而も未決之品ハ可被書出候事、

一、御絵図定候上、大工方・壁方・屋祢方等仕、仕様書并図り帳綿密ニ被申付、尤中勘図ニハ候得共、最初ゟ可相知品を図り、洩等之儀ハ第一御大工職分并御大工頭等迄も不穿鑿ニ相当り候条、兼而其心得可被申渡置候、

図り渡し、入札等の際には、仕様書を入念にし、しっかりとした対応をとることとする

一、其品々寄図り渡、或入札等之儀ハ、最初ニ仕様書入念候様、夫々得与可被申渡、入札抔之義ハ、職人巻立申合等之儀ハ勿論有之間敷候へ共、第一棟梁以上之心得厳重ニ申渡可被置候事、

木作り等開始後、仕事毎の人数配置を記した手板の内容を造営方主附にも見せ、了解をとることとする

一、木作等相初候上ハ、仕事割人数配り、手板之表、尤拙者共ニも可見届候、職人若煩等ニ而丁場江罷出候上退候者ハ、拙者共江も被申聞候上、退候様可被申聞候事、

右□（之カ）外追々可申談義も可有之候へ共、猶又各被存付候趣共被申聞候上、重而可申達候事、

辰四月

普請奉行との相談事項

今般の造営事業に携わる者は少も等閑に心得ず、職務に励むよう厳重に申し付け、役人・石切・石積・役

一、御普請奉行江申談ル趣、左之通、

今般御造営之儀ハ、是迄御普請方与違、格別之趣も有之、今度御城御焼失　御居所も無御座ニ、人々住居安ク相暮□□□（候義下）々迄奉憚之志之程も　御察有之、早速御造営も被　仰付事ニ而、右ニ付而者、拙者共迄被　仰出之趣共有之候間、今般之御用ニ携候者ハ少も等閑ニ

小者・戸室山で雇う者に対して会得させ、御用にかからせるよう求める

建物柱据石の詮議の様子を造営方主附に知らせるよう求める

二十人石切・町雇石切の入用の実態を知らせるよう求める

切出石の持出方に付、詮議の趣の報告を求める

戸室山における石伐出役人の職務について実態を尋ねる

焼石となった広式境石垣石の再利用方法に付、詮議の様子や存付の点を申し聞かすよう求める

不相心得、人々職役を相励不申而ハ、誠ニ可奉恐義ニ而、尤不心得之者ハ厳重申付候義ニ候間、此等之趣役人共ハ勿論、石切并石積候者共、又ハ役小者・於戸室山所雇之者共、或ハ諸色買上等之諸職人迄も人別為致会得、其上ニ而御用為取掛候様ニ可被申候事、

一、是迄各之遂僉議御召上候品々も有之候哉、又ハ諸事詮義中ニ而未決之品も候者可被申聞候事、

一、御建チ物御柱居之石等之儀ハ、御作事手合ニも可有之所、各ニ而此度之遂僉義之由ニ相聞江候、右僉義之筋合可被申聞、右ニ准シ候様之儀も候者、其品可被申聞事、

一、廿人石切山扶持取候外ニも御入用懸り候儀有之候哉、町雇石切ハ賃銀何程ニ候哉、町雇ニ而も石切御道具等ハ各〻被相渡候哉、二十人石切ニ而ハ、右御道具数度取替候由ニ相聞へ候、此等之趣被遂僉義置候哉之事、

一、切出シ石持出シ方之儀、各僉議之趣いかゝ相成居候哉、可被申聞候事、

一、戸室山へ御石伐出方役人ハ、穴生何人罷越候哉、御扶持人石伐ハ指引迄ニ而、切出ハ不致候哉之事、

一、御広式境石垣之義ハ、焼石ニ相成不残新ニ積替之由ニ相聞へ候、右右(衍)石作り直ニ外御用ニ被用候哉、各詮義之様子可被申聞、猶此外ニも追々可申談候得共、猶又各被存付候趣共被申聞候上、重而可申達義も可有之候事、

二ノ丸御殿等造営方役所で用いる筆等の請取

当十五日ノ所ニ入相立ル筆等拾壱口ノ切手奥書、左之通り、

〆拾壱口

右、二御丸　御殿等御造営方役所為御用、請取申所如件、

稲垣左兵衛　当病
牛丸佐介判（円）

（武次・呉服奉行兼　料紙奉行）
水野孫三郎殿
（敬順・呉服奉行兼　料紙奉行）
田辺勇作殿

右、相違無之候、以上、

（好之・造営方主附）
永原七郎右衛門印

御歩横目・横目足軽を造営方に遣わすよう求める

一、三人　御歩横目

右、御造営方為御用請取申度御座候条、私共断次第相渡候様、御横目中へ被仰渡

□□度奉存候、以上、

四月廿二日

（政良・造営方主附）
関屋等五人

（孝友・城代）
前田伊勢守様

村井又兵衛（長世・城代）様

一、五人　　御横目足軽

右、同文段、

右、関屋氏（政良・造営方主附）被達也、

作事奉行江守隆屋ら造営方主附となる

廿二日（四月）、快晴、

一、御作事奉行江守要人（隆屋）・杉浦逸角（守政）、今日、御造営主附被仰渡旨ニ而役所へ罷越也、

材木作り木入置小屋・大工小屋等図り帳、今日御聞届

一、材木作り木入置小屋・大工小屋等図り帳、此間御達申置候分、今日御聞届也、其段御作事奉行へ申渡、帳面ハ跡ゟ相渡旨申談置也、

算用者在宿番

御算用者在宿番

偶月（偶）　牛円佐介

奇月　服部猪之助

稲垣左兵衛、煩に付、当分加人が遣わさる

一、稲垣左兵衛儀煩ニ付、当分加人右猪之助指越旨、水野次郎大夫（武矩・算用場奉行）ゟ申越承知及返書也、

一、御城代江今般御造営方之義、左之紙面等高畠（厚定）於御別席伊勢守殿（前田孝友・城代）へ御達申也、

造営方主附詮議の趣を城代に達す

造営方の絵図は藩主の好みもあり、引き直して仰せ出を待つ状態

奥向より裏式台・諸役所席々は指急ぐ箇所である

今般私共御造営方主附就被　仰付候、何も詮義之趣、左ニ御達申候、

一、御造営方御絵図御好之趣も被　仰出、御地面通も御玄関前御指支も無御座様、御絵図面引直相伺置申候間、追付被　仰出ニ而可有御座与奉存候、今般御造営之儀ハ、御奥向ゟ裏御式台迄、其外諸役所席々之分ハ指急申ケ所ニ御座候間、先此分ゟ図方申渡詮義仕、御材木手配次第早ク取掛り、御柱居之場所地堅、早速ニ可申付与奉存候、尤其余之ケ所も追々図り方可申渡与奉存候、

宝暦類焼より数十年表向の御間はなく、規式等に指し支えあり、御間配りについて一考を要する状態であることを示す

一、右御建チ物図取之儀も、惣様以前之通り被仰付候趣ニ御絵図仕立不申而ハ、後々指支不申候間、其心得ニ御絵図仕立置申候、且復私共詮義之趣ハ、此度竹之御間并右続御用弁宜御間・虎ノ御間・表御式台暨松ノ御間・御座所（カ）ニ被　仰付候趣ニ仕度、宝暦之御類焼ゟ数拾年、表向御間無御座故、夫々御作法も今程ニ而ハ書伝而已ニ相成、絶々ニ罷成、第一他国御使者等之節も、御表向御間ハ少も無御座故、甚御指支相成、右御間被　仰付候ヘハ、諸役所も以前之通、御間之内へ夫々相立候ニ付、御台所向も必竟（カ）御手広ニ相成、年頭御規式之時分御用相弁申儀、将又松ノ御間此度被　仰付候様相調候儀ハ、是迄之御席立形ニテハ、御小書院・竹ノ御間等出来之節御間配も六ケ敷可相成、松ノ御間ニ而者御間狭ニも可有之哉、以前ニ而ハ越後屋敷御座候故、右ニ而御用相弁候義ニも候哉、今

奥向座敷廻り以外は節がある木柄等を用いることとする

郭の周囲のあり方に対する意見

下々に至るまで志納あり、今般の普請は御殿全体に及び、藩主は喜びの様子、櫓等は暫く遅れても可

造営は最初より仕法をたて、一日の仕事量を見届け、不精の者は指除く姿勢で臨む

般下々迄献上木も候間、是等を以麁相ニ被　仰付候而も可相成義、畢竟御造営終ニ御僉儀有之而も可然義与奉存候、

一、御入用御手配も可有之哉ニ候へ共、前段之所々、今般一集ニ被　仰付候へハ、幾度ニも被　仰付候而違、雑用ニも過分違可有之候、亦者御奥向御座敷廻之外ハ、節有之木柄等相用候義ハ指支間敷、後年之為ニ相成義ハ入念ニ仕、或ハ空道具等之儀者、品ニ寄伐立候木ニ而も指支間敷、夫々其差別詮義之趣、何分可申渡与奉存候、

一、御郭囲ニ而ハ、橋爪御門不被　仰付而ハ御縮方相建不申候間、早速被　仰付、五拾間御長屋・菱御櫓・四十間御長屋之儀ハ暫御猶予御座候間、当分仮塀被　仰付置候而も可宜哉、御楽屋多門之方ハ外御郭ゟ見越も御座候間、此度被　仰付候様ニ与奉存候、

一、右之趣ニ而ハ、御造営多相成候へ共、今般ハ下々迄一統之志之儀ニ付、御含之　思召も被為在候御様子ニ御座候候(衍)、御造営全も被　仰付候者、一統難有可奉存義ニ而御座候、御櫓等之儀ハ元来御縄取ニ夫々堅固相備居候へハ、暫遅ク被　仰付候而も苦ケ間敷義与奉存候、

一、右御造営ニ付、御作事奉行・御普請奉行手合共一通り取掛之趣ニ而ハ、大普請之儀ニ候へハ、年月久敷相懸り候迄ニ而、甚御費多可有御座候間、御当節之儀ニも御座候間初ゟ仕法相立、是迄御造営主附之振を離、大工共を初悉精(精)不精(精)を撰、一日之仕事高をも

作事方のあり方に付、課題等を城代に達す

見届不情之者ハ、翌日指除候程ニセリ立可申、左候へハ定作料ニ而人々難相勤候故、日々出情（精）増歩付為相励候義、却而御徳分ニ御座候故、右作法等之義、追々御作事奉行へ可申談、尤御入用方ニ拘廻立候訳ニ而ハ趣意違候故、心得之趣申談候写、別紙入御披見申候、依而御作事奉行迄ニ而中々其手配行届不申、御大工以下之付居候者ハ御座候へ共、其職道之穿鑿ニ預、惣躰出情（精）之廻込候志ハ志官之者与ハ趣意も違可申間、当時御作事仕法ニ而ハ、内作事奉行無御座候へ共、此度御造営方内作事奉行与申名目ニ成共、御役人被仰付、格別人撰三、四人も被　仰渡候様ニ仕度、常御普請与違、大御普請ニ候者、小役人無之而ハ難相成故、以前ゟ内作事奉行被仰付置候、段々仕事場多相成候へハ、中々人少ニ而穿鑿ハ行届不申候、御普請奉行手合とても今度御石垣ハ少分ニ候へ共、当時之様子ニ而ハ数月相懸り、日々之出来高も廻立薄候哉ニも相聞江、其上戸室山石切出方穴生等迄ニ而、日々切出高も如何御座候哉、折々奉行廻候抔ニ而ハ果敢取申間敷、御歩横目ニ而も格別撰被　仰付、附居申毎日切出高も申越候様之儀ニ無御座而ハ、日数相懸り御費ニ可相成哉、右両様人指ニ而被　仰渡候様仕度、猶相しらへ御達可申間、御僉義之上被　仰渡候様ニ仕度奉存候、以上、

四月廿二日

関屋中務（政良・造営方主附）
高畠五郎兵衛（厚定）

永原七郎右衛門（好之・造営方主附）
三浦重右衛門（助右衛門賢善・造営方主附）
加藤三四郎（泰道・造営方主附）

前田伊勢守様（孝友・城代）
村井又兵衛様（長世・城代）

足代木を能登御林山より伐出す件を城代へ達す

一、足代木　杉・档　長三間半ゟ六間迄　末口三寸ゟ四寸迄

右、能州御林山ニ而伐出之義、山奉行ニも尋置由ニ而、御作事奉行ゟ書出ニ付、御城代江御達申也、

（四月）廿三日、快晴、

造営方主附、城代に机の支給を願う

一、小遣両人、終日為相勤食事認指支候故、日懸両人受取候か、又ハ御賄願申か致度旨、牛円左介等ゟ申聞、割場奉行日懸御入無之而ハ指支候哉与尋候へハ、御入ニ不及旨故、今日先一人申遣也、

一、弐脚机

右、御造営方役所為御用請取申度御座候間、渡方不指支様、夫々被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

四月廿三日　　加藤三四郎（泰道・造営方主附）

前田伊勢守様（孝友・城代）

村井又兵衛様（長世・城代）

橋爪門台石垣の見積を普請奉行と相談する

一、橋爪御門台御石垣之図之義、御普請奉行江申談ル也、

昨日紙細工人作業開始

一、昨日紙細工人御入之義、相達也、

造営方入用銀の取捌き方を詮議する

一、今般御造営方御入用銀之分、惣様役所へ受取、夫々御用弁候儀も可有之哉之旨、先達而執筆神戸直次郎了簡切ニ而高畠（厚定）・永原江（好之・造営方主附）申聞候趣、いかゝ可有之哉候、猶僉義可致段申入置候、然所昨日又直次郎申聞候、右御入用方銀取捌方之事、直次郎了簡切ニ申聞候へ共、御城代様猶更何方かた之御僉議承り可申旨被仰候由、昨廿二日申聞候ニ付、同役僉儀左之通、

御入用銀之分ハ、都テ御城代ゟ小払奉行江御渡、拙者共奥印之切手ニ而、夫々勘定小払奉行ゟ申上候、御かね出入御縮相立可申役所江銀子受取候而指置方も六ケ敷物ニ候間、

必其儀可然諸向御造営方本勘之義者、其向々ゟ役所江本勘為指出、於役所夫々しらへ御達申上候ハ、可宜旨ニ決定之事、右永原氏被相達也、

木造初入用図り・地盛詮議の件を作事奉行に伝える

一、木造初御入用図并地盛詮義之事、御作事奉行へ申遣也、

鍬初規式に付、詮議するよう普請奉行に申し渡す

一、鍬初ノ御規式之事、御普請奉行江申談、詮義有之様ニ与申渡也、

一、当時町人夫堂形土取等之分、町会所之手之由故、町同心呼出承候処、左之趣ニ書出也、

堂形土取等に付、町人夫動員のため人夫銀高を書き上げる

一、壱万人　人夫町ゟ出分、代銀ニ而町会所へ引受、代銀ニ而稼人雇出下ノ助トスルノ図ノ由也、

右、為冥加賃銀ニ而取立、町会所ニ有之由也、

右、代銀　拾二貫六百三拾目　人夫銀高

此銀を以、人歩一万人指出候事、

但、　人夫雇賃　百廿五文宛

人夫廻三人ハ　弐百文宛

人夫たてり　百六拾文宛

四人ハ

広式段橋の所の石垣積立に取かかる

一、廿五日ゟ石垣御広式段橋之所積立ニ相懸候旨之事、御普請奉行申聞也、

廿四日（四月）、快晴、

割場奉行に役小者の概要を尋ねる

一、割場奉行江役小者之義、相尋ル所左之通り、

一、弐百七拾五人　役惣高

三拾二人　定杖突

八拾四人　戸室ゟ中山迄石引御用

八拾五人　御城中御石垣方

四人　右昼夜番人

四人　小屋仕事御用并小遣

壱人　右入口番人

廿二人　両御池空地御用并奥ノ水汲御用

二人　割場脇御道具浜引折御用

三拾五人　割場内詰人并掃除所御用

〆　弐百七拾三人

浮人

残而二人

右之通ニ御座候事、

四月廿四日　　割場

今日より小遣への賄を支給せず

一、今日ゟ小遣食御賄不申遣、代り日懸一人入食交代為致也、

城代より小遣誓詞前書到来に付、横目に渡す

廿五日(四月)、快晴、

一、小遣誓詞前書、今日御城代ゟ御渡、宛所御横目中ト有之、牛円佐介江渡置也、

砂利持人夫へ渡す皮ざるの値段は五十荷で五十七匁五分

一、五拾荷　代五十七匁五分

右、砂利持人夫へ相渡申候皮さる直段、如此ニ御座候、

辰四月廿五日　　御作事所

右ハ砂利持はか取不申故、段々セり立候へハ、籠大キ成分為持セり込故、如此詮義、則入候義、小原金大夫を以相達ル(カ)也、

出来の絵図を披見のため明日城代へ渡す

図り札、付札で承届と書き、城代へ達す

一、御絵図一枚出来、先明日御城代江入御披見相渡、指上置分ハ廿七日出来之筈、外ニ一枚出来、是ハ御次御用関屋氏(政良・造営方主附)へ遣也、

一、図り札付札役所ゟ御承届ト書相渡段、御城代へ御達申置、尤図帳御聞届相渡候上ノ

拝借の小帳を前田孝友に返進す

事也、

一、伊勢守殿（前田孝友・城代）へ於御別席先日拝借之小帳奉返進也、且御広式御石垣、段々昨日及詮義、町石積八人戸室山与両方へ分入ル跡、御達之義、昨日指懸り御退出後故、右之通取計承届遣旨御達申、依而今日ゟ積方ニ懸ル段、御達申也、

広式石垣の件、昨日詮議す

一、今日八時過、永原御広式（好之・造営方主附）御石垣之所見廻也、

永原好之、広式石垣見廻

一、町人夫之義、町奉行段々承り候ヘハ、御城代御聞届、左之紙面被為見也、

町人夫の儀、金沢町奉行より願い出、城代の許可あり

一、町人歩召仕方之儀ニ付、相願御聞届、御作事奉行申聞、別紙之趣今般為冥加、当町之者共之内指上候人夫高之内、代銀ニ而指上度旨相願候分、御算用場へ代銀を以、上納可仕義ニ御座候得共、当時御家中并町中ニも普請も無之、軽キ者共稼方一円無御座、米直段も高直彼是難渋至極仕候間、右人夫代を以指上候銀高拾二貫六百三拾目之分ハ、当町極困窮之者於町会所相撰人夫指出候得者、稼之筋ニも相成、日用取続可有御座候間、先達而御達申置候人夫代、壱万人人夫ニ而指出候義御聞届御座候間、御算用場并御作事所江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

金沢町奉行より願い出、町人夫の召仕方に付、代銀上納分をもって困窮人の稼方にあてることを願い出る

三月十一日

津田左近右衛門（政隣・金沢町奉行）
岩田伝左衛門（盛昭・金沢町奉行）

村井又兵衛（長世・城代）様

廿六日（四月）、快晴、

一、御歩横目　小将町入口　大平儀右衛門

御歩横目に広式石垣の見廻を申渡す

備中町　金田猪兵衛

右、御覚書相渡、今日ゟ御広式御石垣等所々見廻申渡也、

一、足軽誓詞且御算用中誓詞も今日相済也、

足軽・算用中の誓詞済む

一、宮腰等ニ而御材木等御召揚之節、御歩横目并御算用者指添候段、浅加作左衛門（中郷・作事奉行）へ申遣也、

宮腰等へ材木召揚の際には歩横目・算用者を添える

一、御作事奉行・御普請奉行江御絵図入披見、夫々申談ル也、

作事奉行・普請奉行へ絵図を披見させ、相談す

一、御作事奉行・御普請奉行へ御楽屋多門先取懸申渡、大工小屋ニ用候様ニ而、村井又兵衛（長世・城代）殿被仰渡候段申渡也、依而図之事申談、明日右場所御石垣見分之義も申談也、

まず楽屋多門に取かかる

一、加藤氏（泰道・造営方主附）今日御普請所見廻也、

加藤泰道普請所を見廻る

一、御城代江今度御好通り御絵図先一枚出来、入御披見可指上候置分、明後日上ル与御達置申也、

藩主御好み通りの絵図をまず一枚献上す

廿七日（四月）、快天、

楽屋多門石垣は取り替えるに及ばず

一、御楽屋多門御石垣等、今日四半時何も見分ニ罷越、御石垣取替ニ不及也、御広式御石垣も段々積立、此角トハ大キニはか取、一昨日ハ十三積、昨日ゟ今昼迄ニ廿五根石積立ル也、

広式石垣積立の進捗

仮横目足軽五名に造営方御用を申し渡す

仮御横目足軽

羽田伊大夫
村井龍助
岩村安左衛門
平野林右衛門
中村惣大夫

右之者共御造営方御用申渡、今日御引渡之事、

四月廿七日

御次と城代へ歩横目・横目足軽の巡廻の件、詰所の準備に付、言上する

一、御次并御城代江御歩横目・御横目足軽相廻、詰所拵候義御達申、御次ハ関屋氏（政良・造営方主附）ゟ言上也、

覚

一、六枚　莚　　一、六枚　へり取

御歩、普請所に詰めるに付、必要品等を達す

一、壱つ　炭取　　一、壱つ　火鉢箱火入ル
一、二つ　手桶　　但、杓共
　但、一つハ古物ニ而も
一、壱面　硯箱　但、料紙共
一、弐人　小遣小者
　〆
右、御歩御普請所へ相詰候ニ付、御入御達申也、

御殿向造営主附大工・御扶持方大工名書

御殿向御造営
主附御大工
井上庄右衛門
渡部伊右衛門
羽田忠兵衛

御扶持方大工
井上惣助
篠田弥三兵衛
山本久蔵

一、御楽屋多門之儀、御城代ゟ神戸直次郎を以、昨日、公辺不指支趣ニ被仰候へ共、今暫仮屋之趣名目致置候様ニ而有之、其趣ニ御作事奉行并御普請奉行へも申談置也、

楽屋多門は今暫く仮屋の名目とする

一、同所御長屋二間余是迄ゟ相延候段ハ、昨日御城代へ御承知ニ候得共、右柱配り会心申故、外見ニも柱数ニ而見へ候へ共、其通ニ致置候義ハ為念御達申置候与神戸直次郎へ申入置也、

楽屋多門長屋これまでより二間長くし、柱配置についても城代に達す

一、御普請奉行・御作事奉行ゟ此間相渡覚書答書出也、

一、御歩横目・日懸小遣之儀、割場へ申遣也、

歩横目・日懸小遣の儀を割場に申し遣わす

一、今日何も見分ニ罷越ニ付、日懸召連候故、割場へ申遣也、

今日の見分に日懸を召し連れる

一、服部猪之助、今日風邪ニ而見合也、

廿八日（四月）、快晴、昼ゟ風高北風懸ル、夜曇、後風止、

一、御焼失跡　御順見之時、最前御間配御覧之為縄張有之候へ共、右取払此度御絵図取ニ而、縄張致置候様ニ御城代ゟ被仰渡、此度御順見ニ御造営方主附も罷出候筈与御城代被仰聞候由、関屋氏（政良・造営方主附）被申也、

絵図取りに縄張りを命ぜられる

藩主の焼跡順見に造営方主附も出役

一、御普請所高畠（厚定）相廻ル、九時過ゟ八時前ニ戻ル、於御普請所右奉行中へ役小者此度格別廻立候故、是迄無之義ニ候へ共、一人五分宛一口三拾与して骨折相渡義承り届ル、今日

厚定、普請所を廻る

戸室よりの柱据石材切出高・出来高・残高を書き出すよう上木自庸に指示す

歩横目詰所・足軽詰所の御用として火鉢・炭を渡すよう依頼する

竹の間等の地盛土入高の図りを相談する

箱指蓋等を造営方に渡すよう依頼する

ハ十五人計も可有之候哉与穴生申聞也、右三拾人分ニ而其日之出情(精)見計、渡方ニ甲斐歩付之図り也、日々之右人高翌朝書出之図也、

一、戸室ゟ御柱居ノ石切出高、只今出来高并残高何程と申義書出有之様ニ、上木(自庸・普請奉行)江申談ル也、

一、三百目宛　中堅火鉢　炭二ツ分

右、御造営方御用御歩横目詰所、足軽横目詰所御用として受取申度御座候間、夫々不指支様被仰渡可被下候、

四月廿八日　高畠五郎兵衛(厚定)

一、御作事奉行へ受負土持付方山土も相終候由、是以後御台所御間取ノ違、竹ノ御間等之地盛土入高図り之義申渡書出之義申談ル也、

一、高畠(厚定)・永原(好之・造営奉行)、又兵衛殿(村井長世・城代)江御別席ニ而、内作事奉行并中村求之助(雅政・普請奉行)之義御達申置候事、

廿九日(四月)、曇、

一、壱つ　箱指蓋

但、鎖前有之、

一、壱つ　風呂火鉢
一、壱膳　火箸

右、御造営方為御用、御歩横目へ相渡受取申度御座候間、渡方不指支候様被仰渡御座候様仕度奉存候事、

四月廿九日　（好之・造営方主附）永原七郎右衛門

右之願以来事留ニして御達御執筆へ達置候事、

御歩横目
山瀬専右衛門

右、先達而三人与御達申置内、先日両人渡添一人、今日右専右衛門指越旨、岡田徳三郎ゟ申越也、

添一人の歩横目は山瀬専右衛門

一、八百九拾三匁　御風呂屋口御石檀ノ所、御石垣積替之入用

風呂屋口石段の石垣積替入用御聞届

右、添紙面ニ而石川兵勝持参、今日御聞届ニ候へハ、右続ノ御石垣与同日ニ仕廻候由故、先御達申、則御聞届候段、上木金左衛門（定功・普請奉行）（自庸・普請奉行）申談也、右御風呂屋口　御順見之節、御通筋ニ相成居候ニ付、其通奉伺候処無構取懸候様ニ与被仰出也、

大坂での買上等のため歩横目を遣わす

一、金田猪兵衛、加藤氏迄（泰道・造営方主附）申聞、今度大坂ニ而御買上等之取組聞合、此地ニ而難知彼地御

歩横目へ拙者共ゟ尋遣様申聞候故、加藤氏ゟ今日紙面被遣及披見也、

一、諸品中勘直段附帳、御普請奉行ゟ指出也、猶道具調奉行直ニ可承也、

諸品中勘附帳が普請奉行より指し出される

覚

一、三貫目　石材御用方賃銀の中勘算用

内

壱貫百廿目計　石場石釣出賃銀中勘図之内、右大サ減ニ付、右ニ准シ御かね減可申中勘、

六百六拾目　戸室山石御用廿人石切之内四人、御広式境御石垣御用之方召仕候ニ付、代人町石切相雇可申中勘、御広式境御石垣御指急ニ付、町石積相雇可申中勘、

〆壱貫七百八拾目

但、此分御聞届相済也、

残而　壱貫弐百目計

内　八百九拾三匁計　御風呂屋口付替申ニ付、御入用中勘、

此分前段二ケ条之通被成候様仕度御座候、

右之通ニ御座候、以上、

四月廿九日　（自庸・普請奉行）上木金左衛門

主附五人様　石川兵勝（定功・普請奉行）

鍬初の紙面、上木自庸持参

一、御鍬初之義ニ付、紙面上木金左衛門（自庸・普請奉行）持参也、

歩横目へ渡した覚書

一、当廿六日御歩横目江相渡覚書左之通、

今般御造営ニ付、大工方諸職人等迄も格別ニ申渡、御造営之御趣意通も有之故、御作事奉行等江申詰置、右被　仰出候趣下々迄為致会得、役人共ゟ能解申渡置候哉可被承合、其外御普請初テゟハ大工小屋ニ定書懸置可申間、其趣意被致会得、繁被相廻人々情（精）不情（精）名書被記、其日切之甲乙詰合之拙者共江可被申聞候事、

仰せ出された趣旨を下々まで会得させることとする

大工職人の勢子の入れ方・励まし方はよくよく見届ける

一、御大工棟梁等大工職人之手前勢子いたし為相励候次第之善悪、能々被見届下々信腹不信腹之様子被相考可被申聞候、元来其職ゟ進候者ニ而業々功者ニ可有之筈ニ候得共、近来仕手大工ゟ上り候者少ク故、其業ニ疎して役人ニ相成候者多候間、指引下々不会得之者も可有之、亦ハ常々不正之身分ニ而此度正敷可相励之指引も下々不信用之形可有之、是等之趣被考合見聞可有之事、

品々入札の際、落札人をあらかじめ決めて

一、其品々ゟ入札図渡抔ニ相成候節、人々組合兼而申合、落札人を極置、残候者ハ態与高

おくことが常態化している

木っ端等の取り出し方に注意を求める

増歩の付け方に不正はないか見聞すべき

大工から役人へ不筋の趣を達しているか否か、造営方主附に知らせるよう求める

御用材木等の仕抹のあり方を見聞すべき

材木御召上方に関し、心懸けを承り合わすべき

御用立の材木に付、雑事あれば詮議すべきことを指示す

札ニ入置様之義、是迄毎度有之事、

一、御城中之儀故御縮方有之候へ共、こつは抹出候節、其下江宜板抹も入置候義、前々有之候、裏口御門番申談、或番所江入置、追而取出候様之族承触候間、猶可被心付候事、

一、此度格別セリ立候仕法故、情不情(精)之作料増も可申付之間、人々増歩高与其人々励穿鑿之程、棟梁等之依怙贔屓ニ而、不情(精)之者ニ増歩付不申哉可被見聞候事、

一、前条之次第ニ付、大工之内ゟ役人不筋之趣各江内分申達候義も可有之哉、或ハ付居候役人正敷者を猜ミ悪敷申成、内分申達候者も可有之、虚実共早速拙者共江可被申聞候、且常々之悪事申立候義共有之候共、其儀ハ用捨も可有之、今般之御普請ニ拘候義無由断専ニ可被相心得候事、

一、御大工等懸り役人、御普請中宅々江持運物可有之、第一御用材木屑木抹之置所指除候木共、其日切之取仕抹可有見聞候事、

一、御材木御召上宮腰着船方、於彼方常々売上人宿番有之候、是等之手前并粟ケ崎藤右衛門指上木并右手合ニ而御召上(カ)之木共、大坂へ棟梁罷越、彼是様子も有之風聞ニ候条心懸可被承合候事、

一、都テ御用立材木等、役人共江内分取計置不申分ハ、色々雑事有之趣ニ申立、御見難(カ)立儀ニ而成躰ニも相聞へ候間、是等之趣可被相糺候事、

鉄物御用をめぐり、取り組みの様子に留意すべき

一、鉄物御用夥敷義ニ而、御買手方主附与為手前、前々様子も有之間、得与下々与取組之様子可被心付候事、

普請方役人の働きぶりに留意する

一、御普請奉行手合之義も、大綱同様之義ニ而、第一穴生を初、役人共之下々を廻込方暨右指引を末々信腹不信腹之所可被心付候事、

二十人石切・町雇石切の勝劣や道具取分など考え合わせること

一、二十人石切与町雇石切与其職役励方勝劣之前（カ）、右手合々々江相渡候御道具取分方之義、何レ之手合か繁々有之哉可被考合候、且又たのミニ候無之御石を焼石抔与申立、外御用ニも相立不申哉ニ相聞候、是等之処得与可被心付候御事、

月々の出来高を見届ける

一、惣而人数高ニ一日之仕事割を被承合、尤其月々々之出来高可被見届候事、

柱据石をめぐる作事方・普請方の詮議のあり方を相談すべき

一、御建物御柱居之石等之儀ハ、御作事手合之前（カ）得度御普請会所ニ而僉議有之候、右僉議之筋合可被承合候事、

役小者の働きぶり・石遣り方・御用に立つべきか否かを見聞する

一、役小者之精不精并石遣り方是亦（以下、原文空白）

一、役小者之精不精并石遣り方是又人高之通、全其日之御用ニ相立申哉之所可被致聞見（見聞カ）候事、

横目足軽に付、下々取り組み、糺方に障りある場合には、早急に申し越すよう求める

一、御横目足軽之義、役品重ク候へ共身柄軽故、下々取組有之候、外ニ糺方第一之障ニ相成義ニ候条、少も無用捨早速拙者共江可被申聞候事、

勤向大綱

一、右条々、各勤向之大綱先如此申渡候、猶更心得之趣一円無泥可被申聞候、以上、

辰四月

御造営方

御徒横目中

関屋等〔政良〕〔造営方主附〕

五人

（表紙）
「（朱書）二十八枚」
文化五歳
二之御丸　御殿等
御造営主附御用
一件
戊辰（文化五年）
五月自朔日

五月

朔日、気色宜又曇暖気、夜曇、

二ノ丸普請所縄張あり

「（後筆）一、出仕ニ付、役所ノ取払、四時過ゟ相建ノ事、三浦御用番、
一、二ノ御丸御普請所縄張有之、何も罷出ル也、加藤被廻候所、町会所人夫土持之物（カ）石
坂助九郎・町ひたヤ五兵衛、外無替水越、三ケ（ママ）ニニ鉚当り御城代へも、」

（＊）「以下、＊の個所まで線引き（抹消）」

能登御林山の杉・档の伐採を許可する

一、杉・档　足代木

右、先達而御達申置能州御林山ニ而伐出之儀、今日御聞届、其段御作事奉行杉浦逸角（守政）江申談也、

石場石の釣出数の書上

三月廿六日ゟ取掛り、四月廿九日迄、

一、六拾四石　石場石出来数

内七石　大石場石

五拾三石　小同断

但、二ノ御丸へ指出置申候、

四石　同戸室山ニ出来有之分、

外ニ

三拾五石　戸室山ニ割立、未出来不仕分、

右、都合四百石切立可申方、昨廿九日迄ニ出来釣出申候御石数如此ニ御座候、以上、

五月朔日

割場附小者の掛渡を割場に依頼する

覚

一、壱人　日掛割場附小者

右、御造営方役所御用候条、追付可被掛渡候、以上、

五月朔日　三浦八郎左衛門（賢善・造営方主附）

割場御奉行中

足代木として能登御林の杉・档積廻が許可される

覚

一、杉・档之内、足代木　五百本

右、今般御造営方多御用ニ付、能州御林木ニ有之手寄宜分根伐積廻シ有之様致度段、紙面を以被申聞、御達申所御聞届被成候段被　仰渡候事、

五月朔日

普請奉行より鍬初規式の先例と御用掛の役名到来

就御造営御普請御鍬初御規式之義、穴生手前相尋候処、是迄御造営ニ付、御普請被　仰付候時之御鍬初之規式ハ、家々ニ伝来も御座候得共、卯ノ年（宝暦九年）御類焼ニ付、御鍬初有之候、規式穴生正木故甚左衛門主附被仰付相勤候様成義ハ無御座旨、当時御普請之ケ所ハ押直御用之名目ニ付、御鍬初之義無御座候、橋爪一ノ御門台左右御石垣根石伏立候節ハ、御鍬初之趣を以、穴生家柄伝来之通ニ相心得申候旨、右当日御酒・鯛少々宛御用之由、此外御入用之品無御座旨申聞候、且当日右為御悦御酒并強飯等可被下御用懸之役名等、左之通ニ御座候、人高之義ハ其節ニ至り相極御達可申候、

造営方の御用掛の名目書上

御造営方主附
御普請奉行
同所御横目
御道具奉行
穴生
同扶持人石切
廿人　石切
杖突
肩下役小者
日用頭
御普請鍛冶
御道具処買上物役
〆
町石積

右之通御用掛之名目如此ニ御座候、以上、

辰四月

上木金左衛門（自庸・普請奉行）
石川兵勝（定功・普請奉行）

関屋中務等（政良・造営方主附）
五人様

堂形土取人夫怪我にて療養

一、堂形土取人夫町奉行手合ノ者一人段取、下々土堀居申を上ゟ不知シテ鍬ヲ打、下ノ者頭障申旨、尤町奉行手合ニ而右引療養之由、右之趣水越八郎左衛門を以言上、加藤氏ゟ被申上、且又御城代江も角尾金左衛門を以、加藤氏被達也、（泰道・造営方主附）

戸室山よりの石場石切出指止を詮議する藩主巡見の際、見やすい様に印として縄を張るようにする

一、戸室山ゟ御石場石切出之義、僉議之趣有之、為指止候様ニ与石川兵勝江先申談置也、（定功・普請奉行）

一、御順見有之時分、御見易き為ニ印ノ縄張出来候ハ、、御城代へ申上候様ニ与有之内、右出来候段御作事奉行ゟ御城代へ相達ル旨申聞有之候へ共、同役見分済候上、御達申図也、

広式境石垣出来しなければ造営は手後れ

一、此間へ役小者へ是迄無之儀ニ候へ共、格別延立申儀ニ付、左之通り相達ル趣意ハ役ニ而出調色之無之物故、一日罷出さへ候へハ役済候故、延々致し不情（精）ニ相成候族故取計也、御広式境御石垣早速出来不仕而ハ、夫々御造営方手後ニ相成候ニ付、私共ゟ格別ニ迫立申趣ニ御座候、依而御平生方与ハ格別ニ入情（精）ニ為相励不申而者難叶義与奉存候、追々情（精）不情（精）之儀ハ御達申上候へ共、指当り役小者之義、是迄御普請之仕舞方或者御普請会所之仕法遣ニ而、早ク為相仕廻相返シ申様子ニも御座候、右役小者早ク相返候而者、石積手伝

石積手伝は格別の荒仕事に付、造営方主附、軽き者共へ酒代等の支給を城代に求める

人指支申候、石積手伝ハ格別之荒仕事ニ而甚疲レ申様子ニ御座候得共、此度之御普請ハ格別之義ニ付、無緩為相励申趣ニ申談候、依而軽キ者共之儀、何卒少々御酒代等被下候者、格別入情（精）ニも相心得、御普請もはかゆき可申旨御普請奉行申聞候、段々此夏中御普請方及僉議候へハ、元来七月中ニも出来可仕程之目図ニ御座候処、此節之様子ニ而ハ六月中頃ニも必出来可仕程果敢取可申与奉存候、右御酒代之義及僉議候所、一人ニ一日五分宛之図を以、三拾人分被下候者、右を以働之勝劣ニ応、御酒代見計相渡申度旨御普請奉行申聞候、右御酒代被下候儀者、御不益之筋ニも相聞可申候得共、少分之儀ニ而格別御普請はか取候得者、却テ御益之筋ニも奉存候、昨日御別席ニ而御達申上置候儀も御座候ニ付、私共及僉義承届置申候間、此段御達申上候、以上、

五人連名

四月

前田伊勢守（孝友・城代）様

村井又兵衛（長世・城代）様

町人夫の様子を肝煎より内分承る

一、町人夫之様子、肝煎内分承合候処、左之通り、

弐百拾七人　四月廿九日町ゟ出ル人高

内

廿人　御壁方堂形ゟ土取、河北御門脇江持、石ヨク堀置ノ人高トモ

但、

廿人ニ而　壱舛一ハイノ図り
拾人　木除三御丸
六拾八人　堂形ヨリ土持御番所横
六拾九人　一日ニ一斗
五拾七人　千本搗
三人　石除土平拘二ノ御丸御建物跡
杖

肝煎、棟梁等の出勤時間に関して見解を述べる

一、廿九日ゟ様子違候ハ、前日仕廻ニ棟梁等申談ハ、朝出遅相成故六時出候様ニ与有之故肝煎答候ハ、御作事御定之事ニ候間、随分可指出、しかし右之趣ニ候者、諸手合其通ニ無違義ニ候ハヽ可指出与申時、千本搗抔奉行之被出先ニ声聞候ヘハ、外ハ夫程ニナリ而も与申由也、右ハ町方ニ而甚迷惑ハ、六時ニ出候時ハ町会所へ七時ニ揃不申而ハ引しらへ上札渡出由也、

砂を計る際に作事足軽横目が見届けるよう申し入れる

一、此間僉議有之迄ハ七歩舛ニ計、只今八十一分ニ計り申、右肝煎砂計ル節、御作事足軽横目ニ見届候様申入候ヘハ、是ニ而見通旨申ニ付、夫ニ而ハ成不申得与被改候様ニ与申由也、

千本搗へは達者な者を入れる

一、千本搗之方へ達者之者入、其上ニ而頭取者ハ御作事所ゟ指出候故、体長クニ而頭ヲ延申由肝煎申也、

堂形から河北門脇への土の入替作業と同じように、二ノ丸でも作業を延ばす類のことあり

一、前月廿七日、河北御門脇ニ而、土ヲ二度外ニ入替候ハ、壱舛を二舛ニ見スル為かト相尋候処、彼場所ハ不存、併二ノ御丸ニ而も其類有之、是ハ初ゟ置テ宜場所ヲ二度扱ニ相成候様取計、皆延申仕方与相見ユルト申也、

造営方内作事奉行奉行の書上

御造営方内作事奉行

弐百五拾石　団多大夫（尹・定番頭）（組脱カ）　村田三郎兵衛（恒升）

弐百石　青木与右衛門（貞珉・馬廻頭）組　金谷佐大夫（建尚）

百五拾石　長瀬五郎右衛門（有穀・馬廻頭）組　熊谷少九郎（随富）

百五拾石　杉野善三郎（盟・算用場奉行）組　井上清左衛門（信実）

右之内、少九郎義ハ当時出船御用ニ罷越居候へ共、御米高少、追付罷帰番ニ□□（御座カ）候事、

普請奉行中村雅政が主附に加わるよう願い出る

一、御普請奉行中村求之助（雅政）主付ニ御指加御座候様ニ仕度事、

一、内作事奉行当時相止居候得共、於御城方ハ前々御作法之通被仰付候義、御作事奉行江被　仰渡候様仕度事、

右、於御別席伊勢守（前田孝友・城代）殿へ御達申也、

一、御作事所へ談ル趣、左之通り、

二ノ丸の普請は御居間・杉戸の内等より優先的に行う

二　御丸

一、御居間并御杉戸之内

一、御広式向

一、檜之御間

一、柳之御間

一、裏御式台

一、御台所

右之ケ所ゟ先可仰付候事、

（＊）「以上、線引き（抹消）」

先に造営方主附より作事奉行に渡した紙面の答書

一、此間御作事奉行等江相渡候紙面之答、左之通、

今般御造営早速被　仰付候儀、御趣意も被為在候御容子、暨各随意被仰出候趣有之旨ニ而、

追々木拵等に取りかかり、大工等へ渡す品の見積りに着手

委曲御書立を以御申談之趣御尤之儀、私共へも厳重ニ相心得可申候、追々木拵等取掛申ニ付而ハ、御大工等江可申渡品々も有之候へ共、先図等ニ取懸候、御扶持方大工等江御覚書之趣違失無之様可申渡旨、添書を以御大工頭等江申渡候、尚私共心付之趣追々御達可申候、

買上材木の員数の書き方

一、是迄遂僉議御買上之御材木、当時何程有之候哉、員数可書出旨、御召上之分并御家中ゟ指上候内、栂之類ハ先達而帳面ニ記、御達申置候通ニ御座候、其途松木等相しらへ跡ゟ御達可申候、

建物地堅は未だ済んでいない状況

一、御建テ物地堅之儀ハ未相済不申、御居間等并御居間書院辺御広式御居間・　御対面所・御小間等三ノ御間迄之分、山砂利・川砂利を以盛堅申手配ニ而、多分持届相済申候、桐ノ御間等御杉戸内并御広式御末廻リ部屋方并御表向裏御式台・御台所・柳ノ御間・檜垣之御間等堂形土六百六拾坪計、川砂利五百三拾坪を以盛堅申図ニ御座候、堂形土之分ハ町会所ゟ之人夫ニ為持可申、川砂利之分ハ先達而相極申直段を以追々為指届可申候、尤右者是迄之御建物ニ相当り申中勘ニ御座候、此間迄人夫ニ為指届候砂利ハ、多分御泉水江入申図ニ御座候、

建物の石場石は作事方が取り扱う

一、御建物石場石之義者、尤取扱者御作事手ニ（承カ）御座候得共、御普請会所ゟ受取候而者如何と当春　御城代方ゟ被仰渡候ニ付、彼方ニ而之御入用高、且石屋共手前も不遂僉義候へ共、前々受取候振合も有之、於御作事奉行者御益之事故、戸室石七百計受取申趣ニ治定

戸室石の石場石は楽屋多門・五十間長屋・表式台等で用いる

いたし候、右者御楽屋多（多門）・五拾間御長屋之外ハ、表御式台等打込候而之図り高ニ御座候、此度被　仰付候御様子ニ寄不残相揃不申而も指支申間敷候、右之外擬石等々相用申川石千百計御用ニ御座候、此分ハ未御召上等之僉義も不致、当時御焼跡ニ有之石、成たけ御用立申図りニ御座候、右ハ都テ御住居替無御座図之しらへニ御座候、

大工方・壁方・屋根方で見積もれがないように心得る

一、御大工方・壁方・屋祢方図り洩シ等、不鑿之族無之様、且図渡候品入札人巻立等之儀ハ有之間敷候へ共、御大工等心得厳重ニ可申渡旨致承知候、

木作等はじまりの後、仕事割手板表を見届けることは承知

一、木作等相初候上ハ、仕事割手板之表御見届可被成旨、職人若煩等ニ而丁場へ罷出候上退候者ハ、各様江も御達申上退候様可申渡旨致承知候得共、煩ニ而退度与申者ハ御横目足軽ニ為見届、私共承届相返候者段御達可申候、

右之外ニも御申談候品も可有之候へ共、私共存付候趣御達申上可被成御申聞旨、尚木拵等相初候ニ付而之仕法者跡ゟ御達可申、先達而御申談候趣、先一通り為御答如此御座候、以上、

辰四月

浅加作左衛門（中郷・作事奉行）
江守要人（隆屋・作事奉行）
杉浦逸角（守政・作事奉行）

関屋等五人様（政良・造営奉行）

今般御造営方之義ハ、是迄之御普請与違、格別之趣も有之、今度御城　御焼失、　御居所も無御座ニ、人々住居安相暮候義、下々迄奉憚之志之程も　御察有之、早速御造営も被仰付事ニ而、右ニ付而ハ各様迄被仰出之趣も有之候間、今般之御用ニ携候者者、少も等閑ニ不相心得、人々職役を相励不申而ハ、誠ニ可奉恐義ニ而、尤不心得候者ハ厳重ニ御申付候儀ニ候間、是等之趣役人共者ハ勿論、石切并石積候者、又ハ役小者於戸室山所雇之者ハ、或ハ諸色諸色（衍）買上等之諸職人迄も人別ニ為致会得、其上ニ而御用為取懸候様可申渡旨、被仰談之趣承知仕候様一統へ厳重ニ申渡候、且又私共詮義之趣等、箇條を以被仰聞候義、本文本文（衍）其侭相調別紙覚書を以、僉義之趣等相調御達申候、以上、

普請奉行、造営事業に携わる者は、等閑に思わず、職役に励むことの徹底をはかるよう造営方主附に達す

辰四月廿七日

上木金左衛門（自庸・普請奉行）
石川兵勝（定功・普請奉行）

関屋中務等（政良・造営方主附）
五人様

普請奉行、詮議の内容を造営方主附に達す

御召上品・詮議中未決の品は、造営方主附に達することとする

箇条書を以被仰談候、私共僉義之趣、本文ニ但シ書仕御達申候覚、

一、是迄私共遂僉義御召上之品も有之候哉、亦ハ諸事僉議中ニ而未決之品も候ハ、御達可申事、

諸品買上の方法

但、前々ゟ諸品御買上ニ仕候品者、御道具奉行へ申談、右御奉行手先買上物抔、町人遂僉議直段相極候上、私共江申聞候ニ付、猶更私共手前ニ而、念を入僉義仕承届之上、惣而御道具奉行中ゟ為買上之候、且又諸事僉義中ニ而未決之品無御座候、

建物柱下の石等は作事所の手合も普請方での詮議の筋合は造営方に知らせる

一、御建テ物御柱下之石等之儀者、御作事所手合ニも可有之所、私共手合ニ而此度遂僉義候旨御聞受、右詮義之筋合、且右准シ候様之儀有之候者、其品御達可申事、

柱下石場石は普請方で切り立てることとするが、近年取り尽くしたので、四十間長屋下の石へと振り替え、河北門外等の有石を一部用いる

但、御柱下石場之儀ハ、御作事手合ニ候処、右御奉行中ゟ私共手合ニ而切立請取申度旨、当正月下旬　御城代へ御達申上候所、其段御聞届被成候間、於私共手合ニおゐて切立相渡候様被　仰渡、格好并寸尺石数ハ御作事所ゟ承合候様、是又被仰渡候ニ付則承合候所、石数七百石「内」（朱書）七石ハ「大石」（朱書）、残石ハ二尺六方計之石受取申度旨申越候付、是迄戸室山ニ而、積石切出方与引合候処、拵方過分其上御石顕レ居候分、近年取尽シ無御座堀立仕候得共、土中之儀無心許、依而御作事所江申談、四拾間御長屋下土居石垣御用ニ振向置申候、河北御門外等ニ御有石用立候ハ、相渡可申旨申遣、御大工与穴生立会、七百石之内百三拾石相渡申趣ニ相極、残り五百七拾石切出方等御入用中勘図り帳面取立、御城代江御達申上候処、重而御作事所ニ而僉議之趣有之、百三拾石之方ニ百七拾石引足都合三百石相渡、残四百石於戸室山切出申図ニ相成候ニ付、先達而御達申上候、帳面ニ減シ方夫々付札仕御達申上候処、御勝手方等江御渡ニ而御僉義も有

柱下石場石として、戸室山よりも石材切出を命ぜられる

之候上ニ而、御城代御聞届之段被仰渡、指急出来為仕可申旨是又被　仰渡、前月廿六日ゟ取掛申候、且右ニ准シ候様之儀も候哉之旨、是迄御石垣方御用手合之外ハ、一作之趣を以御城代ゟ格別被仰渡候ニ付、手合ニ而出来之品も御座候へ共、御石垣方本文御用手張申節ハ、其時々御達申上候、当時右ニ准シ候様之外御用無御座候、

二十人石切の山扶持・町雇石切の賃金、道具渡方の趣は詮議すべきか

一、廿人石切山扶持之外、御入用懸之儀も有之哉、町雇石切者賃銀何程ニ候哉、町雇ニ而も石切御道具相渡候哉、二十人石切ニ而ハ右御道具数度取替申由御聞請ニ付、是迄之趣致僉義置候哉之事、

但、二十人石切山扶持方相渡、其外御入用懸候義無御座、渡方ハ仕法仕法帳面ニ相調置候通、日々之損物等焼直等仕候品与取替繰々ニ相渡候事、

切出石持方は詮議の趣を造営方主附に達す

一、切出石持方之義、僉議之趣如何相成居候哉、御達可申事、

但、持出方仕法帳面ニ相調置候通、御石釣出ハ役小者ニ而も御定有之、至テ綿密ニ持方遂僉義申候事、

戸室山石切出方役人として穴生が何人か赴き、御扶持人石切は指引のみか

一、戸室山江御石切出方役人者、穴生何人罷越候哉、御扶持人石切者指引迄ニ而切出方不致哉之事、

但、穴生人高等之儀ハ、仕法帳面之通、御扶持人石切指引迄仕義ニ而ハ無御座、石切共石割方并作り方指引仕、暨細工方も石切同様ニ相心得罷在候事、

御扶持人石切は石割方・作り方の指図と心得ている

広式境石垣の石、焼石となり、他の御用として用いるか、詮議の趣を報告する

一、御広式境御石垣之儀、御焼石ニ相成、不残新石積替之由御聞受、右古石作り直外御用ニ相用候哉、詮義之容子御達可申事、

焼石となった広式境石垣の再利用のあり方を示す

但、右御石垣ハ、元禄年中以来三度之御焼失ニ而焼込強ク、不残新石ニ積立候図ニ御座候所、御石切出方等仕法帳面之通、焼石之内面ニ切等仕、御用立可申分二十石計も召仕申図ニ御座候、残り之分ハ切手御門続塀下内之方御石垣積直ニ相用、其余も四十間御長屋下土居石垣御手当之内、石場石ニ相渡候方江振向申候、

右ケ条書を以被仰談候ニ付、僉義之趣等相調指出申候、猶更仕法帳面与御引合御披見被成候様仕度、且私共存付之趣も御座候ヘハ、跡ゟ御達可申候、以上、

辰四月廿七日

（自庸・普請奉行）上木金左衛門

（定功・普請奉行）石川兵勝

（政良・造営方主附）関屋等五人様

鍬初規式の先例を穴生に尋ねる

就御造営御普請御鍬初規式之儀、穴生手前相尋候処、是迄就御造営御普請被　仰付候時之御鍬初之規式ハ、家々ニ伝来も御座候ヘ共、卯ノ年（宝暦九年）御類焼ニ付御鍬初有之候規式、穴生正木故甚左衛門主付被　仰付、相勤候様成趣ハ無御座旨、当時御普請之ケ条者、押直御用之名目ニ付、御鍬初之儀無御座候、橋爪一ノ御門台左右御石垣根石伏立候節者、御鍬初之趣

押直しとの名目では鍬初めはなし

を以穴生家柄伝来之通相心得申候旨、右当日御酒・鯣少々宛御用之由、此外御入用之品無御座旨申聞候、且当日右為御祝詞御酒并強飯等可被下御用懸り之役名等、左之通ニ御座候、人高之義ハ其節ニ至り相極御達可申候、

造営方鍬初めの御用懸りの職の書立を造営方主附に達す

御造営方

御普請奉行
同所御横目
御道具奉行
穴生
御扶持人石切
二十人石切
杖突
肩下役小者
日用頭
御普請鍛冶
御道具処買上物役
町石切

〆

右之通、御用懸之名目如此御座候、以上、

辰四月　上木金左衛門（自庸・普請奉行）
石川兵勝（定功・普請奉行）

関屋等五人様（政良・造営方主附）

御居間等より造営を仰せつけらる

二日（五月）、

覚

一、御居間并御杉戸内
一、御広式向
一、檜垣之御間
一、柳ノ御間
一、裏御式台
一、御台所

竹の間等を元のように造営する

右之ケ所ゟ此度御造営被　仰付候、猶又竹ノ御間等如元御造営有之可然旨、各紙面之趣委曲達　御聴候処、紙面之通御間夫々御造営可被仰付旨被　仰出候条、被得其意、御作事奉

行江も可被申渡候事、

辰五月二日

一、百八拾目

右、御広式切手御門続御石垣積帳、御普請奉行ゟ出御聞届済也、

広式切手門続石垣の見積、普請奉行より来る

一、御普請奉行へ御石垣方へ罷出候者、笠を為着候義相尋ル処、先年ゟ訳伝之由ニ而、左之書キ物上木為披見指越也、

石垣方に出役する者の笠着に付、先例を普請奉行に尋ねる

御城中御石垣御普請所、夏笠着申儀ニ付、御城代御尋ニ付、十七日覚書を以御達申趣、御普請懸り之者共夏笠着申儀ニ付、御押或ハ御達為着申義ニ御座候哉之旨御尋ニ付、穴生詮義仕候処、往古ゟ御石垣御普請被　仰付候へハ、仮囲仕御普請仕候故、右仮囲之内ハ夏笠着申候ニ付、御達不申上、往古ゟ右之通相心得罷在候段申聞候、或ニ　御丸・三御丸之内道繕等手合江被　仰渡候へハ、仮囲難仕御用儀故、夏笠為着申節ハ御達可申上義与相心得居申候、

右、御尋ニ付、如斯御座候、

亥六月

造営方主附、石場石詮議の趣を城代に示す

普請会所保管の石場石に付、新たに四百を切り出すことに詮議するも、過分の入用に付、四十間長屋下の石をあてることとする

新たに切出に及ばす

御石場石之詮義之事、

一、御石場石七百之内、御普請会所手合ニ御平生御用御手当之内ニ而、河北御門外等ニ有之石を以、三百相渡、相残候四百之分ハ新ニ切出申図り、先達而御普請奉行ゟ達申上図り高等御聞届ニ而、夫々被仰渡候ニ付、夫々取懸り居申段、私共江申聞、猶更図り帳面等指出候ニ付、段々及僉議候所、右四百切出方過分之御入用相懸り、壱つニ付代銀百拾三匁余ニ相当り申ニ付、打返シ及詮義候所、先此節迄ニ出来持付置候石六拾四有之、於戸室山切立置候分三拾五有之、都合九十九出来居申旨申聞候ニ付、御聞届相済居申儀ニ候へ共、詮義之趣有之候間、右御石場石切出方先相見合候様申談、今日、猶更及詮義候所、元来御作事所ゟ申談候石与ハ仕立方も違居申、其上寸尺も間違居申義も御座候、其上右御平生方御用之趣ハ、何之御手当之御用ニ候哉与相尋候処、四拾間御長屋下土居下江入申石之由ニ御座候、先達而も右御手当之内ニ而三百指出候義ニ御座候、右相残候四百者御石場石之御用ニ相立不申哉之旨、及詮義候所、御普請奉行手合ニ而ハ御用立不申義ニ相心得居申ニ付、猶更御作事奉行与立会、段々及僉議候所、不残御石場御用ニ相立候旨申聞候、右之分御石場之方ニ請取候へハ、新ニ切出ニ不及義ニ御座候へハ、先達而其所詮義無御座ニ付、新ニ切出之趣ニ相成申、右御平生方も御手当石不残御石場御用ニ相立候而ハ、四拾間御長屋下土居下之御手当無御座ニ付、今般御焼失跡ゟ出申古御石

四十間長屋下の代わり石には古石を用いる

場石并御広式御境石垣積直之方ゟ出申、古石を以右四十間御長屋下代リ石ニ相成間敷哉与及詮義候所、随分右古石共を以被　仰付而も、土下之儀指支之義無御座段申聞候ニ付、猶更後年之義も入念ニ相尋候へハ、随分丈夫ニ出来可仕弱相成候義無御座旨、御普請方下役共迄申聞候、然ハ右振替御用相弁候へハ、過分ニ御益之筋ニ奉存候間、此段御聞届之上、御普請奉行へ先達而御聞届相済居候へ共、私共詮義之趣御座候間、私共指図之趣ニ可相心得旨致而被　仰渡被下候様仕度奉存候、以上、

五月二日　　関屋等五人（政良・造営方主附）

御城代
御両様

延享年中改二ノ丸御殿坪数

二之御丸最前之御殿

坪敷延享年中改

一、九百八拾三坪　御表向
一、百五拾六坪　御舞台　御楽屋共
一、五百坪　御奥向
一、六百七拾二坪　御広式

〆弐千三百拾壱坪
今年相建候坪数
千四拾九坪計
来年相建候坪数
六百三拾坪
〆千六百八拾坪
残テ六百三拾壱坪
此分御式台ゟ竹ノ御間辺不残、御小書院并松ノ間・奥御書院等、
右之通御座候、以上、
三月

竹の間・小書院・松の間・奥書院

覚

入用の銀高

一、千六百八拾坪計
（御居間并御居間書院・波之御間辺、惣而御奥向裏御式台・柳ノ御間・檜垣之御間・御台所・御式台末々迄、
此御入用銀高
千三百五拾貫目計
内

三拾貫目計　御有合御材木代引
残而
千三百廿貫目計
内
九百廿貫目計　今年中可受取御入用高
此内
五拾貫目計　三月十日頃、同廿日過、両度可受取分、先達而入置候、
九拾六貫六百目余宛　四月ゟ十二月迄毎月可受取ノ分
〆
右、銀高引テ
四拾貫目計　来年正月ゟ七月迄可受取銀高
但、壱ケ月平均高
五拾貫目計　閏月トモ
右ハ宝暦九年分ノ図也、
三日（五月）、快晴、

二御丸切手御門続塀下
御石垣内之方積直

一、百八拾目　御石垣積立御用中町石積賃銀

右、委曲ハ図帳ニアリ、

（五月）
四日、曇、

一、明五日節句ニ付、御普請為休役小者も不返休スル也、　明五日は節句に付、休日

一、御膳所図庄右衛門（井上）へ渡、御絵図為引直也、　御膳所図引き直す

一、御石場石、戸室山ゟ伐出為指止候義、御城代ゟ石川兵勝（定功・普請奉行）へ被仰渡由也、　石場石伐出指止

一、拾壱口料銭等之分、先頃仮受取、今日本切手ニ直也、

一、皮紐四筋帳御相紐会所江切手遣也、　藩主の順見道筋、城代へ達す

一、御順見御道書調、御城代へ相達ル也、　町石切出精の歩合の許可出る

一、町石切出情歩四分宛聞届也、

一、小竹直右衛門松ノ御間見ニ罷越候段、御城代ゟ被仰聞也、　小竹直右衛門、松の間見分に来る

（五月）
五日、快晴、

節句につき役所止

藩主の順見道筋決まる

御居間先の桜を蓮池へ移す

町同心より砂利等見積出る

楽屋多門を三十一間半とする

寝所先の閑所の板塀・窓に付、藩主の好みあり

台所辺迄の縄を取り払う

風呂屋口二枚開を工夫し、路地少し広げる

御居間先土蔵を仰せ付けらる

一、節句ニ付役所止、其儀御横目方へ届、昨日無之故今日届置也、尤御普請所も止ル也、

六日（五月）、快晴、

一、御順見御道書相極、御城代ゟ相渡故、今日御作事奉行へ相渡、御普請奉行へも申談ル也、

一、今日、三浦氏（賢善・造営方主附）被見廻也、

一、御居間先桜こぎ取、連池（蓮池）へ被遣候段被　仰出也、関屋（政良・造営方主附）ゟ三十人頭へ申渡也、

一、一昨日、町同心ゟ砂利等之図書出也、

一、御楽屋多門、是迄二拾九間御座候へ共、弐間半延三十一間半ニ相成候旨御達申也、

一、御寝所先御閑所窓先板塀取タイナイ口ノ際迄板塀、窓ハシトミ拵之様も御好被　仰出、御大工庄右衛門（井上）へ申渡也、

一、御順見前ニ候へ共、地盛ニ指支、御台所辺迄御間縄取払義伺済申渡也、

一、御風呂屋口二枚開、石檀詰追出、御路地少広致し候義、其通伺被　仰出也、

七日（五月）、快天、

一、朝公事場へ出、四時過出席也、

一、御居間先御土蔵可被仰付、御普請奉行定方ニ而ハ、御造営方手後ニ可罷成旨、

中村求之助（雅政・普請奉行）等紙面御城代ゟ御渡故、御大工庄右衛門（井上）へ図り申渡、尤是ハ別図也、御居所故御引移前ニ無之而ハ指支之故被仰出也、

一、明日、御順見九時揃ニ夫々諸手合申談也、

八日（五月）、朝曇次第宜、八半過ゟ少降、夜少宛降ル、

藩主前田斉広、城内を巡見する

一、今日御順見御供廻ニ而、御城中へ罷越、御城代も其節御越、橋爪ニ御両人伊勢守殿（前田孝友・城代）御先立、拙者共ハ五十間御長屋下御堀縁後ニいたし扣、左之図之通り厂木坂五十間御長屋石檀下ゟ関屋（政良・造営方主附）中務御先立也、

厚定は五十間長屋下に扣えおる

御前（平出）御歩ニ而被為入例之、御順見之振与違、定番頭も一人、御横目も出不申、警固足軽立方指図候故、御造営方加藤（泰道・造営方主附）ゟ本役御横目暫兼ル御射水（手）御異風才許、拙者共向へ御出向、是ハ例ニ無之候へ共、五拾間ニ御鉄炮御焼失前入有之、菱御櫓ニ御弓有之由故也、割場奉行其次へ出、其次ニ定番頭付小頭ニ候哉、一人罷出ル、御作事所・御普請所下役人迄も如例罷出、御造営方ニ而出ル故、拙者共末ニ扣罷在、拙者共召連ルハ取次・足軽小遣召連ル也、

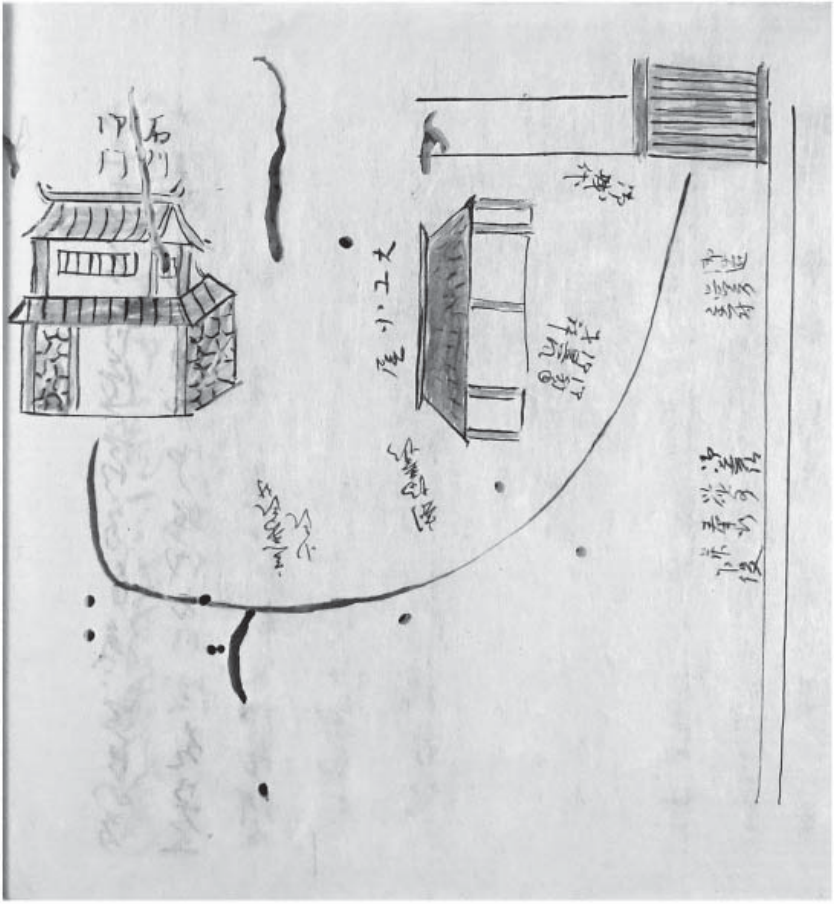
石門
大工小屋

巡見道筋

御順見御道筋

新坂柵御門

石川御門

三之御丸

橋爪御門跡通り

二之御丸

此所ニ而

五拾間御長屋台上通り、菱御櫓台迄
御順見、夫ゟ御櫓段下通り堀縁御通り、

御舞台鏡之間

御楽屋多門

松ノ御間御縁ゟ

御通り

同二之間

御小書院御廊下

芙蓉之御間

矢天井之御間

竹之御間
裏御式台続御廊下
御倹約所
柳ノ御間御勝手御廊下
波ノ御間御縁側
蔦之御間御廊下
奥御書院
鏡之御間
御橋懸り
御舞台（奥能舞台）
御稽古所
御居間書院
桐之御間
御居間御縁頬
同御次ゟ御廊下通
御寝所御縁頬

御広式御居間
御廊下通り
御対面所御次
同御縁頬ゟ
御物置
部屋方
御雛土蔵跡ゟ
御広式下部屋　御見通シ
夫ゟ裏口御門
　但、夫ゟ土橋御門御番所前御堀縁通り
四拾間御長屋跡　御順見
　右ゟ三之御丸通り
石川御門
　御戻り、
（五月）七日、付落、

棟梁不届

一、棟梁平右衛門・宇右衛門不届之仕形有之、紙面取立之儀、浅加作左衛門（中郷・作事奉行）へ申談也、

楽屋多門長屋、最前の長屋とは二間半の建増あり

一、木挽割高人配り書、御作事奉行ゟ指出也、且人夫配りも書出也、

御楽屋多門御長屋、最前之御長屋与ハ二間半建増ニ相成申候、右建増ニ相成申趣ハ今般御絵図　御好之趣ニ而、竹之御間最前与ハ繰り下ニ相成申、右ニ付御舞台繰下候ニ付、鏡ノ御間等夫々石ニ准申候、依而御楽屋ゟも右之通り建次ニ相成候趣ニ御座候事、

算用者杉村杢平、当分加人となる

御算用者
杉村杢平

右杢平儀、服部猪之助義見合ニ付致出勤候迄、右御用当分加人、今日ゟ相勤候様申渡候ニ付、為御承知如此御座候、以上、

五月七日　杉野善三郎（盟・算用場奉行）

高畠五郎兵衛（厚定）様

右、応テ及返書也、

八日（五月）、

御造営方役所御用相勤候御算用者稲垣左兵衛、今日致出勤候ニ付、杉村杢平相返可申義ニ

杉村杢平をただちに勤めさせたいとの意向あり

御座候得共、段々御用多ニ相成候間、今一人当分加人請取申度段、御城代江御達申候、依之右杢平直ニ為相勤申度御座候、尤御城方ゟ各様江追付被　仰渡ニ而可有之間、右之趣杢平江改而御申渡有之様致度御座候、以上、

五月八日　（政良・造営方主附）関屋等五人

（自休・算用場奉行）遠田誠広様

追而服部猪之助此間気滞ニ付、相見合罷在候、杢平直ニ相勤候へハ、猪之助義ハ相返申候間、此段も御承知可被成候、以上、

普請奉行中村雅政、造営方主附に加わる件の届あり

昨日宮腰の材木御召上

九日、降、風アリ、後曇、昼後気色宜、

一、於御城中主附役所小屋并釜小屋図、御作事奉行持参、銀高図書一巻ニ留ル也、

八日、

一、中村求之助（雅政・普請奉行）御造営方主附被　仰付段、役所江罷越及届也、御城代ゟも被仰聞也、

九日、

一、昨日宮腰材木御召揚、牛円佐介御横目御徒ゟ申聞ル趣有之也、

一、町石切之事、加藤氏（泰道・造営方主附）ゟ石川兵勝（定功・普請奉行）江談有之也、

付札

御造営方主附江、

昨日藩主巡見の際、人足共入情に付、酒の振舞が仰せ出される

昨日、二　御丸御焼失跡御巡見被遊候之処、人足共殊之外入情いたし候様子ニ候間、御扶持人石切以下并棟梁以下江、明十日御酒為給候様被　仰出候条、此段御普請奉行・御作事奉行へ可被申渡候事、

五月九日

八日、

小書院等小絵図の閲覧を依頼す

一、御小書院等小絵図、又兵衛（村井長世・城代）殿此間御見セ之分、今一篇見申度与御達申所、明日御渡可被成与被仰聞也、

同日、

一、稲垣左兵衛今日ゟ出勤之事、

普請会所役人の書上

御普請会所役人

穴生名前

奥　源次郎

後藤彦三郎

後藤小十郎
後藤金平

役所釜屋の図り帳提出あり

一、役所釜屋等之図り帳出ル、然トモ釜屋腰懸ニスルノ図り、重而可申談、左候ヘハ御作事奉行小屋を可拵也、

一、八百九拾三匁

二枚開、石壇図、付札聞届物、中村求之助へ渡也、（雅政・普請奉行）

十日、快晴、夜ハラ〳〵降、

町人夫の数

一、弐百人　町人夫
外、八人　御作事御用
三人　棟梁
肝煎

〆

御扶持人石切の数

一、八十八人　御扶持人石切
町人夫払　以下
五拾壱人　亀かち
廿五人　所々地ならし

廿　人　　山砂利持運引ならし
三拾人　　木割方片付
□拾三人（弐カ）　　堂形、此分止、川砂利、振替、
七人　　鍬取
四人　　小さゝれ
〆二百人

右、昨九日分也、

御扶持人石切等へ酒振舞に付、造営方主附より城代に礼を述べる

一昨八日、二之御丸御焼失跡　御巡見被遊候所、人足共殊之外入情（精）いたし候様子御座候間、御扶持人石切以下并棟梁以下江、今日、御酒為給候様被　仰出候条、御普請奉行・御作事奉行江可申渡旨被仰渡候ニ付則申渡、於御普請場頂戴為仕候所、一統難有仕合冥加至極ニ奉存候、御礼之義右両御奉行ゟ私共迄申聞候、於私共も難有仕合奉存候、以上、

辰五月十日

関屋中務判（政良・造営方主附）
高畠五郎兵衛同（厚定）
永原七郎右衛門同（好之・造営方主附）
三浦八郎左衛門同（賢善・造営方主附）

前田伊勢守様（孝友・年寄）
村井又兵衛様（長世・城代）
加藤三四郎同（泰道・造営方主附）

御造営方留書
足軽　後藤吉兵衛
右代　渡辺彦右衛門

右、懸渡有之也、

杉村杢平誓詞を達す
普請奉行・作事奉行より酒振舞の御礼書到来
広式二枚開切手門下の方への役小者の増員、了解する

一、杉村杢平誓詞之義相達ル也、
一、御普請奉行・御作事奉行ゟ今日御酒頂戴之御礼書出ル也、
一、御広式御石垣二枚開切手門堀下之方へ、役小者二十人入度旨、御普請奉行申聞故、拾人増承届也、

算用者三人の門往来を達す
立山の伐出木の義、岩峅寺衆徒の紙面あり

十一日、曇、夜同断、
一、御算用者三人御門往来之義、御達申也、
一、立山中山伐出木之義ニ付、岩峅寺衆徒紙面遠田江遣也、

造営方内作事奉行三人の仰せ渡し

一、御城代ゟ内作事奉行三人被仰渡旨被仰聞也、

御造営方内作事奉行

村田三郎兵衛（恒升）

金谷佐大夫（建尚）

井上清左衛門（信実）

材木召上の儀、示談す

一、渡辺左兵衛并御歩横目・御算用者材木御召揚之義、於御座所遂示談也、

入用銀仮切手を城代に達す

一、今般御入用銀仮切手之事、御城代江御達申也、

一、棟梁共今日申渡之趣末ニ記也、

御扶持人石切の名書来る

一、御扶持人石切名前書出、左之通指越也、

御扶持人石切

原与三右衛門

同　宮野次右衛門

同　青木次助

煩　同　浅野三郎平

同　佐藤弥之助

同　水登清兵衛

〆

二十人石切の名書

二十人石切

左之通、

小右衛門
武兵衛
与左衛門
仁左衛門
権之丞
宅左衛門
多　助
弥兵衛
次郎吉
長　蔵
仁兵衛

高引

喜兵衛
長右衛門
伊　助
久右衛門
甚左衛門
伊左衛門
善　八
甚　蔵
長五郎

病高引

加藤泰道見廻

一、今日、加藤氏見廻之事、（泰道・造営方主附）

稲垣左兵衛・杉村杢平誓約済む

一、稲垣左兵衛・杉村杢平誓約相済也、

一、三石

代六貫八百七拾目　壱舛ニ付、廿二匁九分

居底捧懸之図

日用頭

高野彦助等
十二人

酒等の受取状

覚

一、酒二斗六升四合　御扶持人石切以下、八十八人分、三合当り、
一、鰯百七拾六枚　右同断、壱人二枚宛、

右、今日二御丸御普請所御扶持人石切以下へ被下御酒等受取申候、以上、

辰五月十日　上木金左衛門（自庸・普請奉行）
石川兵勝（定功・普請奉行）

御台所

棟梁等への酒等振舞に付、受取状

覚

一、六斗四升八合　酒

人数弐百拾九人
但、壱人三合宛　棟梁等十一人
日用八人・町夫弐百人

一、四百三拾八枚　　鰯

人数右同断、

但、壱人ニ付弐枚宛、

右、今日御普請棟梁等被下候御酒等請取申候、以上、

辰五月十日　　浅加作左衛門（中郷・作事奉行）

御台所

町夫指図の棟梁大工に不届の趣あり、処罰される

棟梁大工

平右衛門

右、今般御造営ニ付、町夫為指図方罷出候処、町夫共ハ六時ニ為揃置、平右衛門義ハ五時頃ニ漸罷出候ニ付、則被相糺候様ニ申達之処、平右衛門紙面指出候得共、齟齬之趣有之ニ付、再往被申渡候所、御歩横目応答も有之義を、不埒之申方、其上格別御指急（カ）之御普請被　仰出置候御趣意も有之儀を、仕事手緩ニ相成、畢竟出精之者之妨ニ相当り、棟梁役致忘却候族甚不届之至ニ候、依之棟梁取掲（揚）以来大工職相構候間、此段可申渡候事、右之趣、夫々御達申置候間、可被得其意候、以上、

五月十一日　　関屋等五人（政良・造営方主附）

御作事奉行衆中

御作事所
棟梁大工
平右衛門

金沢町奉行に対し、棟梁大工の処罰の伝達を指示する

右平右衛門義、今般御造営方主附罷在候処、不届之趣有之、別紙写之通、今日申渡候間、町役人共江為承知御申渡置可被成候、以上、

五月十一日　関屋等五人（政良・造営方主附）

岩田伝左衛門様（盛昭・金沢町奉行）
津田左近右衛門様（政隣・金沢町奉行）

作事奉行に対し、木挽指引の棟梁大工の処罰を伝える

棟梁大工
宇右衛門

右、今般御造営ニ付、木挽為指引罷出候処、遅刻ニ相成、御歩横目ゟ相尋候所、定刻限をも相違之趣ニ申筈候故、相返申入仕事割をも相尋候処、答方不宜、猶更宇右衛門手前被相糺候様申達候処、宇右衛門紙面指出候へ共、申方齟齬有之、再往被申渡処、御歩横目応答

も有之儀を不埒之申方、其上格別御指急之御普請被　仰出置候　御趣意も有之処、仕事手後レニ相成、棟梁役致違失候族甚不届之至ニ、(候)依之以来棟梁取揚、御作事御用指構候、此段可被申渡候事、右之趣夫々御達申置候間可被得其意、以上、

五月十一日　　(政良・造営方主附)関屋等五人

御作事奉行衆中

二ノ丸土持付方人夫等指引の棟梁大工を指除く旨作事奉行に伝える

棟梁大工　文右衛門
同　兵五郎
同　治助

右之者共、今般御造営ニ付、於二之御丸土持付方等人夫為指引罷出候処、出刻限及遅滞、其上指引方不行届趣有之候旨致承知候、格別御趣意有之趣も申談置候義ニ候へ者、猶更綿密可相心得処、忽ニ相心得候義、先以棟梁役遺失之義沙汰之限ニ候、依之棟梁指除候、此段可被申渡候事、

右之趣、夫々御達申置候条可被得其意候、以上、

辰五月十一日　　(政良・造営方主附)関屋等五人

御作事奉行衆中

十二日（五月）、気色宜、

一、三束　間中々折、一、拾対　筆

右、帳面為入用承届切手印致シ遣也、

内作事奉行への内談の書置

一、内作事奉行昨日被　仰付、今日書置相渡、末ニ記也、

一、杉村杢平亡父年忌故、退座承届也、

宝暦度再建の帳面を返却する

一、三輪藤兵衛帳之内、

御算用者交名書横帳

下役人交名帳

宝暦十三御用留小帳

右、又兵衛殿（村井長世城代）ゟ小原金大夫を以御返、此朝又御披見可被成与有之、左之通り、

宝暦九御囲等図、ケ所付　一冊

同　御造営一先相済拝領物小帳

同　諸事留帳　一冊

一、木作初御規式御祝頂戴人帳

一、御上棟御規式拝見帳
一、御本丸等堀出シ図帳
一、御上棟御規式御入用帳
一、橋爪御門図帳
一、馬渕嘉右衛門ゟ指上ル帳
右、御城代ゟ小原金大夫を以御返也、
一、留書和左衛門気滞ニ而相返也、
一、御召上材木内見印ノ極印御作事ゟ来、御歩横目へ渡也、
一、棟梁共昨日□□受書出ル也、
一、砂利僉議同心ゟ申聞、浅加作左衛門（中郷・作事奉行）江及内談也、町ト両方へ三石ノ半分宛申遣也、
一、小遣一人宮腰止宿之義、割場へ申遣所名前申越候様ニ而申来也、
一、昼ゟ何も御普請所江廻也、

砂利詮議、作事奉行と内談小遣を宮腰に遣わす

十三日（五月）、曇、夜暮鳴降強、
一、今般宮腰ニ而堂ヤゟ御召上材木一寸、檜木七分宛、栂四分八厘、樅弐分六厘、
一、役所小屋図り帳付札ニ而杉浦へ渡遣、釜屋も腰懸用ルノ図り早ク出候様ニ而□□也、

宮腰で召上の材木
役所小屋図り帳、作事奉行杉浦守政へ渡す

戸室山より切出方、造営方の指し支えになるか、詮議するよう城代から命ぜられる

一、戸室山ゟ定式御用切出方、御造営方ノ指支ニ相成候哉与御城代ゟ御紙面渡、僉義之様ニ可被仰渡也、

二ノ丸広式石垣・石場石の切り立てが済み、二十人石切等の明日からの勤務のあり方を造営方主附へ達す

戸室山ニ而二御丸御広式御石垣御用石并石場石切立申義、今十三日切相済候ニ付夫々相仕廻、今日穴生等一統罷帰申筈ニ候間、右為御用罷越候廿人石切八人、明日十四日ゟ当御普請へ打込召仕申候、仍而町石切一日十三人宛召申図之内、明日ゟ毎日五人宛召仕、残八人ハ相雇不申候、且復是迄当病等ニ而不参人有之分ハ、先欠成ニ仕置申候、右等之趣御達申候、以上、

五月十三日　　御普請奉行

名前

主附五人様

中山に有石はないが、戸室山から中山まで貯石を切り出すことは暫く見合わせることとする

中山之御有石無御座ニ付、御定銀を以戸室山ゟ中山迄中出いたし置申度旨、御普請奉行先達而御達申置之処、此間御広式境御石垣方御用之切出石相済候ニ付、右御用ニ取懸り可申哉之旨、御普請奉行ゟ重而御達申上候ニ付、今般之御普請方ニ指支不申哉之旨被仰渡候、右ハ御平生方御手当之義、指当り御指急之義与ハ不被存候、御広式続之切出御用ハ相済候

へ共、追付橋爪御門台御石垣取懸申候処、右前段之御用ニ取懸候へハ、廿人石切并役小者等振分申ニ付、自ラ今般之御普請手後ニ相成申候間、右中出之御用暫相見合候様ニ御普請奉行へ被仰渡御座候様仕度奉存候事、

造営方より城代への達書

造営方地形等は町方人夫により済む、今後は作事所雇の人夫を用いる

五月十三日

今般御造営方地形等之儀、先達而ゟ段々前懸(取カ)り居申内、此節迄ハ町方ゟ為冥加人夫共入交り相勤申候所、最早右冥加之人夫大方ニ相済申候、此上ハ夫々御雇而已ニ相成申趣ニ御座候、就夫今度御焼失以後、町中ゟ彼是冥加も指上、其上先頃以来相勤候町夫共、今般ハ格別之御用与相心得、事之外出精至極仕之故、自ラ御作事雇之者共も由断難相成趣ニ御座候、依之此以後御用人足之儀者惣而御用高之内、半分ハ御作事所雇ニ申付、半分ハ町方可申付奉存候、品に寄御作事雇ゟ町人夫ハ、雇直段高直ニ相成申品も可有御座候へ共、於働方御益之筋も可有御座候、其上双方之励ニ相成、御普請格別はか取申義ニ御座候ニ付、私共僉義之上、右之通り取計可申与奉存候、前段相調之通り直段高下も可□□之間、此段兼而御達申上置候事、

町人夫の雇値段が作事方雇の人足より高値となる場合あり

五月　　御造営方

於又兵衛(村井長世・城代)へ右於御列席御達申也、

今般橋爪御門台并右続御石垣御普請御用足シ石詮義仕候処、惣様四百三拾計新タニ切出無之而ハ難相成段、御普請奉行申聞候、然所私も見受候ヘハ鼠多御用内外御堀端等々御石共有之候ニ付、様子承候ヘハ、右石箇所続御櫓台御修復之御手当之様ニ相聞ヘ候、且鶴之丸ニも御平生方御手当之石御座候由、右御平生方御用之儀ニ御座候者、追々切出被　仰渡候而も相弁可申義ニも可有御座哉、不指支儀ニ御座候ハヽ、石両（右カ）所御座候石を今般之橋爪御門之足石之方ニ御渡御座候ヘハ、橋爪御門之御造営方格別果敢取可申与奉存候、今般ハ御指急之義ニも御座候間、可相成義ニ御座候、御振替御渡御座候様仕度奉存候、私共僉義之趣御達申上候事、

橋爪門台・続石垣普請御用の足し石は新たに切り出さず、鼠多堀端等・鶴ノ丸にある石を用いたき意向を示す

五月十三日

十四日（五月）、曇、今日晴上ル、

一、留書足軽・取次足軽共壱人宛、当分加人受取度旨、御城代江御達申也、

留書足軽・取次足軽に加人が必要

一、今朝御普請所三浦氏（賢善・造営方主附）被見廻、五段目済六段四五石積由也、

普請所の石垣、六段のうち四、五段積む

一、井上清左衛門（信実・造営方内作事奉行）見廻と休所之義、内分申聞有之也、

一、昨十三日鉛水干之義詮義、御作事与町会所江申談ル也、

鉛水干の詮議を作事方と町会所に相談する

一、戸室山相仕廻候旨、御普請奉行申聞ニ付、本勘之義中村求之助（雅政・普請奉行）江申談置也、

戸室山仕廻

一、献上木員数高承度候旨、御城代江御達申置也、

二ノ丸広式跡石垣の御用石、昨日城内への釣出し済む

二御丸御広式跡御石垣御用石戸室山ニ、三百八拾石切立釣出可申所、三百四拾石ニ而手合申ニ付、右銀高之内三百四拾石釣出并御石場石百石共出来、昨日切御城中江釣出相済申候、依之戸室山御用昨日切相仕廻申候ニ付御達申候、以上、

辰五月十四日　　中村求之助（雅政・普請奉行）等

主附五人様

内作事奉行へ申し談ずる趣

一、内作事奉行江当十二日申談候趣、左之通、

今般御造営之儀ハ、是迄御普請方与違、格別之趣も有之、今度　御城御焼失、御居所も無御座ニ、人々居住安ク相暮候義ハ、下々迄奉憚之志之程も御察有之、早速御造営も可被仰付事ニ而、右ニ付而ハ拙者共迄被仰出之趣も有之候間、今般之御用ニ携候者之義ハ、少も等閑ニ不相心得、人々職役を相励不申而者、誠ニ可奉恐義ニ而、尤不心得之者ハ、厳重申付之儀ニ候間、是等之趣付居候役人共ハ勿論、大工共初諸職人迄も人別為致会得、其上ニ而御用為取掛候様、先達而御作事奉行中江申談置候間申渡可有之、猶更此趣意可被相心得候事、

今般の御用に携わる者に対し心構えを説き、会得させて御用にかからせることとする

内作事奉行は廃しているが、勤方は内作事奉行の格

一、各勤向、内作事奉行之勤方ニ候へ共、近年右名目相止候故、御造営方与有之儀与相聞候間、勤方ハ内作事奉行格ニ候条、左様御心得、御作事奉行中ゟ申談之趣キ、前々内作事奉行之格合を以可有御勤候事、

作事奉行と相談し、木造初め後は丁場を見廻り、油断なく心得ることを求める

一、追付木造り相初御普請所大工小屋相立候上ハ、大工等為相励方之仕法、是迄定式之法を離レ格別僉儀之趣可有之、其節御作事奉行中ゟ申談可有之間、右仕法之趣厳重可被相心得、然ル時ハ格別大普請之義、丁場々々無絶間被相見廻出精之者等可被見届、依而多端之義故、前々之通各方も被　仰付候条聊無由断可被相心得候事、

心付のことは作事奉行に達し、大工図り帳等の仕立に心配りするよう求める

一、此度御買手方も相立、夫々役向可遂僉義候得共、猶更被心付之品、御作事奉行江も可被相達候、且復御大工図帳等仕立候儀、其職分無由断義ニハ候へ共、彼是入組候品々候間、猶更被心附被及僉議、第一果敢左候様可被申渡候事、

怠る者の名を知らせるよう求め、出精の志ある者を取り立て、増歩を取り計らうように努めることとする

一、今般諸事厳重ニ不及穿鑿而者、大普請不行届義ニ候条、少も怠り候者ハ名前等相糺、夫々可被申聞、右格別廻立候義ニ候得者、少も出精之志有之者、志有之者被取立、或ハ増歩等之取計、其日切励之功如相顕、就夫棟梁大工等之撰出之次第、悉ク可被相糺候、下々潤沢無之而者、烈敷可相勤志起り不申義ハ、下情之習ニ候条、能々可被相察候、其外品々多候間、其時々被申聞ニ応可申達候事、

（表紙）
「二枚」（朱書）
文化五歳
御城御焼御石垣之分　御届方
五月
菅原（高島）厚定所持

切手門続塀下

一、切手御門続塀下内之方御石垣長二拾間四尺計、高三丈計損所、表之方御石垣も損申候、「此度御届所、但、御届ニハ間数相調不申、堀之間数ニ而下御石垣焼損申段相調申候事、」（朱書）

広式の内石垣

一、右続御広式之内御石垣長廿五間計、高弐間計損所、「但、此度御届ニ者相省、押直被仰付候ケ所、」（朱書）

裏口門右の方土蔵下石垣

一、御裏口御門右之方御土蔵下御石垣三□、長折廻拾九間計、高弐間弐尺計損所、「此度御届所、但、二重櫓ノ御名目、」（朱書）

裏口門左の方より菱櫓台迄長屋下石垣

一、同断、左之方ゟ菱御櫓台迄之間、御長屋下并御石垣上石焼損申候、「此度御届所、」（朱書）

菱櫓台内の方石垣

一、菱御櫓台内之方御石垣長五間五尺計、高七尺五寸計損所、但、入口石壇一ケ所共、「(朱書)此度御届所、」

五十間長屋下石垣上石
橋爪櫓台内の方石垣

一、五拾間御長屋下御石垣上石焼損申候、但、入口石檀弐ケ所共、「(朱書)此度御届所、」

一、橋爪御櫓台内之方御石垣長折廻十一間三尺計、高三間二尺計焼失孕申候、「(朱書)此度御届所、但、外ノ方ハ寛政十一年御届相済候ケ所、」

橋爪二の門番所の方石垣

一、橋爪二ノ御門御番所之方御石垣長折廻拾壱間四尺計高九尺計損所、「(朱書)但、此度御届ニ者相省、押直被　仰付候ケ所、」

橋爪一の門台右の方石垣
橋爪一の門台左の方石垣

一、同(橋爪)一ノ御門台右ノ方御石垣長折廻四間三尺計、高五尺五寸計損所、但、内ノ方石檀トモ、

一、同(橋爪)所左之方御石垣長二間二尺計、高五尺五寸計損所、但、内ノ方石檀共、「(朱書)此度右左リ共御届所、但、間数相省左右石垣焼損申段相調申候事、」

〆拾ケ所、

石垣焼損・孕所等を調べ、普請を仰せ付けられた箇所を記す

右、御焼失ニ付、御石垣焼損・孕所等、私共御横目、且穴生罷出見分仕間数相しらへさせ、御普請可被　仰付ケ所相記上之申候、以上、

辰正月廿五日

(雅政・普請奉行)中村求之助
(自庸・普請奉行)上木金左衛門
(定功・普請奉行)石川兵勝

前田伊勢守様（孝友・城代）
村井又兵衛様（長世・城代）
三輪仙大夫（寛明・普請奉行）

焼失箇所で届け出た分の書き上げ

右、御城代伊勢守殿（前田孝友）戊辰（文化五年）五月十六日於御列席、今般御焼失ケ所　御届御書上之分之由ニ而

橋爪門櫓台に取りかかるよう命ぜられる

御渡、橋爪御門御櫓台取掛之義被　仰渡候事、

（表紙）
「（朱書）十枚」
二之御丸御造営ニ付
惣様図帳銀高留

二ノ丸造営図帳銀高

一、六拾貫三百七拾四匁三分四厘
奥御舞台御橋掛・同所後御廊下・鏡之御間并後御廊下拝見所共相建申図帳四冊之表、

奥舞台橋掛等相建図帳

一、百九拾七貫六百六拾二匁五分六厘
二御丸御居間廻り御用之間・御寝所・御鈴廊下・御物置・御縁側・御次・御三ノ間・御湯殿・御閑所・御風呂屋之分等図帳三冊之表、

御居間廻り周辺図帳

御広式御居間等相建図帳

一、百八拾八貫八百廿九匁六分壱厘
二御丸御広式御居間・御化粧之間・御次・御三ノ間・御湯殿・御閑所并高部屋等相建申図帳等弐冊之表、

御居間書院等図帳

一、三百四拾五貫百九拾三匁九厘六厘（分カ）
二御丸御居間書院・桐之御間・船之御間・波之御間・奥御式台・御膳所廻り等図帳三冊之表、

御居間・御広式等閑所坪桶図帳

一、七百四拾四匁六分
二御丸御殿御居間・御広式等御閑所坪桶図帳壱冊之表、

対面所等相建図帳

一、百弐拾弐貫百七拾九匁五厘
御対面所并御小間等相建申図、御物置・御廊下・御閑所胎内潜共図帳三冊之表、

御広式御居間廻壁図帳

一、弐貫八百三拾弐匁五分弐厘
二御丸御広式御居間廻壁図帳壱冊之表、

御広式・御膳所等相建図帳

一、六拾八貫八百七拾五匁壱分四厘
　二御丸御広式・御膳所等相建申図等四冊之表、

御広式部屋方相建図帳

一、七拾三貫九百廿九匁弐分五厘
　二御丸御広式部屋方相建申図帳四冊之表、

御居間等図帳

一、拾八貫百廿壱匁八分四厘
　二御丸御居間・同二之御間并御次・三之御間・御縁側・御廊下・御二階・御用之御小間・菊之御間・御湯殿・御寝所・御次・御物置・御鈴廊下・御茶所共御畳図帳面三冊之表、

檜の間相建図帳

一、六拾五貫八百六拾六匁九分七厘
　檜ノ御間相建申図三冊之表、

柳の間等相建図帳

一、百廿五貫九百七拾壱匁七分
　柳之御間等相建申図帳等五冊之表、

裏式台より檜の間までの畳図帳

一、六貫五百四匁八分九厘
裏御式台所ゟ檜御間迄畳図帳、

裏式台等相建図帳

一、百五拾三貫六百八拾六匁六分壱厘
裏御式台并大御廊下・御進物所・御倹約所等相建申図帳三冊之表、

御台所相建図帳

一、百六拾貫三百拾弐匁九分四厘
御台所相建申図帳四冊之表、

材木・大工小屋等相建図帳

一、弐貫弐百五拾五匁壱分
御材木并大工小屋等相建申図帳壱冊之表、
内
百九拾八匁八分五厘　大工九十七人相減申事、
廿壱匁八分五厘　日用廿一人八分五厘相減申候、
百三拾七匁弐分　日用百三拾七人弐分相減申事、
〆　三百五拾七匁九分

引残テ

壱貫八百九拾七匁弐分

二ノ丸地面内大工小屋相建図帳

一、七百七匁弐分五厘

二　御丸御地面之内、大工小屋相建申図帳壱冊之表、

内

三百六拾九匁五分五厘　相減

残而

三百三拾七匁七分

楽屋多門鉛屋根図帳

一、三拾七貫五百六拾弐匁弐分九厘

御楽屋多門鉛屋根図帳二冊之表、

内

九百七拾四匁三分三厘

献上物相用申ニ付相減、

壱貫九拾六匁三分壱厘

土瓦葺壱寸高足ニ
相成減、
残テ
三拾五貫四百九拾壱匁六分五厘

楽屋多門相建図帳

一、八拾三貫百廿九匁八分五厘
御楽屋多門相建申図り帳等三冊之表、
内
拾七貫五百四拾五匁壱分九厘
残テ　献上物相用減之、
六拾五貫五百八拾四匁六分六厘

造営方道具桶図帳

一、四百八拾壱匁弐分壱厘
御造営方御道具桶図り帳□□表、
内
弐百拾匁六厘　献上物相用ニ付減、
残テ

弐百七拾壱匁壱分五厘

木作初規式仮小屋図帳

一、七貫八百七拾八匁六分

木作初御規式仮小屋図帳、

内

壱貫八百三拾四匁四分五厘

献上物ニ而減シ、

残テ

六貫四拾四匁壱分五厘

普請道具品々図帳

一、三貫六百九拾壱匁三分壱厘

御普請道具品々出来ニ付、図帳壱冊之表、

内

五百九拾九匁八厘　高之内相減、

残テ

三貫九拾弐匁弐分三厘

規式道具三方等入置箱図帳

一、三拾八匁六分八厘
御規式御道具三方等入置箱図帳、

材木小屋相建図帳

一、六百八匁弐分　御材木小屋相建図帳、
内
百七拾四匁九分　献上物ニ而減ル
残　四拾(百)三拾三匁三分

御居間書院等畳方図帳

一、七貫九百廿弐匁弐分壱厘
二之御丸御居間書院・桐之御間・船ノ御間・波之御間・御式台・御膳所・御稽古所、
其外御次諸溜等畳方図書壱冊之表、

波の間より御居間書院・桐の間等屋根図帳

一、三拾七貫百拾弐匁五分四厘
二ノ御丸御殿波之御間ゟ御居間書院・桐之御間等屋祢図一冊之表、

材木挽物置所小屋等相建銀高

一、弐貫弐百五拾五匁壱分
土橋御門之内四拾間通ニ御材木挽物置所小屋、御楽屋脇ニ相建申大工小屋、河北御門外腰懸脇相建申御材木小屋、都合三口〆銀高、

釜小屋一筋相建図帳

一、八百五拾七匁九厘
釜小屋壱筋相建申図帳之表、

釜小屋一筋壁方図帳

一、八拾壱匁九分壱厘
同断、壁方図帳之表、

造営方役所相建図帳

一、壱貫五百三拾壱匁九分壱厘
御造営方役所相建申図り帳、

造営方役所壁方図帳

一、七拾弐匁三分壱厘
右同断、壁方図帳之表、

造営方役所畳図帳

一、百三拾五匁六分五厘

右同断、畳図帳之表、

図銀高三貫弐百六拾四匁八分四厘之内、九拾目四分八厘、献上物相用候ニ付、相減、引残高

作事方役所入用図帳

一、三貫百七拾四匁三分六厘

御作事所方役所御入用図帳之表、

二ノ丸御居間等銅屋根図帳

一、百廿六貫七拾五匁壱分壱厘

二之　御丸御居間・御用之御間・御寝所并御物置・御縁廻り・御次・三ノ御間・御湯殿・御風呂屋等銅屋祢図帳之表、

橋爪番所入用図帳

一、弐拾貫四百廿六匁七分三厘

橋爪御番所御入用図帳五冊之表、

橋爪一の門台石垣・石壇等普請入用

一、六拾六貫九百四拾七匁六分九厘

橋爪一之御門台御石垣并石壇、長折廻厂木坂横近孕所御普請御入用、右御用石戸室

山ニ而切出釣出、惣御入用銀高中勘図帳一冊之表、

造営道具方人車図帳

一、弐百七拾七匁四分五厘

御造営御道具方人車図帳、

切手門続塀下石垣内の方積直し中勘図帳

一、百八拾目

二ノ御丸切手御門続塀下御石垣内之方積直中勘図帳之表、

風呂屋口門左右石垣積替中勘図帳

一、八百九拾三匁計

御風呂屋口御門左右御石垣積替中勘図帳銀高、

八拾弐匁三分壱厘之内、七匁献上物相用申減、

造営方役所建継入用図帳

一、七拾五匁三分壱厘

御造営方役所建継御入用図帳二冊之表、

二ノ丸台所脇大工小屋相建図帳

九百五拾三匁九分四厘之内、四百四匁五分献上物代引□残、

一、五百四拾九匁八分四厘

二御丸御台所脇大工小屋相立申図帳壱冊之表、

六百三拾七匁九分八厘之内、弐百拾匁三分弐厘、献上物代減、

橋爪一・二の門上る足代入用図帳

一、四百廿七匁六分六厘

橋爪一二ノ御門上る足代御入用図帳壱冊之表、

四百六拾目壱分弐厘之内、百九拾六匁九分弐厘、献上物代引残、

楽屋多門続作事所右に大工小屋相建図帳

一、弐百六拾三匁四分

御楽屋多門続御作事所右之方ニ大工小屋相建申図り書壱冊之表、

橋爪一の門入用図帳

一、弐拾五貫三百廿四匁九分壱厘

橋爪一ノ御門御入用図り帳弐冊之表銀高、

橋爪二の門入用図帳

一、百四拾壱貫三百九匁三分

橋爪二之御門御入用図り帳三冊之表、

百六拾六匁九分九厘之内、八拾六匁三分四厘献上物代引、

一、八拾目六分五厘

二　御丸御居間先御馬場境のし立（熨斗立）、外人足小屋相建申図帳之表、

御居間先馬場境熨斗立等相建図帳

一、九貫五百廿四匁七厘

御楽屋下段板敷張渡并三段庇縁雪隠相建、同断、囲のし立（熨斗立）等仕申図帳四冊之表、

楽屋下段板敷張渡等相建図帳

百四拾四匁六分九厘之内、八匁弐分五厘、献上物相用ニ付、減也、

一、百三拾六匁四分四厘

二ノ御丸御居間先熨斗立、外町方人足小屋建出図帳一冊之表、

御居間先熨斗立・町方人足小屋建出図帳

四拾三匁五分四厘之内、拾八匁三分四厘、献上物相用申減、

一、廿五匁壱分八厘

東ノ御丸御石垣下鉛水干道具置所、同人足等休場図帳之表銀高、

東ノ丸石垣下鉛水干道具置所等図帳

一、百廿弐貫九百四拾七匁七分三厘

御寝所・物置縁廻り等銅屋根図帳

二ノ御丸御居間御用ニ候間、御寝所并御物置御縁廻り・御次・御三ノ間・御湯殿・御風呂屋等銅屋祢図帳、

本高六百三拾七匁九分八厘之内、弐百拾匁三分弐厘、献上物代引、

御居間先馬場内大工小屋等相建図帳

一、四百廿七匁六分六厘

御居間先御馬場之内、材木小屋、右之方大工小屋相建申図帳書表、

本高四百拾六匁八厘之内、五拾七匁九分、献上物代引、

越後屋敷内鉛吹場継足図帳

一、三百五拾八匁壱分三厘

越後屋鋪之内鉛吹場、只今有懸り小屋ニ継足申図帳之表、

本高四拾三匁五分四厘之内、拾八匁三分六厘、献上物代引、

大橋又右衛門建物修復図帳

一、弐拾五匁壱分八厘

大橋又右衛門建物修復図帳之表、

橋爪一・二の門上乗足代図帳

一、六貫六百四拾七匁七分

橋爪一二ノ御門上る足代図帳銀高、

〔解題〕「御造営方一件留帳」と文化五年の二ノ丸御殿造営事業

石野友康

一、「御造営方一件留帳」について

石川県金沢城調査研究所では、金沢城研究調査室時代の平成十五年・十六年度の二カ年かけて、文化度の金沢城二ノ丸御殿造営事業の記録「御造営方日並記」（全十五冊、金沢市立玉川図書館蔵）を翻刻し、金沢城史料叢書1、2『御造営方日並記』上・下巻として刊行した。

「御造営方日並記」は、二ノ丸御殿焼失後の造営事業において造営方主附を務めた加賀藩士高畠厚定の職務日誌で、記述は文化六年（一八〇九）正月から同七年七月に及んでいる。造営方主附の立場から記載された詳細な内容であり、具体的な造営の進捗状況や資材調達、造営組織などについて知ることができる絶好の記録となっている。

金沢城史料叢書として『御造営方日並記』を編集・刊行するにあたっては、同時に関連の史料調査も進め、下巻には藩の年寄役本多安房守家の紙細工職人才紀仁右衛門による「二ノ御丸造営留帳」や金沢町肝煎を勤めた幸蔵の日記（「肝煎幸蔵事留」）を参考史料として収載することが出来た。

しかしながら、これらの史料はいずれも文化六年から七年にかけての内容であり、文化五年正月の御殿焼失から造営事業が本格化した文化五年の記述に欠けていた。そのため文化五年から七年にいたる、造営事業全体を見通すには、「政隣記」（金沢町奉行などを歴任した津田政隣の記録、金沢市立玉川図書館蔵）や「御家老方諸事覚書」（家老役前田道済の日記、金沢市立玉川図書館蔵）など他の史料で補うことが必要であった。

もちろんこれらの史料は造営事業に特化した内容ではなかったから、おのずと限界を生じていた。文化五年の詳細な記録が新たに加わることが俟たれる状態であった。

しかし、もともと文化五年の造営関係の史料がなかったわけではなかった。『尊経閣文庫加越能文献書目』（一九三九）を紐解くと、旧前田侯爵家には文化度の御殿造営記録として「造営方帳（文化五年五～六十一月・同六年十二月）高畠厚定録・写　三八九六　旧合」や「造営方日記（文化五年六～十月）高畠厚定録・写　五　八九七　旧」・「造営方日並記（文化五年八月～同七年六月）高畠厚定録・写　一　一六九〇三　旧」が確認できるのであり、これらはいずれも「御造営方日並記」と同じ高畠厚定の手によるものであるとともに、文化五年の内容をもっているらしい。このうち「造営方日並記」は、文化五年の記述が欠如し、冊数や収載年代などは異なるものの、現存しかつて翻刻した「御造営方日並記」と同一の史料であるとみられる。また、「造営方日記」は『加賀藩史料』にも採られているもので、重要な史料であることが伺えるが、いまなお所在の確認ができていない。「造営方帳」についても残念ながら所在不明である。

こうした状況のもと、最近、金沢市立玉川図書館において、文化五年の造営事業に関する史料を確認することができた。「二之御丸御焼失一件留帳」・「二之御丸御殿等御造営一件」などと題された五冊の冊子で、玉川図書館において「御造営方一件留帳」として整理されているものである。文化五年正月十五日の御殿焼失から同年五月にいたる四ヶ月間のもので、本格的に体制が整えられて造営事業が開始されようとする、いわば準備段階の時期のものであった。記述年代などから、前掲の「造営方帳」・「造営方日記」とは別史料であることが明らかで、五冊のなかには史料表紙に「菅原厚定」との署名をもつものもあり、手跡からみて、五冊とも高畠厚定自筆とみられる。この五冊は『尊経閣文庫加越能文献書目』にも載せられていない、従来知られていない史料であった。「御造営方日並記」と同じ著者のものということ、文化度の造営事業を語る一連の史料であると考えられることから、数ヶ月の記述ではあるが、かつて翻刻・刊行した「御造営方日並記」

を補うものとして重要であり、かつ御殿焼失直後の状況を知る注目すべき内容をもつことから、今回翻刻し金沢城史料叢書の一冊とすることにした。編集・刊行にあたって年代が一目でわかるように本書では、年代を付して表題を『文化五年　御造営方一件留帳』とすることにした。再建事業始動への動きを語る良質の史料がここにまた一つ得られたことになる。今回翻刻する五冊の構成は左のとおりである。

☆第一冊　「二之御丸御焼失一件留」
正月十五日の御殿焼失から三月十八日までの記述がある。御殿焼失にともない、暫定的な藩主の御座所や年寄たちの御用の場がどこにおかれたか、高畠厚定組の馬廻組藩士の人夫代銀の献上する姿を記すなど火災直後の状況を記している。

☆第二冊　「二之御丸御殿等御造営一件」
文化五年四月十二日～四月二十九日という短期間の記述である。高畠厚定への呼び出し状からはじまり、彼が造営方主付に任ぜられ、藩が二ノ丸御殿造営への準備を進めていこうとする内容を描いている。

☆第三冊　「二之御丸御殿等御造営主附御用一件」
同年五月一日～五月十四日という二週間の記述である。御殿造営への準備についての内容で、第二冊に続くものである。

☆第四冊　「御城御焼御石垣之分　御届方」
火災によって被害のあった石垣や孕所が出来た箇所を普請奉行や横目・穴生が見分し、普請奉行の名で金沢城代あてに書き上げたもの（正月二十五日付）で、藩主帰国後の五月十六日に報告したものという。

☆第五冊　「二之御丸御造営ニ付惣様図帳銀高留」

再建事業を進めるにあたっての見積額（銀高）を記したもの

以上五冊の史料は、大きく①御殿の焼失と当面の対応、②御殿造営への準備（造営奉行の任命や造営方役所の設置など）、③石垣など被害のあった箇所の書き上げ、④御殿造営に係る経費見積り、などの内容で成り立っているが、並べてみると、第一冊と第二冊、第三冊、第四冊、第五冊とは性格が異なる史料で構成されていることがわかる。正月十五日の火災から造営体制が固まり、実際の造営事業へと移行する段階の留帳（五冊）であることがわかるが、とくに御殿焼失直後の藩内の動きについて、これまで知られていなかった内容も含まれている（後述）。以下、五冊からなる本史料を「一件留帳」と略称し、文化度の造営事業のなかに位置づけ述べていくことにしたい。

二、著者高畠厚定について

史料の内容や特徴についてのべる前に、著者である高畠厚定について紹介したい。厚定については、『御造営方日並記　上巻』の解説において、すでに紹介しているので重複することになるが、あらためて確認しておくことにしよう。

高畠厚定（一七五三～一八一〇）は、江戸中期から後期にかけて活躍した七〇〇石の知行を有する加賀藩士である。

高畠家は、前田家が本貫地尾張荒子にいたころから仕えていた譜代の家臣であった。家祖定吉は前田利家につかえた重臣で、一万七〇〇〇石を領したとされ、加賀八幡城主（現在の石川県白山市）であったという。定吉室は利家の妹昌姫（久寿）であり、定吉の養子定方（藩士青木善四郎次男）には、藩主家二代利長正室永

姫（玉泉院）養女松を室としてむかえるなど藩主家とのつながりを保った。定方以降は定元、定恒、定延（一族高畠彦大夫息）、定弘と続き、定延以降は七〇〇石取りの中堅の藩士として馬廻組に属した。定延といえば、利家誕生以来の前田家や藩の歴史を「菅君雑録」（全四十九冊　金沢市立玉川図書館蔵）としてまとめていることでも知られ、小松城番としての記録も残している。この定延の孫にあたるのが厚定であった。

厚定の生年については、造営事業終了直後の文化七年九月二十五日に五十八歳で病没していることから(1)、逆算すれば、宝暦三年（一七五三）生まれということになる。初め源太郎を称し(2)、のち五郎兵衛と改めた。京都詰人を勤めていた父の定弘（孫十郎）が宝暦十二年（一七六二）七月に京都で没したことから、その後を継いだ。しかし、幼少であったため、当初は、七〇〇石のうち二三〇石を相続し、のちに七〇〇石に復した。相続後の職歴は多彩で、越中新川郡奉行、作事奉行、金沢町奉行、宗門奉行、公事場奉行などを歴任している。彼は筆まめであった。「日並記」・「一件留帳」でもその一端は伺い知ることができるが、このほかにも「高畠厚定職事日記」（加越能文庫）一一六冊は、歴任した各職の職務日記であり、その豊富な内容は大いに参考にすべきものとなっている。この「職事日記」は詳細かつ大部なものであるが、このほかにも厚定の著した記録類や覚書類が数多く残されている(3)。

なお、「一件留帳」を記した文化五年の正月段階の厚定の役職は、馬廻組頭兼公事場奉行であったことを申し添えておく。

三、造営事業の開始

それでは、本史料の具体的な内容を確認していきたい。

〔御殿焼失〕

文化五年（一八〇八）暮六つ時（午後六時）頃におこった火災は瞬く間に二ノ丸御殿を全焼させた。高畠厚定は、本史料の冒頭で火災の様子をやや興奮した面持ちで記している。

「一件留帳」によれば、厚定は組当番ということもあり、金谷御殿の北側に位置する七十間長屋門に出たところ、二ノ丸御殿の広式のあたりから激しい炎が出ているのを目の当たりした（正確な火元は不明〔＊1〕）。火災は明け方七半時頃に鎮火したというから、七、八時間は燃え続けたということになろう。この火災で二ノ丸御殿の建物は全焼で、本史料の記述に従えば、「御殿廻」・「御家作之分」・「御広式」は残らず焼失、それに「御楽屋多門」・「四拾間長屋」・「菱御矢倉」・「五拾間御長屋」・「橋爪一、二之御門」・「御広式御土蔵」なども焼失した。また、別の史料にはなるが、家老役前田道済によれば、天候は晴れではあったが「申酉之風烈敷」き状態と西南西の風が強かったという。柳の間・台所・式台・虎の間・実検の間などに続いて四つ半時には菱櫓・五十間長屋・橋爪門にかかり、町夫をも動員し、消火にあたっていたが燃え広がったと道済は記録する(4)。

〔＊1〕火元について、前掲前田道済は「御家老方諸事覚書」において御広式だとし、金沢町奉行津田政隣は「出火所年寄衆席共云、又御広式共云、両所之内実所不詳」と記している(5)。

火災当時、藩主前田斉広は在府中であり無事であった。二ノ丸の広式には斉広の生母貞琳院（十代重教側室）がいたが、やっとのことで城下に避難している。この火災で藩主や年寄（＝執政役）らが政務を執る場がなくなってしまったため〔＊2〕、まずは政務を行う場所を確保する必要があった。当面の間、大手門前の年寄前田孝友宅を藩主の御座所とし、二ノ丸で役務を遂行していた年寄たちの政治の場としては、家老津田政本邸を暫定的に御用の場とすることにした。しかし、金谷御殿に隠居していた前藩主治脩の意向が働い

たようで、はやくも、正月二十七日には、年寄本多政礼の上屋敷を斉広の御座所とするように改められ(6)、三月二十八日江戸より金沢に到着した斉広はそのまま本多邸に入った(7)。藩主の御座所を本多邸に設けたことで、斉広到着以前の三月十六日には年寄中席も津田政本邸から本多邸と改めている(8)。こうして藩政の司令塔は臨時的に本多邸へと移り、藩主や年寄たちは、本多邸より藩政を主導した。

〔＊2〕藩主の在府中、年寄ら重臣たちは新丸に位置した越後屋敷で政務を執っていたことが知られているが、越後屋敷が宝暦大火で焼失してからは再建されず、重臣は二ノ丸で藩主の留守を預かっていた。文化七年越後屋敷が再建されると、再び年寄らは越後屋敷において政務を行うようになった。

〔再建事業への準備〕

御殿焼失との情報は、直ちに広められた。まず、鎮火していない十五日夜の段階で早飛脚が、江戸上屋敷（本郷邸）に向けて出発した。これは、在府中の斉広に知らせるためだと思われるが、二十一日の夜九時過ぎに到着した。六日間で、情報が江戸本郷の上屋敷にもたらされたことになる。通常の参勤交代ではルートにもよるが、金沢・江戸間を十日から十四日程度で行き来していることから考えると、相当早い到着である。

一報に続いて次々と最新の情報がもたらされた(9)。藩邸では、幕府に御殿焼失を報告していたようで、「一件留帳」によれば、正月二十七日付で将軍徳川家斉・世子家慶より奏者番堀直昭を通じて金沢城焼失についての「御尋」があった。

一方、領内でも動きがあった。能登鹿島郡の十村武部村四郎太夫〔真舘家〕は詰番として城に隣接する金沢の算用場に詰めていたが、火災後直ちに郡内に報じている。この真舘家の史料によれば、御殿焼失との情報は在郡の十村を介して郡内に周知され、早速、再建にむけた作業に取りかかった。すなわち十村たちは金

沢へ人夫を派遣すべく、人夫割り振りの作業に取りかかっており、あわせて鹿島郡十村たち自身は銀献上の段取りも進めていて(10)、再建への支援準備の段取りは早いうちからなされていた。むろんこれは何も鹿島郡だけの動きではなかった。奥郡（珠洲郡・鳳至郡）でも同様であることが確認でき(11)、射水郡でも、十村五十里村庄右衛門・中川村善左衛門の名で人夫の金沢派遣を求めている(12)。郡方で人夫の派遣、銀子献上という動きがあるなかで、藩士も人夫（代銀）や資材提供を行っていることが本史料でも確認できる。高畠厚定が組頭を勤める馬廻組の藩士が厚定を通して、一人につき銀八分の換算で人夫代銀を提供し、材木なども献上している（史料では、馬廻組の藩士が組頭を通して献上の申請をし、執政である年寄が許可をするという形態をとっている）。こうした、銀子や資材などの献上行為は武士のみならず広く行われており、金沢の郊外粟崎の豪商木屋藤右衛門なども草槇・檜や銀子献上を行っていたことも知られる(13)。

造営事業全体の実に八割以上がこうした藩士や庶民たちの献金等によってまかなわれていたという指摘もある(14)。高畠厚定組馬廻というごく一部の藩士の例ではあるが、献上の姿を具体的に知ることができた。

また、この火災では、城内の番所も焼失した。城を守るという観点からすれば、早々に対応する必要があった。高畠厚定は馬廻組頭として、馬廻番所に詰める馬廻組の藩士を差配する立場であったから、本史料で馬廻番所の「張番」に関する記事が散見できるのはむしろ自然であった。このように、御殿焼失後、領内の郡方・豪商などのみならず、藩士も献上という形で復興に関わっていた。以上、第一冊は、御殿の焼失から藩庁機能の確保、藩士たちの支援の姿を描くのである。

さて、続く第二冊・第三冊は、実際に再建事業へと取りかかる内容となっている。文化五年三月に藩主斉広が江戸より帰国すると、御殿再建にむけて本格的に動き出した。まずは再建に向けて造営方役所を設け、金沢城代を頂点に造営方主附の指揮のもと普請方・作事方などが、いわゆるプロジェクトチームを結成して

造営事業に取り組んだ。

第二冊の記述は、「御造営方主附」（造営奉行）の任命からスタートする。四月十二日、高畠厚定は、明日四つ時に「御座所」に来るようにと金沢城代村井長世（又兵衛）から書面で呼び出しを受けた。厚定は翌十三日のその時刻に赴き、「御造営方主附」を命ぜられた。「御造営方主附」には、厚定のほか関屋政良（中務）・永原好之（七郎右衛門）・三浦賢善（助右衛門）・加藤泰道（三四郎）、作事方御用浅加中郷（作左衛門）・普請奉行上木自庸（金左衛門）と石川定功（兵勝）が加わった（五月八日には普請奉行中村雅政（求之助）が任命された）。そして「今日ゟ役席虎之御間代りニ相建申度旨、御城代江神尾直次郎を以相達節、夫々被仰渡也、」とあるように(15)、「虎之御間代り」が役席とされた。この「虎之間代り」とは一体どこか、検討を有するであろう。結論からいえば、大聖寺藩主前田利之の来訪（文化五年五月十六日）や文化六年元日の記事(16)から察すると、おそらく斉広御座所などが設けられた本多邸内の一室のことと推察する。というのも二ノ丸御殿の焼失により、本多家上屋敷は、藩主の御座所として城内格となった。部屋は、従来の御殿内の部屋を模した形で呼称されていたようで、本多邸で行われた文化六年の年頭儀礼(17)は「檜垣之御間代御座敷」（年寄等～若年寄中迄独礼の場）、「御居間書院代」（ここで鶴の包丁を御覧）、「柳之御間代」（人持・頭分独礼の場、平士御礼の場）などと記されている。「虎之御間代り」と「代」・「代り」という文字が付されていることからみて「虎之御間代り」とは虎の間と同等の機能を与えられた本多邸内の一室の意味と考えられる。厚定が呼び出された「御座所」も本多邸の「御座所」なのであろう。斉広が本多邸を居所とした文化六年四月までは本多邸に造営方の役所が設けられたものと解される。

さて、造営方主附を命ぜられた高畠は「今般御造営主付被　仰付心得之大意」と造営方主附としての心構えを記している。これによれば、①「御居間先筋」の普請を急ぐといっても表向に諸役所がなくては（藩主を）

お守りもできない。このことを念頭におくこと、②必要経費については金沢城代の意向をくみ取ること、③宝暦大火以降に再建していなかった竹の間等表向に関する史料がなく、御間配りについては手軽になるよう詮議すべきである、などと記している。注目すべきは宝暦大火後、竹の間など再建できなかった、表向の部屋についても再建に取り組みたいという姿勢であった点である。そして御殿の表向エリアが藩主守衛の性格を帯びているとの見方は興味深いといえよう。

次の第三冊にはいると、能登より材木を切り出す許可や石場石の確保、そして鍬初め規式の記事も見え始め、作業の準備が具体化する過程が描かれている。

約三〇〇〇坪の二ノ丸御殿の建物の造営は、最初より二カ年計画で行われる予定であったらしい（五月二日条）。実際の作業状況をみていくと、文化五年四月末頃には、建物の地固の段取りが整いつつあった。御居間・御居間書院といった藩主の生活空間や女性の生活空間である対面所などは山砂利や川砂利で固めるつもりとしており、桐の間等の杉戸内や広式のお末廻り（部屋方のことか）や表向の裏式台・台所・柳の間・檜垣の間等は堂形の土や川砂利で盛り固めを行う予定になっており、本格的に作業が開始された状況を確認することができる。

本格的な造営作業にむけて造営体制を固め、その準備が進むなか、五月八日には藩主斉広は二ノ丸の焼け跡をはじめて巡見した(18)。斉広の胸中はいかがなものであったろうか。

〔焼失した石垣修築の届〕

第四冊は、三冊までの内容とは趣きが異なる。辰（文化五年）正月二十五日付普請奉行の書き上げ一点を収載し、一冊としている。中村雅政（求之助）・上木自庸（金左衛門）・石川定功（兵勝）・三輪寛明（仙大夫）

の四人の普請奉行が金沢城代前田孝友（伊勢守）にあて、火災による石垣損所を書き上げたものである。火災のあと、普請奉行や横目・穴生が見分を行い、被害状況を把握したうえで作成したものであった。

この内容は、藩主にも報告され、幕府への届け出や修築願いのベースになったものと解される。

奥書に「右、御城代伊勢守殿戊辰五月十六日於御別席、今般御焼失ケ所、御届書上之由ニ而御渡、橋爪門御櫓代取掛之義被　仰渡候事、」という文言から城代前田孝友から高畠が受け取ったものであった。「橋爪御門御櫓台取掛之義被　仰渡候事」との記述により五月十六日に橋爪門の櫓台の普請が命ぜられた。

〔二ノ丸造営の費用見積り〕

第五冊は「二之御丸御造営ニ付惣様図帳銀高留」と題されているもので、いわば普請費用の見積である。いつの普請のものなのか明記されていないが、「大橋又右衛門建物修復図帳之帳」と文政七年（一八二四）に没した知行四〇〇石の馬廻大橋又右衛門の名がみえるから[19]、文化度の再建事業に関わるものとみて差し支えないであろう。まずは最初の項目をサンプルとしてあげてみることにしよう。

一、六拾貫三百七拾四匁三分四厘

奥御舞台・御橋掛・同所後御廊下・鏡之御間并後御廊下、拝見所共相建申図帳四冊之表

奥能舞台や橋掛・鏡の間、廊下（二箇所）、拝見所、すなわち奥能舞台周辺の建設のための見積ということになる。こうした記載項目は全部で五十四筆からなる。「…図帳等弐冊之表」などとあるから、本史料は、図帳に記された見積額のみを列記したものと考えられる。本冊で示された見積は、御殿建設費用のほか、木作初めの規式など儀式の費用、仮小屋や道具類、役所の入用、石垣築造の費用など多岐にわたっている。

ただし、このなかに表玄関、竹の間（大広間）、実検の間、小書院、奥書院など表向エリアの主だった部

屋の記述が見られない。これが単なる漏脱かどうかは慎重な検討が必要であり、どのような意味をもつかは今後の課題となろう。

なお、文化の御殿造営の総額は金に換算して十一万四二九九両余であったという〔銀では六八五八貫目程度〕(20)。本冊に示された費用の総計は銀約二三〇〇貫目なので、その三分一程度にとどまっている点にも留意すべきであろう。

四、文化五年五月以降の造営事業

最後に、「一件留帳」後の造営状況についても簡単に触れておこう。

金沢城の二ノ丸御殿は文化五年六月二十八日には木作り初めの儀式、同年七月二十五日には、柱立ての儀式が行われた。そして十一月には、翌文化六年三、四月に斉広が御殿に移徙することを目指して工事が進められている旨が記されている。

城の普請を進めるにあたっては、幕府へ修築願いを提出する必要があった。そのベースとなったのが第四冊にみられる書き上げであった。石川県立図書館蔵「加賀国金沢城絵図」は、文化五年から進められた普請の申請書（案文）と添図である。このときの普請の許可願は、金沢城代から江戸藩邸に送られた。申請書と添図は、在府の聞番牧昌左衛門によって幕府にもたらされた。事前に「頼み」の老中であった松平信明（伊豆守）に下絵図などを持参して内々に打診し、正式に申請しても良いという返事をとりつけ、改めて月番老中土井利厚（大炊頭）に正式な普請願と絵図を提出している。受領された申請書は特に問題はなく、十月二十七日付で許可の内容をもつ老中奉書の発給をみた。

年が明けた文化六年正月からは、「御造営方日並記」が残されているので、詳細な内容がわかってくる。「日

並記」正月のあたりを読み進めていくと、藩主の御座所周辺である御居間廻りや女性の生活空間である広式の仕様や内装についてどうするかなどという趣旨の記述がみえるから、このころになると少なくともいわゆる御居間廻りや広式あたりでは障壁画製作に取りかかっている段階にあった。障壁画の製作には領内外の絵師が金沢城に集められている。すなわち文化六年正月には、江戸から、幕府の表絵師で神田松永町狩野家の狩野祐益・墨川父子が金沢を訪れ作業にあたっている。また、この年の八月には京都御所などを手がけた岸駒・岸岱父子と弟子たちが京都から金沢を訪れ、十二月まで滞在している。このほか文化六年四月頃には金沢の梅田九栄、大聖寺の佐々木泉景も加わった。すなわち文化六年に入るころには、障壁画の制作準備が本格化し、概ねいわゆる御居間廻り・広式から表向きの各部屋へと工事が進展していったようである。二月十一日には橋爪門建ち上げの記事を確認しているが、二月中旬になると御殿の上棟式への準備に関する記事も目立ち初め、二月二十四日の上棟式の日を迎えた。その二ヶ月後の四月二十六日には御殿が「出来」したとして斉広が二ノ丸御殿に移徙した。しかし、現代の私たちがイメージする竣工という意味ではなく、普請・作事作業はその後も進められている。さかのぼって、三月には、奥書院・松の間の建ち上げ、六月には裏口門の屋根完成、橋爪門櫓は七月に建ち上げへと進んでいる。

こうして文化六年十二月までには大広間（竹の間）・橋爪門続櫓・菱櫓などがほぼ完成し、半世紀ぶりに表向きの各部屋も形になった。

文化七年七月二十七日表能舞台、菱櫓、五十間長屋の落成をみたことから、この日藩主斉広が城内を巡覧した。この日、造営方役所を閉じ、約二ヶ年にわたる造営事業は終わった。

「御造営方一件留帳」からは、御殿焼失というなかにおいて、藩内でどのような動きをみせ対応を示したのかを映し出すとともに、著者高畠厚定が造営方主附に任命され、緊張感をもって造営事業に携わろうとし

ていた様子がうかがえる。この点が伺い知れたことは興味深いものであった。

六月二十八日の木作り初め以降造営事業は本格化する。同年六月以降の記述がないのはやはり残念であり、造営事業の全容を知るにも、その後の文化五年六月から十二月までの高畠の日記、すなわち「造営方日記」の確認が俟たれるところである。

〔註〕

（1）金沢市立玉川図書館蔵「政隣記」27　文化七年九月廿五日条

（2）石川県立歴史博物館高畠文書「遺領宛行状」

（3）金沢城研究調査室『御造営方日並記　上巻』解説参照

（4）以上は、金沢市立玉川図書館蔵「御家老方諸事覚書」などによる。

（5）前掲「政隣記」25　文化五年正月十五日条

（6）前掲「政隣記」25　文化五年正月二十七日条

（7）『加賀藩史料』第十一編　文化五年三月二十八日条

（8）『加賀藩史料』第十一編　文化五年三月十六日条

（9）「政隣記」（『加賀藩史料』）文化五年正月二十一日条

（10）石川県立図書館真舘文書「文化年中御用留抜書」

（11）「郡方旧記」（『加賀藩史料』第十一編）文化五年正月条

（12）「御用旧記」（『富山県史』史料編Ⅲ　近世上）

（13）「政隣記」（『加賀藩史料』第十一編）文化五年正月条など

(14) 長山直治『寺島蔵人と加賀藩政　化政天保期の百万石群像』(桂書房、二〇〇三年)
(15) 「一件留帳」四月十四日条
(16) 「政隣記」、『加賀藩史料』第十一編等
(17) 「政隣記」『加賀藩史料』第十一編参照
(18) 「一件留帳」、「政隣記」(『加賀藩史料』第十一編、同日条)
(19) 金沢市立玉川図書館蔵「諸士系譜」「帳秘藩臣録」など
(20) 金沢市立玉川図書館蔵「永井丕陣覚書」七

御造営方一件留帳　解題

モ

御物置……160,186-188,195,199

ヤ

役小者…109,118,124,130,135-136,143,145,147,154,166,177
役所小屋……175
柳之御間（柳ノ御間）……140-141,148,152,188
柳ノ御間御勝手御廊下……159
矢天井之御間……158
屋祢方……100,108,142
焼石……104,109,130,146

ユ

御湯殿……186-188,195,199

ヨ

横目所 ……10,12,16,18,70
与力番所……11,21

レ

蓮池……1,155

186-188,190,193,195-196,198-199
二御丸御殿（二之御丸御殿・二ノ御丸御殿）…14,29,33,47,80-81,83,85,87,110,132,187,193
二之御間……188
御二階……188
人足小屋……198
（東ノ丸）人足等休場 ……198
廿人石切（二十人石切）…109,127,130,135,145,147,168,176-177

ヌ

主附役所小屋……162

ネ

鼡多門（鼠多門）御矢倉台 ……21
鼠多……178

ノ

熨斗立……198

ハ

橋爪……9,11-12,20,51,156
橋爪御門…10,21,23,35,40,43,46-47,49-50,55,59,63,67-68,70-71,74-75,78,113,158,175,178
橋爪一二之御門（橋爪一二ノ御門）…2,197,200
橋爪御門御番所（橋爪御番所）…4,8,10-11,59,78,195
橋爪御門御櫓台（橋爪御門台）……104,178,184
橋爪御門台御石垣……116,177
橋爪御門台続御石垣（右続御石垣）……178
橋爪御櫓台内之方御石垣……183
橋爪一之御門台御石垣……195
橋爪一ノ御門台左右御石垣……134,146
橋爪一ノ御門台左之方御石垣……183
橋爪一ノ御門台右ノ方御石垣……183
橋爪二ノ御門御番所之方御石垣……183
橋爪五疋建御厩……104

ヒ

挽立材木入小屋……105
菱御櫓（菱御矢倉･菱御櫓台）……2,104,113,156,158,182
菱御櫓台内之方御石垣……183
檜之御間(桧ノ御間・檜御間)…140,188-189
檜垣之御間……141,148,152
日用頭……135,147,169

フ

御普請会所 ……86,130,136,141,150,163
御風呂屋……186,195,199
御風呂屋口御石檀……126-127
御風呂屋口御門左右御石垣……196
芙蓉之御間……158
船之御間（船ノ御間）……187,193
御扶持方大工……123,141
御扶持人石切（御扶持人石伐）……109,135,145,147,163-165,167,170

ホ

御本丸……175
御本丸御番所 ……42
御本丸御物置 ……41

マ

松坂…11-12
町会所 …92,102,117,120,132,138,141,178
松之御間（松ノ御間・松ノ間・松の間)…97,112,152,154,158
松ノ御間二之間（同二之間）……158
町方人足小屋……198

三之御丸橋之爪……8
御三ノ間（三之御間）…141,186-188,195,199
御算用場…23,35,39,54,56,58,62,71,85-87,120
柵御門（新坂柵御門）……63,92,158
御材木小屋……193-194,199
御材木挽物置所小屋……194
材木作り木入置小屋……111

シ

御式台……152,193
四拾間御長屋（四拾間御長屋跡）…2,104,113,160,194
四拾間御長屋下土居石垣（四拾間御長屋下土居下）……144,146,150-151
七拾間御長屋御門 ……1,3,30,60,92
七拾間金谷御番所……9
御上棟御規式……175
御省略所……39,98

セ

千本搗……138-139

ソ

御造営方……82,84,86-88,91,95,104-105,110-112,114,116-117,122,124-126,131,134-136,139,143,147,155-156,162-163,166-167,172,176-178,180,191
御造営方役所（御造営方御用御役所）…87,91-96,101-102,110,116,133,161,194,196

タ

御建物土台居石……100,107
大工頭……100,108,141
大工小屋……105,111,121,128,180,189-190,194,197,199
御台所（御台所向・御台所辺）……7,10,23,26-27,40,46,50,55,59,68,92,112,125,140-141,148,152,155,170-171,189,197
御対面所……141,187
御対面所御次……160
竹之御間（竹ノ御間）…88,97,112,125,148,152,159,161
高部屋……187

ツ

蔦之御間御廊下（蔦ノ御間御廊下）……159
鶴之丸……178
土瓦葺……191

ト

虎之御間（虎ノ御間）……84,112
戸室（戸室山）……101,109,114,118,120,125,127,133,136,143-145,150,154,176,178-179,195-196
戸室石……141
土橋御門……20-21,54,60,194
土橋御門御番所（土橋御番所）…1,11,18,21,51,160
銅屋祢……195,199

ナ

波之御間……152,187,193
波ノ御間御縁側……159
鉛水干……178
（東ノ丸）鉛水干道具置所 ……198
鉛屋根……190
鉛吹場……199

ニ

二之御丸（二ノ御丸・二御丸）…1,6,18,29,32,36,38-39,53-54,132-133,138-140,149,154,158,163,165,170,173,176,179,

表裏御式台跡……104
御表向……88,97,112,141,151

カ

鏡之御間（鏡ノ御間・鏡之間）……158-159,161,186
御楽屋多門（御楽屋多門跡）…2,104,113,121,124,142,155,158,161,191
御楽屋多門御石垣……122
御楽屋多門鉛屋根……190
御楽屋下段板敷張渡并三段庇縁雪隠……198
金谷……9,11,38
金谷御殿 ……2,54
金谷御門 ……38,60,92
河北御門……6-7,11,15,21,25-27,92,105,138-139,144,150,194
雁木坂（广木坂）……11-12,195
雁木坂（厂木坂）五十間御長屋石檀下…156
学校 ……72
釜小屋……162,194
御閑所……186-187
御閑所胎内潜……187
壁方……100,108,138,142,194

キ

切手門……104,166
切手御門続御石垣（切手御門続塀下御石垣・切手御門続塀下内之方御石垣）……146,149,154,182,196
桐之御間（桐ノ御間）……141,159,187,193
菊之御間……188

ク

公事場……1,70,82,155
組寄場……1
鍬初……117,128,134,146

ケ

御倹約所……159,189
御稽古所……159,193
御化粧之間……187

コ

五拾間御長屋（五拾間御長屋台・五拾間御長屋跡）…2,104,113,142,156,158
五拾間御長屋下御石垣……183
御座所 ……24,39,59-61,63,74-75,78,80,82-83,87-88,112,167
御座所表御門外 ……60
御座所表御門内外 ……78
御座所御門内 ……60
御小書院……112,152,163
御小書院御廊下……158
御小間……141,187
御膳所（御膳所廻り）……154,187-188,193
御寝所……186,188,195,199
御寝所御縁頬……159
御寝所先御閑所……155
御用之間（御用之御間）……186,195
御用之御小間……188
御進物所……189
木作初御規式仮小屋……192

サ

御作事所（御作事所方役所）…86,89,99,103,107,119-120,139-140,144,150,156,172,177,195,197
三之御丸（三ノ御丸・三御丸）……2,6-7,9,20,26,39,49,51,60,63,67,70-71,149,158,160
三御丸御番所（三之御丸御番所）…2,7,138
三ノ御丸下馬……2
三御丸南御門番所 ……42

事　項　索　引

・見出は、本文中の表記を尊重したが、一部不足を補ったり、類似表記を統一したものもある。発音は敬意の「御」を省いた音で示す場合もある。

ア

穴生……109,114,125,130,134-135,144-147,149,163,176,183
不開門前寄場……1

イ

石川御門…6-7,11,15,21,25-27,92,158,160

ウ

裏御式台……112,140-141,148,189
裏御式台続御廊下……159
裏口御門……104,129,160
御裏口御門右之方御土蔵下御石垣……182
裏御門 ……63

エ

越後屋敷……112,199
越後屋鋪之内鉛吹場……199
御縁側……186,188

オ

御居間(二御丸御殿御居間・御居間跡)…104,140-141,148,152,187-188,195,199
御居間御縁頬……159
御居間先御土蔵……155
御居間先御馬場……198-199
御居間書院（二御丸御居間書院）…141,152,159,187,193
御居間廻（二御丸御居間廻）……97,186
御馬廻番所 ……21,61,63
大御廊下……189
御奥向……112-113,151
奥御式台……187
奥御書院……152,159
奥御舞台……159,186
御玄関先……104
御杉戸之内（御杉戸内）……140-141,148
御鈴廊下……186,188
御茶所……188
御次……119,122,159,186-188,193,195,199
御土蔵……1
御雛土蔵跡……160
御広式（御広式跡）…1,29,32,97,104,151,187-188
御広式御石垣(御広式石垣・御広式跡御石垣)…104,120-121,166,176,179,182
御広式御居間（二御丸御広式御居間）…141 160,187
御広式御土蔵……2
御広式境御石垣（御広式境石垣）…109,127,136,146,151,176
御広式下部屋……160
御広式段橋……117
御広式部屋方(二御丸御広式部屋方・部屋方・御広式御末廻リ部屋方）……141,160,188
御広式向……140,148
御舞台……151,158,161
表御式台……112,142
表御門 ……59,63,75

115-116,121,125,137,163,166,174,177,
184
村井龍助（仮横目足軽）……122
村田三郎兵衛（恒升、造営方内作事奉行）…
139,167

モ

毛利与兵衛……45,55
本橋仙右衛門（修理才許与力）……106

ヤ

弥兵衛（二十人石切）……168
山瀬専右衛門（歩横目）……126
山本久蔵（比之、御扶持方大工）……123
山本又九郎（守令、大小将横目）…2-3,8-9,
12

ユ

湯原半右衛門 ……31,46,69

ヨ

横地勝左衛門 ……11,50,58
横山山城（隆盛、年寄）…2-5,13,17-20,
22-25,28,31-32,34-36,56
与左衛門（二十人石切）……168

ワ

渡辺源五郎 ……52
渡辺左兵衛（修理才許与力）……106,167
渡辺彦右衛門（留書足軽）……166
渡部伊右衛門（御大工）……123

ニ

仁左衛門（二十人石切）……168
仁兵衛（二十人石切）……168

ハ

土師左膳（正秘、会所奉行加人）…37,51,75
長谷川徳左衛門（取次足軽）……90
服部猪之助……111,124,161-162
羽田伊大夫（仮横目足軽）……122
羽田忠兵衛（御大工）……123
原治大夫……54,62
原与三右衛門（御扶持人石切）……167
半田主馬 ……30
伴酒造 ……39

ヒ

ひたヤ五兵衛（町会所人夫土持）……132
人見吉左衛門（忠貞、馬廻頭・近習御用）…53-54,56,60
平野林右衛門（仮横目足軽）……122
広瀬隼之助 ……23

フ

福島佐左衛門……62,69
武兵衛（二十人石切）……168
不破宗助 ……28,38,69
不破東作（均、公事場横目）……82
文右衛門（棟梁大工）……173

ヘ

平右衛門（棟梁大工）……161,171-172
兵五郎（棟梁大工）……173

ホ

堀内蔵頭（直昭、幕府奏者番）……53,56-57
堀三郎左衛門（善勝、学校方）……72-73
本多安房守（政礼、年寄）…39,59,61,63,65,82
本保平大夫 ……83
本保与十郎 ……84

マ

前田伊勢守（孝友、金沢城代）…2-3,6,8-10 12,14,16,24,26,33,36,39,47,74,81,83,85,94-95,101-105,110-111,115-116,120,137,140,156,166,184
前田織江（道済、家老）……21,93
前田甚八郎（直房、馬廻頭・宗門方）……30,53-54,57,60
前田斉広（加賀藩主）……5
前田治脩（前加賀藩主）……2,5
前波瀬八郎 ……9,28,38,65,69,78
孫九郎（小遣小者）……91
正木甚左衛門（穴生）……134,146
松田左次馬 ……9,19,69,71
馬渕嘉右衛門……175

ミ

三浦助右衛門（八郎左衛門、賢善、造営方主附）…81,85-86,102-103,115,134,165,178
水越八郎左衛門 ……39,136
水登清兵衛（御扶持人石切）……168
水野次郎大夫（武矩、算用場奉行）…60,97,111
水野孫三郎（武次、呉服奉行）……105,110
宮野次右衛門（御扶持人石切）……167
三輪仙大夫（寛明、普請奉行）……184
三輪藤兵衛 ……83,103,174

ム

村井又兵衛（長世、金沢城代）……12,29,33,44,47-48,61,64,66-67,70-71,74-75,78,80-83,85,94-95,97,101-102,105,111,

155-156,162,165,171-173
善八（二十人石切）……169

ソ

曽田清大夫 ……39

タ

大納言様→徳川家慶
高桑祥右衛門 ……40
高沢八郎左衛門 ……31,38,69
高野彦助（日用頭）……170
高畠五郎兵衛（厚定、造営方主附）…1-2,4-5,8,10-11,15-19,23-28,31-32,35,40,43,45-46,49-50,52-56,58-62,64-65,67-71,73-75,77-78,80-83,85-87,92-93,96-97,105,111,114,116,124-125,161,165,182
宅左衛門（二十人石切）……168
武田喜左衛門（信古、定番頭）…5-6,11,22 34,72,76
多助（二十人石切）……168
田辺勇作（敬順、呉服奉行）……105,110
団多大夫（尹、定番頭）……1,5,8,10,26,38 43,47,60,67,70,72,139

チ

長右衛門（二十人石切）……169
長甲斐守（連愛、年寄）……21,93
長五郎（二十人石切）……169
長蔵（小遣小者）……91
長蔵（二十人石切）……168

ツ

佃源太郎 ……69
佃甚太郎 ……18,23,69
柘植三左衛門 ……9-10,28,38,40,69
津田玄蕃（政本、家老）…24,26-27,33,36,37,42-43,47,51,67,71,74
津田左近右衛門（政隣、金沢町奉行）…73,120,172
津田大次郎……9
津田亮之助（鳳卿）……38

テ

貞琳院（喜機、前田斉広生母）……75
寺西勘六郎 ……23,35,69
寺西九左衛門 ……36

ト

遠田誠摩（自久、算用場奉行）……162
徳川家斉（将軍）……53,56-57
徳川家慶（将軍嗣子）……53,56-57
富永右近右衛門（助有、馬廻頭・宗門奉行）3-5,19,25-26,29-30,44,48,50,52,60-61,64,66,70-73,75,77

ナ

中川清六郎（顕忠、公事場奉行）…22,34,82
中川平膳（忠好、馬廻頭）…3,36,43,60,71-73,75,77-78
長瀬五郎右衛門（有穀、馬廻頭）……60,139
永原数馬 ……32,46,69
永原七郎右衛門（好之、造営方主附）……81,85-86,88,97,101,104,110,115-117,120,125-126,165
中村九兵衛（帷正、定番頭）…3-8,13-15,17,19-22,25-26,29-30,34,36,44,50,52,57-58,60,64,70,75,78
中村惣大夫（仮横目足軽）……122
中村求之助（雅政、普請奉行）…125,140,156,162,164,178,179,183
長屋左近（安敦）……30

61-62,65,69,72
奥村又吉（取次足軽）……90
小郷小左衛門 ……84
小野木鉄十郎……61,71
小幡次郎……5,9-10,35
小原金大夫（横目足軽）…20,70,74,85,119,174-175

カ

改田主馬（政成、表小将横目）……39
加藤三四郎（泰道、造営方主附）……72,81,85-86,91,115-116,121,126-127,136,156,162
角尾金左衛門……12,19-20,51,136
金谷佐太夫(建尚、造営方内作事奉行)…139,167
金田猪兵衛（歩横目）……121,126
神尾源一郎 ……15,26-27,31-32,46,69
上坂平九郎 ……39
河合和左衛門（留番足軽）……90
神戸采女 ……4,53,56,69
神戸直次郎……38,83-84,93,116,124

キ

菊池九右衛門（作則、小将頭） ……73
喜兵衛（二十人石切）……169
木村勘六（御用番方執筆)…19,23,45,50,54
久右衛門（二十人石切）……169

ク

国沢源六郎……62,69
公方様→徳川家斉
熊谷少九郎(隨富、造営方内作事奉行)…139
栗田織江 ……32,46-47

コ

上月与左衛門 ……31,46,69
小右衛門（二十人石切）……168
小竹直右衛門……154
後藤吉蔵（留番足軽）……90
後藤吉兵衛（留書足軽）……166
後藤金平（穴生）……164
後藤小十郎（穴生）……164
後藤彦三郎（和睦、穴生）……163
権之丞（二十人石切）……168

サ

斎藤弥八郎……32,46,56,69
坂井伊兵衛……9,26-27,37,40,51,69
佐藤弥之助（御扶持人石切）……167

シ

治助（棟梁大工）……173
篠田弥三兵衛(和之、御扶持方大工)……123
芝山直助……31,46
芝山弥一郎 ……32,35,39
相公様→前田治脩
庄田要人（氏隣）……22,34
次郎吉（二十人石切）……168
甚左衛門（二十人石切）……169
甚蔵（二十人石切）……169

ス

杉浦逸角（守政、作事奉行）…111,133,142
杉野善三郎（盟、算用場奉行）…12,29-30,33,52,60,64,70,139,161
杉村杢平（算用者）…161-162,166,169,174
杉本権兵衛……28,39
鈴木弥八郎 ……38

セ

関屋中務（政良、造営方主附）…81,84-86,88,90,94-95,97,104,110-111,114,119,122,124,131,136,142-143,146,148,151,

人　名　索　引

・見出は、本文中の表記を示したが、複数の表記がなされた場合は、より一般的な名称もしくは頻度の多いものに統一した。同一名でも明らかに別人と推定された場合は、別項目とした。
・（　）内に諱・役職・所属・職業など必要な情報を入れた。

ア

青木次助（御扶持人石切）……167
青木与右衛門（貞珉、馬廻頭）……13,17,22,25,30-31,40,43,48,52,60-61,64,67-68,70,73,75,77,139
青地主馬 ……32,46,69
赤井平左衛門 ……29,32-33
浅加作左衛門（中郷、作事奉行）……82,105-106,121,142,161,171,175
浅香治部 ……4,30-31,38,53,56,69,75
浅野三郎平（御扶持人石切）……167
粟ヶ崎藤右衛門……129

イ

池田三九郎（孫安、公事場横目） ……82
伊左衛門（二十人石切）……169
石川兵勝（定功、普請奉行）……47,82,126,128,135-136,143,146,148,154,162,170,183
石坂助九郎（町会所人夫土持）……132
伊助（二十人石切）……169
稲垣左兵衛（算用者）…97,99,104,110-111 161,163,169
井上井之助 ……13,44,49,64,66
井上庄右衛門（明矩、御大工)…104,106,123 154-156
井上清左衛門(信実、造営方内作事奉行)…139,167,178
井上惣助（為重、御扶持方大工）……123
井上元吉（直簾、割場奉行） ……43
岩田誠左衛門 ……19-20,69
岩田伝左衛門（盛昭、金沢町奉行）……120,172
岩村安左衛門（仮横目足軽）……122

ウ

上木金左衛門（自庸、普請奉行）……47,82,101,125-128,135,143,146,148,170,183
宇右衛門（棟梁大工）……161,172
牛円佐助（算用者）……97-99,110-111,115,119,162

エ

江守要人（隆屋、作事奉行）……111,142
遠藤数馬（高璟）……9

オ

大橋又右衛門……199
大平儀右衛門（歩横目）……121
岡嶋定次郎 ……28,39,69
岡田助右衛門（之龍、馬廻頭）…3-5,11,13 15,17,20-22,25,29-30,32-33,36,40,43,45,47-48,50,52,57-58,60-61,64,66-68,70,72-73,75,77-78
岡田徳三郎 ……12
奥源次郎（穴生）……163
奥村左京（質直、年寄）…21,40,52-56,58,

〔金沢城史料叢書39〕

金沢城普請作事史料６

文化五年 御造営方一件留帳

令和３年３月31日　発行

編集・発行　石川県金沢城調査研究所

〒920-0918
石川県金沢市尾山町10-5
電話(076)223-9696　FAX(076)223-9697
E-mail:kncastle@pref.ishikawa.lg.jp
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html
印　刷　株式会社 ハクイ印刷